

## 後志地方の近代アイヌ社会と民具資料収集の射程

—旧開拓使札幌本庁管下後志国9郡を対象として—

大坂 拓

目次 はじめに

- 1 人口の推移
  - 2 明治前期の生業
  - 3 明治前期の土地所有
  - 4 北海道旧土人保護法下の勸農政策
  - 5 対象地域で収集された民具資料
  - 6 収集民具資料と実態の間
- おわりに

Key Words アイヌ民族 (Ainu)、北海道 (Hokkaido)、後志 (Shiribeshi)、民族学者 (Ethnologist)

### はじめに

本稿の目的は、北海道南西部に位置する後志地方のうち、明治期に開拓使札幌本庁管下で岩内・古宇・積丹・美国・古平・余市・忍路・高島・小樽の9郡が置かれた地域を対象として、各種の史料から近代のアイヌ民族の状況を跡付けるとともに、民族学的資料収集がいかなる歴史的経緯の上で展開されたのかを確認することにある。

明治以降150年のあいだに数多くの民族学研究者がアイヌ民族に関する調査研究を実施し、その過程で多数の民族資料を収集してきたが、対象地域は研究者の側が「伝統的」な要素が色濃く調査が可能とみなした集落に限られ、対象資料もまた、祖系を反映するがゆえに「かつて」の「伝統的」社会組織の復元に有意義と考えられた祭祀具等、一部の品目が集中的に選択される傾向を有していた。そしてそこでの研究成果は、「和人の移住多きを加ふるに従ひ、漸次其の勢力に圧倒せられて、年々戸口の減少を見るに至り」（北海道庁 1922:40）といった「衰退」と「同化」イメージの中で、「消滅」寸前に辛うじて拾い上げられた貴重な「伝統的」社会の断片として、同時代的文脈から遊離したまま分析対象として眼差されることになった。

こうした研究手法は20世紀後半の間に急速に失速していったが、それは後の本質主義批判によるものではなく、むしろ、研究者の多くが「同化」の進行によっても

はや「伝統的」社会の記述が困難と認識するようになったことが大きく作用していたものと見られる。その後の研究者の関心は、海外資料の所在確認調査や観光産業の中で継承された工芸、文化復興運動といった側面に向けられるようになり、それぞれ着実な成果を生みだしてきたものの、一方で、超長期的スパンで文化変遷を明らかにする考古学、近世～近代を中心に厚い記述を積み上げてきた文献史学のいずれからも遊離した位置に、歴史性を欠いた「伝統的」文化像が有効な批判も加えられないまま放置され続けることになった。現在もなお、博物館展示をはじめとする様々な場面で、過去の研究成果を無批判に参照した「伝統的」文化像の流布が繰り返され、時にそれが歴史的な実像であるかのように「現在」と対置さえされている原因の一端は、この点にあるのではないかと。

もっとも、過去の研究が記述した「伝統的」文化もまた、調査が行われた時点で実在した文化のある側面を切り取ったものである以上、筆者はそれをことさらに「幻想」などと規定して議論を終えようとは考えていない。いま求められているのは、文化継承を見据えつつ精緻な信仰研究と切り結ぶことで物質文化研究を儀礼体系の記述へと高めた北原次郎太の取り組みや（北原 2014）、個別の民具の微細な変化から文化変容を読み取ろうとする筆者の試み（大坂 2017・2018）と並行して、かつての民族学研究のフレームの外側にも意識を向け、収集さ

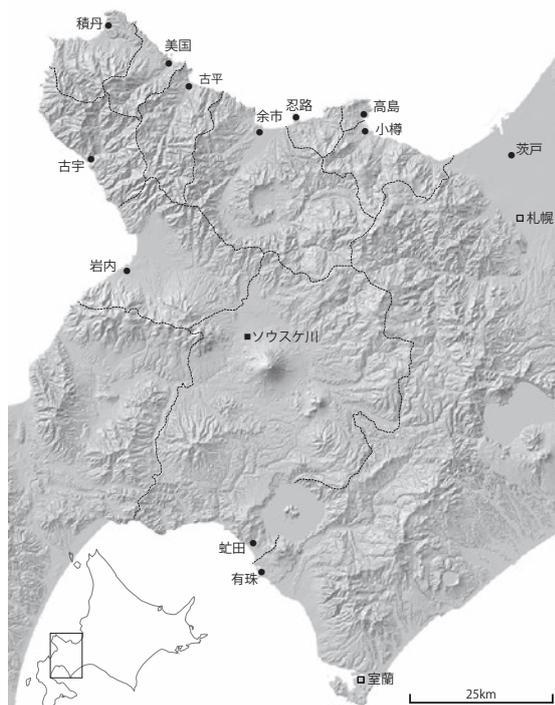


図1 本稿関連地図  
(陰影起伏図(国土地理院)を加工して作成)

れた資料をあらためて歴史的な脈の中に位置づけなおす作業であろう<sup>(1)</sup>。

以上のような問題意識に立つ場合、筆者は当面、「地域」をフレームとした検討が有効との見通しを持っている。近代以降、アイヌ民族の状況は各種政策の実施過程や文化的独自性の維持/変容の度合いにおいて著しい地域差を生じるようになる。空間的範囲を設定することで、それぞれの地域で各時代にいかなる制約が生じ、その中をアイヌ民族がどのように生き、研究者はそこに何を見出し、何を見落としていたのかを展望することが可能になるはずである。そうした研究を積み上げることが、迂遠ながらも「伝統」や「運動」をキーワードとして構築されてきた典型的な歴史像の中で見落とされてきたものを包摂したアイヌ史<sup>(2)</sup>への貢献に繋がると考えたい。

本稿で扱う後志国9郡は、文献史学の分野において、ヨイチ場所請負人竹屋林家が残した膨大なアーカイブ「林家文書」を中心的な素材として、和人の場所経営やアイヌ民族の「自分稼」等に関する稠密な記述がなされ、

近世蝦夷地に展開した在地社会の典型的イメージを形成してきた側面を有する。しかし、近代以降のアイヌ民族に関する研究は、開拓使～北海道庁による異民族統治が目立った形で実施され、膨大な関連資料が残されている太平洋沿岸で分厚い記述がなされてきた反面、日本海沿岸については札幌・旭川といった都市圏との関りから注目を集めてきた石狩川流域を例外として、制度史の中で断片的に触れられるにとどまってきたと言ってもよい。本稿の目的を達するためには、近代の状況を可能な限り復元することがまず求められる。

以下では、第一に各種の統計から人口の推移を確認し、第二に明治前期の生業についてまとめ、第三に近代以降の生業形態や居住地の安定性を大きく規定することとなった明治前期の土地所有を概観し、第四に明治後期に制定された「北海道旧土人保護法」以降の土地所有と生業の状況を明らかにする。続いて第五に対象地域で収集された民具資料を確認し、第六に資料収集地の分布及び収集された民具資料の機能的側面に着目した組成を文書史料の記述と比較し、そこに作用した作為と限界を検討して最後にまとめをおこなう。

なお、本稿で参照した開拓使文書等の中には、アイヌ民族の住所氏名を含む個人情報が多量に記載されているものがあるが、以下の記述では既に刊行物などによって広く知られている人物を除いては姓を伏せることとし、出典についても必要に応じて資料番号等を明示しない措置をとった<sup>(3)</sup>。文書の作成から既に100年を超える時間が経過しているとはいえ、世界的規模で急速に拡大する社会分断の煽りを受け、アイヌ民族を取り巻く状況が再び深刻さを増しつつある中で、居住地域や姓などの情報のご遺族に結び付けられ不利益を生じることは避けなければならない。本稿の記述方針は、歴史学的な記述の有益性が現代を生きるアイヌ民族の人権に優越するものではあり得ないと考えためであり、この点について読者の深慮を請いたい。

これと相反するようではあるが、史料引用中では現在では差別語と見なされる単語や明確な民族蔑視を含んだ表現の多くをそのまま取り上げている。それらの言葉一つ一つが、いかなる眼差しの中をアイヌ民族が生きざるを得なかったのかを端的に示す証拠に他ならないと考えたためである。

(1) 和人社会の需要を背景とした「伝統的」文化の選択的継承とその意義については、齋藤玲子による観光人類学の立場からの展望(齋藤 1994)や、谷本晃久による旭川の社会情勢を含めた細密な描写(谷本 2009)等がある。筆者はこれらの先行研究に大きな刺激を受けつつも、「観光」とは明確に結びつかない地域に関する記述を厚くすることを自らの課題と意識しており、これまで浜益郡(大坂 2019)、渡島半島(大坂 2020)を取り上げてきた。本稿はこれらに続くものである。  
(2) ここでは、瀧口夕美による『民族衣装を着なかつたアイヌ』(瀧口 2013)や、石原真衣による「サイレント・アイヌ」に対する視点(石原 2018)等を念頭に置いている。  
(3) 開拓使文書の史料名は原則的に北海道立文書館の件名目録に依拠し、出典は(簿書:○、○件目)と略記し、旧字は新字に改め、句読点を適宜補った。件名が付されていない場合や、同一件名に複数の文書が含まれる場合には原題を用いた。引用中において個人情報保護のために伏字とする場合は■で表示し、判読不能箇所と区別した。また、資料番号や件名等の詳細を伏せた場合には、末尾に\*を付した。

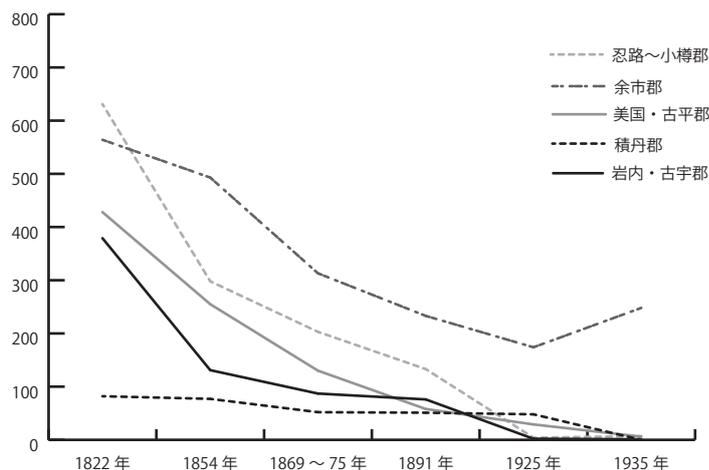


図2 地域別の人口推移

表1 人口の推移

場所	国	郡	1822年	1854年	1869~75年	1891年	1925年	1935年	1822~1935年の減少率
イワナイ	後志国	岩内郡	251	56	44	34	1	0	100.0%
フルウ		古宇郡	128	75	43	42	1	1	99.2%
シャコタン		積丹郡	82	77	52	51	48	0	100.0%
ビクニ		美国郡	54	14	15	11	11	0	100.0%
フルビラ		古平郡	374	241	115	47	18	6	98.4%
ヨイチ		余市郡	564	493	367	233	174	248	56.0%
ヲショロ		忍路郡	292	125	105	72	4	7	97.6%
タカシマ		高島郡	189	71	29	61	0	0	100.0%
ヲタルナイ		小樽郡	150	102	69	0	0	0	100.0%
総計			2,084	1,254	839	551	257	262	87.4%

## 1 人口の推移

### (1) 人口の推移とアイヌ民族／和人の人口比

対象地域は、近世においては全域が西蝦夷地に含まれ、場所請負制度のもとでイワナイ、フルウ、シャコタン、ビクニ、フルビラ、ヨイチ、ヲショロ、タカシマ、ヲタルナイの9場所が置かれていた。明治に入り1869（明治2）年に北海道に11国86郡が置かれると、場所を踏襲する形で岩内、古宇、積丹、美国、古平、余市、忍路、高島、小樽の9郡が設置され、短期間の分領支配を経て開拓使札幌本庁の管轄下となった（図1）。

この地域には天保の飢饉以降、出稼和人が大量に流入

して「浜中」と呼ばれる集落を形成し、1865（元治2）年にはヲタルナイ場所が和人地に準ずる「村並」の穂足内村となるほどだったが、その一方でアイヌ民族は過酷な漁場労働、持ち込まれた伝染病の流行などによって深刻な打撃を被ったことがとに知られている（高倉1942ほか）。ここでは、19世紀前半から20世紀前半のアイヌ民族の人口について、1822（文政5）年・1854（安政元）年は高倉の集計（高倉1942：309-311）、1869（明治2）年～1875（明治8）年分は各郡単位で作成された『諸調』等<sup>(4)</sup>、以降は各種の行政統計文書に依拠して概観する（図2、表1）。

なお、近世期にはこの地域にも和風習俗を受容し和風

(4) 本稿の対象地域では、『古宇郡諸調 明治三年』（簿書：187）、『積丹郡諸調 明治三年』（簿書：A4/207）、『美国郡諸調』（簿書：A4/211）、『古平郡諸調 三年』（簿書：A4/203）、『余市郡諸調』（簿書：188）、『忍路郡諸調』（簿書：189）、『小樽高島両郡諸調 明治三年』（簿書：A4/206）等、各郡単位で作成された文書に記載された人口が、後年に編纂された『開拓使事業報告』（大蔵省 1885a）と大きく食い違っている事例が多い。1870（明治3）年を例に各『諸調』-『事業報告』の順に記載すると、古宇郡（11戸43人-7戸22人）、美国郡（5戸15人-20戸45人）、余市郡（83戸367人-20戸116人）、忍路郡（27戸105人-11戸33人）、高島郡（8戸29人-7戸27人）、小樽郡（19戸69人-5戸11人）であり、高島郡が例外的に近い数値になっているのを除けば数倍の開きがある。この齟齬は後年になっても埋まらず、1880（明治13）年には小樽郡は『事業報告』では3戸5人とされるのに対し、居住地移転に関連して作成された文書では21戸67人が記載されている。土地や漁業に関連した各種史料との整合性が確かめられるのは『諸調』等であり、『事業報告』の数値は本稿の対象地域に関しては信頼性が極めて低いと言わざるを得ない。以上の理由から、本稿では各郡単位で作成された文書の数値を採用することとしたが、単一の年度で全郡のデータが揃わないため次善の策として、古平郡は1869（明治2）年、積丹郡は1871（明治4）年、岩内郡は1875（明治8）年、他は1870（明治3）年というやや年代幅を含む数値を用いた。

表2 1862（文久2）年におけるヨイチ場所の人口構成

	和人				和人計	アイヌ民族		アイヌ民族計	総人口	総人口に占めるアイヌ民族人口
	定住（越年含）		季節居住者			男	女			
	男	女	男	女						
ヨイチ	159	117	926	249	1,451	228	211	439	1,890	23.23%

出典：谷本 2020『近世蝦夷地在地社会の研究』148頁の表3により、男女別は原資料（余市町 1985『余市町史』第1巻資料編1の林家文書「戊年余市御場所諸書上」）に拠り追加のうえ、体裁を改めた。

表3 1865（慶應元）年におけるイワナイ・フルウ場所の人口構成

	和人				和人計	アイヌ民族		アイヌ民族計	総人口	総人口に占めるアイヌ民族人口
	永住		出稼			男	女			
	男	女	男	女						
イワナイ	571	546	45	38	1,200	28	13	41	1,241	3.30%
フルウ	299	277	52	35	663	20	23	43	706	6.09%

出典：『遠当守都外七ヶ場所永住並越年人別帳 丑年』（簿書：A1-3/4）による。

表4 1869～1871（明治2～4）年における後志国各郡の人口構成

	和人				和人計	アイヌ民族		アイヌ民族計	総人口	総人口に占めるアイヌ民族人口
	定住（越年含）		季節居住者			男	女			
	男	女	男	女						
古宇郡	290	268	126	107	791	17	26	43	834	5.16%
積丹郡	565	209	1,009	121	1,904	31	21	52	1,956	2.66%
美国郡	51	49	909	93	1,102	9	6	15	1,117	1.34%
古平郡	215	196	937	268	1,616	62	53	115	1,731	6.64%
余市郡	274	227	?	?	?	189	178	367	?	?
忍路郡	283	248	989	358	1,878	51	54	105	1,983	5.30%
高島郡	249	187	76	24	536	17	12	29	565	5.13%
小樽郡	913	819	311	151	2,194	40	29	69	2,263	3.05%

出典：『古宇郡諸調 明治三年』（簿書：187）、『積丹郡諸調 明治三年』（簿書：A4/207）、『美国郡諸調』（簿書：A4/211）、『古平郡諸調 三年』（簿書：A4/203）、『余市郡諸調』（簿書：188）、『忍路郡諸調』（簿書：189）、『小樽高島両郡諸調 明治三年』（簿書：A4/206）による。余市郡は和人が「永住」及び「出稼越年」のデータのみ記載されており総数が不明。岩内郡は簿冊未見のため欠。

表5 1891（明治24）年の人口構成

	本籍		寄留		総人口	アイヌ民族	総人口に占めるアイヌ民族人口
	男	女	男	女			
岩内郡	3,487	3,291	3,614	2,538	12,930	34	0.26%
古宇郡	1,803	1,751	1,349	1,057	5,960	42	0.70%
積丹郡	1,020	916	543	349	2,828	51	1.80%
美国郡	1,268	1,273	100	60	2,701	11	0.41%
古平郡	1,674	1,565	1,411	1,074	5,724	47	0.82%
余市郡	3,741	3,586	2,114	1,655	11,096	233	2.10%
忍路郡	1,598	1,542	514	426	4,080	72	1.76%
高島郡	2,538	2,359	4,775	3,586	13,258	61	0.46%
小樽郡	5,710	5,776	5,147	4,237	20,870	0	0.00%

出典：『明治廿四年岩内古宇郡役所統計概表』、『明治廿三廿四年小樽高島忍路余市古平美国積丹郡役所統計概表』による。

表6 1935（昭和10）年の人口構成

	男	女	総人口	アイヌ民族	総人口に占めるアイヌ民族人口
岩内郡	12,872	13,331	26,203	0	0.00%
古宇郡	5,015	5,012	10,027	1	0.01%
積丹郡	1,949	2,043	3,992	0	0.00%
美国郡	1,943	2,061	4,004	0	0.00%
古平郡	3,716	3,769	7,485	6	0.08%
余市郡	14,450	13,946	28,396	248	0.87%
忍路郡	3,024	3,218	6,242	7	0.11%
高島郡	4,252	4,250	8,502	0	0.00%
旧小樽郡	81,419	78,224	159,643	0	0.00%

出典：1935（昭和10）年国勢調査、『北海道旧土人概況』（北海道庁学務部社会課 1936）による。

の名に改めた「帰俗土人」と呼ばれる人々が存在したが、「帰俗」は和人同様に扱われることを意味するものではなく、他のアイヌ民族と同様に「土人別」に編成されたまま限定的な優遇措置を受けるに過ぎなかったから、人口の推移には影響を与えていないことを前提として確認しておく。谷本晃久は、1860（万延元）年7月にフルウ場所「平土人」のチハアエノが、アイヌ風俗を和人同様に改めることと引き換えに和人同様の労働条件を認めるようを要求し、場所請負人の利益を優先した箱館奉行所によって拒否された事例を紹介している（谷本2003：210-212）。このチハアエノは後に帰俗して「千助」と名を改めたが、明治以降も「元土人」・「旧土人」として処遇され続けていた<sup>(5)</sup>。

地域全体のアイヌ民族の総人口は1822（文政5）年には2,084人を数えたが、1854（安政元）年には1,254人、1891（明治24）年には551人、1935（昭和10）年には262人と極めて急激な減少傾向を辿っている。地域別の傾向においてもグラフは多くの地域で急激な下降線を描いており、比較的变化が緩やかに見える積丹郡でも、1925（大正14）年までの減少率は41.46%に達した。

総人口に占めるアイヌ民族の比率を見てみると、近世末期～近代初期の段階で既に、ヨイチ場所で2割をわずかに上回るものの、他場所では1～6%台に過ぎなくなっていた（表2～4）<sup>(6)</sup>。その後も和人の大量流入とアイヌ民族の減少が継続した結果、1891（明治24）年には余市郡で2.1%、積丹郡と忍路郡で1%台を維持したものの他は全て1%を割り込み（表5）、1935（昭和10）年には余市郡でも1%を割り込むに至っている（表6）。

これらの数値は二つの点に注意を要する。第一に、取り扱った数値はあくまで公的な集計であり、実態との間には無視しがたいズレがある点である。1898（明治31）年には余市郡大川町のアイヌ民族は本籍36戸178人に対し「常住スルハ其半数」、忍路郡塩谷村でも4戸14人の「多く出稼ヲナシ實際居住スルハ三四人」に過ぎなかったし（河野他編1987：236-271）、1916（大正5）年の調査でも、余市郡内の本籍84戸297人に対し現住者は49戸198人だったことが知られている<sup>(7)</sup>。人口減少の実

態は、統計値に現れたものよりもかなり大きなものであったと見なければならぬ。

第二に、人口の推移を追っていくと、小樽郡や高島郡、積丹郡のように、ある時期を境にまとまった人口が突然消滅している事例が存在する点がある。やや先取りして述べれば、ここには行政的意図による強制的な移住や居住環境の悪化による他地域への転出といった人口の移動が介在している場合や、それらとは異なりアイヌ民族に大きな影響を与える事象の記録が存在せず、行政の側が把握を取りやめたため統計上で不可視化されたと推定される場合が混在している。

## （2）開拓使による戸籍編成と改姓名

1871（明治4）年戸籍法制定以後のアイヌ民族の取り扱いに関しては、高倉新一郎（高倉1942：418-419）、海保洋子（海保1992：18-21）らによって言及されてきた。以下ではこれら先行研究で触れられた原史料もたどりつつ、対象地域内の状況を概観しておきたい。

### 戸籍への編入

1871（明治4）年4月の戸籍法制定を受け、翌1872（明治5）年になって開拓使内部で戸籍編成に関する不審点が議論された際、「北海道国郡分界被相定候上ハ、従来浜浦山野ニ居住ノ蝦夷人皇国ノ民タル素ヨリ之儀ニ候得共、平民ト一般ノ戸籍ニ編入シ如何ニ候哉 但本条之通編製之上ハ、平民ト縁組等ヲ始トシテ万時一般ノ交際勝手タラシムルベシヤ」との伺いがなされ、翌1873（明治6）年2月27日付で東京出張所が札幌本庁及び函館支庁に宛てて発した文書に、「伺之通、尤可成文説論シ一概ニ法ヲ以押スヘカラス」との回答が確認できる<sup>(8)</sup>。

ただし、同年2月19日に札幌本庁が岩内郡出張先に宛てた文書には、「平民ト帰化土人者分別を定、一帳連署ルトモ一日瞭然相分り候様編集可致」の一文が見えるし<sup>(9)</sup>、4月20日に札幌本庁開墾掛が函館支庁民事課に送った文書でも、本庁管内では「旧慣ヲ脱シ帰化ニ赴農漁ヲ以テ生営ヲ相立候者ハ平民同様ニ編入」しつつ、「但第何番ニ帰化土人ト記ス」方針をとっていることが確認される<sup>(10)</sup>。

(5) 『遠当守都外七ヶ場所永住並越年人別帳 丑年』（簿書：A1-3/4）の「降雨御場所土人家数人別調査書」に「平土人改俗ノ千助ノ当丑三十四歳」が見える。1872（明治5）年にウィーン万博出品候補品が収集された際の文書\*には、古宇郡で収集された「麗頭骨」の捕獲者として、「古宇郡土人元名ツバ事今帰俗して■千之助」の記載がある。「チハアエノ」の「アエノ」は男性の尊称aynuであり、名はその有無に関係なく機能する。「ツバ」と「チハ」は日本語北海道海岸部方言による語形の揺れで、「チ」の音に「千」をあて改名されたものであろう。

(6) 和人の数値のうち、『美国郡諸調』の「出稼」の数値は「右者昨今年人数相揃不申候ニ付、去辰年分奉書上候」と記載される1868（明治元）年のものとなっている。余市郡では「永住」と「出稼越年」のみが記載されており、一時出稼者はデータが欠落しているため空欄とした。

(7) 北海道庁警察部作成の文書\*による。

(8) 「東京ヨリ来翰ノ土人ヲ平民ニ編入ノ義ニ付回答方ノ件」『本支庁往復留 明治九年一月』開拓使函館支庁民事課戸籍係（簿書：1716、3件目）。なお、高倉は本件を「明治六年函館支庁よりの伺」としているが（高倉1942：418）、上記文書に「明治五年中」とする記述が確認されたため、本稿ではそれに従った。

(9) 「積丹郡・古宇郡帰化土人編籍ノ件」『出張先往復 書 明治四辛未年壬申ニ至ル』開拓使札幌本庁庶務掛（簿書：311、26件目）。

(10) 「土人戸籍取調ノ義ニ付問合ノ件」『東京・札幌・福山・諸県往復留 六冊之式 明治六年』開拓使函館支庁民事課（簿書：748、1件目）。この文章に続いて、「依然トシテ不相改者ハ其尽ニ致置」との記載があるが、この帰化云々による区分は近世の帰俗と同一とは考えにくく、実際には開拓使の行政的な統治の都合によるものではないかと疑われる。

このように、平民への編入はその当初から、完全に和人同様の取り扱いをなすことを意味してはいなかったものと見られる。

1876(明治9)年には、開拓使東京出張所が函館支庁及び札幌本庁に対し、管轄下のアイヌ民族の年齢を記した「調書」の提出を求めた<sup>(11)</sup>。この時点では函館支庁がアイヌ民族のみを対象とした「調書」は存在しないと報告したため<sup>(12)</sup>、提出そのものが「ヒトマツ見合」となっているが<sup>(13)</sup>、一旦は「平民一般ノ戸籍ニ編入」を決定したものの、実務上では様々な面で和人とアイヌ民族を切り分けた施策が必要とされていたことが影響したものであろう。2年後の1878(明治11)年には、「旧蝦夷人ノ儀ハ戸籍上其他取扱向一般ノ平民同一タル勿論ニ候得共、諸取調者等区別相立候節ノ呼称一定不致候ヨリ、古民或ハ土人旧土人等区々ノ名称ヲ付シ不都合候条、自今区別候時ハ旧土人ト可相称、但旧土人ノ増減等後来ノ調査ニ差支サル様別ニ取調置ヘシ」(1878年11月4日付第22号達)の通達が発せられ、アイヌ民族は平民でありながら「旧土人」とされ、統計上も人口等が別途計数され続けることとなった。

## 改姓名

アイヌ民族は、平民への編入によって、1870(明治3)年太政官布告第608号「平民苗字許可令」、1875(明治8)年太政官布告第22号「平民苗字必称義務令」の対象に含められることになった。しかし、アイヌ民族の場合には姓はもともと存在しなかったし、名も近世末期には婦俗人が和風の名で人別帳に記載されるようになっていたとはいえ、多くがアイヌ名を使用している状況にあった。開拓使管下では、1872(明治5)年頃から各地で行政側が主導して、当時の文書に「改姓名」等と記される措置が進められていったが、それは北海道全域で戸籍編成と同時に並行して実施されたわけではなく、またその内容も、姓が設けられ名はアイヌ名がそのまま使用さ

れた場合もあれば、姓の使用と改名の双方が強く指示される場合もあるなど一定していなかった。

本稿の対象地域の場合、1875(明治8)年3月に岩内出張所が札幌本庁民事局戸籍課に対し、「当郡下土人名称旧来之通り仮名ニ而認来候処、処轄古宇郡ハ先年平民一般之通、漢字ニテ苗字名相用候様相成居、戸籍簿掲載方体裁モ宜敷有之」などとして郡内のアイヌ民族の改姓名を上申し、認められている例がある<sup>(14)</sup>。古宇郡では1872(明治5)年の文書から既に和風の姓名を有する人物が確認されるが、その東に隣接する岩内郡ではこの時点までクエルラ(久伊留良)やシケム(志計武)など近世以来のアイヌ名が使用されており、姓は設けられていなかったため、この年に初めて、「原名誰、改名何某」と対照する形で整理された「改姓名調」が提出されたものである<sup>(15)</sup>。

残されている文書を見る限り、この地域では改姓名の具体的な方法に関しても統一的な指針は存在しなかったようで、郡毎に異なっている。岩内郡ではクエルラは「ク」音をとり姓を定めて「ル」音をとり類蔵、シケムも同様に「シ」音をとり姓を定め「ム」音をとり武助とするなど、戸主のアイヌ名を前後に分割して音に近い姓名へと改められ、家族は戸主と同一の姓として名はアイヌ名を簡略化した漢字2・3字のものに改められた。小樽郡ではニスカを仁助、スヘラを末蔵などアイヌ名の音に近い和風の名が付された場合と、惣乙名シトナイを四度内としたように単にアイヌ名に漢字を当てたのみの場合があり、姓は家族単位で主に周辺の地形にちなんだものが付された<sup>(16)</sup>。

近世期に婦俗して和風の名を有した場合には、古宇郡、積丹郡、美国郡、忍路郡ではそれを引き継いで新たに姓が設けられた例が多いが、高島郡では1871(明治4)年に和風の名が全廃されて例外なくアイヌ名となっていたため、後に全く新たなものに改姓名されている<sup>(17)</sup>。

以上のようにやや複雑な経緯をたどりつつも、1875(明

(11) 「土人年齢取調差送ノ件」『東京往復留 明治九年一月』開拓使函館支庁民事課戸籍係(簿書:1717、77件目)。根室支庁では同年12月の文書に「至急取調ノ件」として「土人老弱男女区別ヲ立惣数調之事」が挙げられているが、関連は不明である。『管内布達 明治九年』開拓使根室支庁記録係(簿書:1883)。

(12) 「土人調東京へ報知ノ件」『東京往復留 明治九年一月』開拓使函館支庁民事課戸籍係(簿書:1717、71件目)。

(13) 「土人戸籍調一先見合方ノ件」『本支庁往復留 明治九年一月』開拓使函館支庁民事課戸籍係(簿書:1716、108件目)。

(14) 「岩内郡管下土人名称平民一般同様苗字名漢字使用方ノ件」・「岩内郡管下土人名称平民一般同様漢字使用方ノ件」『岩内来書留 明治八年自一月至十二月』開拓使札幌本庁庶務局(簿書:1196、78件目・109件目)。海保嶺夫はこの事例について「同一地番居住者を血縁・非血縁に関係なく総て同一姓としてしまった」(海保 1986:191)としているが、1865(慶応元)年11月の人別との対照により、同一地番居住者は基本的に家族単位であることが確かめられる。改姓名の根本的な問題は、榎森進が指摘する通り、アイヌ民族の伝統的な父系・母系による親族組織とは無関係な家制度に当て嵌められたことにある(榎森 2007:391)。

(15) 高倉新一郎による「明治九年七月旧土人一般に姓氏を用ふべきを達し」(高倉 1942:419)の記述を引き、これを全道を対象としたもののように扱った記述が近年でも見られるが、高倉が引いた布達は根室支庁のものであり他地域の実態とは異なる。札幌本庁管下では、1878(明治11)年11月7日付で民事局戸籍課が各分署に対し、アイヌ民族も「一般平民編入之上」は苗字が無くては不都合だとし、「苗字相設ケ候様篤ト説諭ヲ加」え実施次第届け出るよう指示している例がある。「旧土人ノ者一般平民籍編入ノ上ハ苗字取設ノ件」『各分署・区務所往復 明治十一年』開拓使札幌本庁民事局戸籍課(簿書:2477、10件目)。ただし、この中で既に時間を要することが想定されており、北見国礼文郡から「旧土人改姓名之義御届」が提出されたのは3年後の1881(明治14)年10月15日で、隣接する利尻郡では1885(明治18)年の段階でもアイヌ名のみで記載される住民が多数存在していた。

(16) 高倉が「札幌本庁管下に於ては多く部落全体を同一姓とし、名に旧名を用ひしめた」(高倉 1942:419)としているのは主に日高・十勝地方の事例を念頭に置いたものとみられ、札幌本庁管下全域に当てはまるものではない。

治8)年以降の文書では全ての住民に姓が付され、名も高島郡、忍路郡、余市郡の一部住民に千礼志賀(チレシカ)や伊志也麻(イシャマ)といったアイヌ名が散見されるものの、ほとんどの住民が和風の名で記される状況となった。

もっとも当然のことながら、文書上に和風の姓名のみが記されるようになったとはいえ、地域社会内部でのアイヌ名の使用が途絶えたわけではないことにも注意を促しておきたい。1888(明治21)年に余市郡を訪れた人類学者はアイヌ民族が「皆邦名の外にアイヌ名を有する」ことを記しているし(小金井 1935:725)、大正・昭和期の聞き取りでも和人住民がアイヌ民族をアイヌ名で記憶している事例が少なくない。名付け・名乗りに関しては、政策的意図は生活の全ての局面を一気に塗り替えるものとはなっていなかった<sup>(18)</sup>。

## 2 明治前期の生業

### (1) 文献資料から復元される明治前期の生業

場所請負制最末期の状況をもとに1870(明治3)年に余市郡で作成された文書<sup>(19)</sup>によって周年の生業をまとめると、旧暦2~5月の4ヶ月間は高齢者や子供、「子持女」を除く男女はことごとく鯨漁場での労働に従事し、鯨漁終了後の6~7月にはアワビ、ナマコ、昆布漁をおこない、8~10月には男女ともに鮭漁場で再び労働に従事、それが終わると飯料漁業、薪伐採等の山仕事を رفتとされている。ここからは、長谷川伸三が検討した1866(慶應2)年のタカシマ場所(長谷川 1987)や、小林真人が検討した安政期ヨイチ場所(小林 1993)と同様の生業形態が明治初期まで継続していたと見て良いだろう。

場所請負制の終焉後については、1883(明治16)年に札幌県衛生課が作成した『旧土人衣食住其他取調書』<sup>(20)</sup>の「職業」欄に、次のような記載がある。

岩内郡ノ内御鉾内町

総テ海浜ノ住民ニシテ例年ノ営業方ハ四月ヨリ六月ニ至ル迄鯨漁業ヲ専ラニシ、七月ヨリ九月ニ至ルノ

間海鼠引鮑突等ヲ為シ、十月ヨリ翌年三月ニ至ルノ間、晴日ハ聊カ鮭ノ類ヲ漁シ、或ハ深山ニ入りテ獵スルモノアリ、婦人ハ毎年四月ヨリ六月ニ至ル鯨ヲ乾製シ其他ハ洗濯縫針厚子ニ縫等ヲナシ生計ス

古宇郡各村

居民海浜ニ住シ例年営業ノ法方ハ四月ヨリ六月ニ至ル鯨漁業、七月ヨリ九月ニ至ル海鼠引鮑突、十月ヨリ翌年一月ニ至ル鮭釣ヲ業トス、婦人ノ業トスルハ前同断四月ヨリ六月ニ至ル鯨類ヲ乾製シ、亦タ独身者ハ日雇或ハ縫針洗濯等ニテ年度ノ生活ヲ立ルナリ

余市郡浜中町・川村

海浜ノ居民三月頃ヨリ鯨漁業中男女トモ多ク鯨業ナリ、九月頃ヨリ雪積頃迄ハ鮭漁ナリ、十二月ヨリ二月頃迄ハ男女ニ不拘薪採ヲ業トスル外ニ格別職業ナシ

高島郡各村

海辺ニ居シ一月ヨリ六月迄鯨漁ヲ営ム、七月ヨリ十二月迄畑ヲ耕ス、及昆布煎海鼠鮑等ヲ漁シ冬日ハ山獵ヲ営ム、女ハ一月ヨリ六月迄ハ鯨漁ニ従事シ七月ヨリ十二月迄ハ着類洗濯或ハ厚子ノ縫等ヲ依頼ヲ受ケ賃金ヲ得ル

各郡の記述からは、住民が季節的に大量出現する回遊性魚類という天然資源構造に規定された近世以来の生業サイクルを踏襲し、一部に畑作を取り入れていることは窺い知ることができる。しかし、場所請負制の終焉によって漁場での束縛から解かれると同時に、何の準備も無いまま近代社会に投げ出されたともされる中であって(高倉 1942:406)<sup>(21)</sup>、アイヌ民族が新たにどのような形態で生計を立てていったのかをより具体的に知る必要がある。以下では、各種の史料から内水面漁業、建網等による沿岸漁業、狩猟活動について確認することにした。

(17) 開拓使仮学校附属北海道土人教育所に入学したことで知られる高島郡の新太とその兄弟を例にとれば、西川家文書(小樽市立博物館所蔵)では兄定九郎は生後間もない嘉永年間以降、一貫して平乙名シロマアインの倅サダクロ・定九郎と記載されているが、1870(明治3)年の人別で「サンタ事定九郎」と併記され、翌1871(明治4)年に高島郡居住者の和風の名が文書上から一斉に廃されると「佐武多」とされた。新太は当初、定九郎の弟弁五郎と記載されているが、兄と同様に1870(明治3)年に「スタ事弁五郎」、1871(明治4)年に「志武多」とされ、後に「高島郡子ナ井 サンタ弟 源名シタ 新太」と改名のうえ姓が付された。弟徳蔵は1870(明治3)年に「アヘロ事徳蔵」、1871(明治4)年に「阿倍呂」とされ、和風の名に改名されないまま後に姓が付された。いったん文書上で和風の名が廃された理由は不明だが、戸籍法によって従前の民族別による人別帳編成が廃された場合、和人住民との峻別が困難になることを避けるためだった可能性が考えられる。

(18) 念のために書き添えれば、筆者はここで「開拓使による同化政策の中途半端さ」や、「非公式のものとして民族名を使い続けたアイヌ民族のしなやかさ」といった主張を繰り返さないわけではない。時に上級官庁からの強い働きかけを受けつつ、各郡役所の主導により改姓名が推し進められ、その結果として民族名が非公式の場に限られるものになったという事実は重い。

(19) 「歳中土人取扱行事」『余市郡諸調』(簿書:168)。

(20) 北海道大学附属図書館北方資料室蔵(別・ア 390-Sap)。

(21) 1871(明治4)年5月に「忍路高島小樽三郡土人之振合ヲ以自分稼為致」旨の伺いがなされ、基本的に了承する回答がなされていることなどが確認できるものの、詳細な経緯の解明は今後の課題である。1871(明治4)年5月(日欠)、「西部各郡土人ニ自分稼ヲサセル旨各所へ布令何ノ件」『小樽往復 明治四辛未年 式』開拓使札幌開拓使庁庶務掛(簿書:A4/231、40件目)。

## (2) 内水面漁業

内水面漁業についてはまとまった資料は多くは無いものの、1875（明治8）年から1876（明治9）年にかけて、尻別川支流での漁業権を巡って岩内郡と虻田郡のアイヌ民族が漁業争論を繰り広げた事例に関するやや詳細な記録が残されている。長文だが、重要な資料として掲げておく<sup>(22)</sup>。

## 虻田郡字ソツケ川漁場の儀伺

虻田郡内シリヘツ川上流岐川字ソツケ川鮭漁場ノ儀ハ、往古同郡旧土人ミ、テツト申者取開候場所ニテ、山獵ヲ兼漁業致来候処、然ニ漁事之時熊沢山ニ付アマフ掛置候<sub>江</sub>、岩内郡女土人ムンコトイト申者誤テ右アマフ<sub>江</sub>掛リ非命ニ斃レ候由ノ処、其節岩内郡乙名シユクシウエント申者之妻ワッカサムシ儀虻田郡ヨリ嫁シ候者ニテ、右ミ、テツ縁故有之方ヨリ親シク相談ニハ、ムンコトイ儀鮭ヲ食セント欲スルヨリシテアマフ<sub>江</sub>掛リ候儀ニ付、向後岩内土人<sub>江</sub>モ右ソツケ川ニテ鮭漁為致候様熟談相済、ミ、テツ三世之孫ニ至迄双方出稼致居候処、其後一昨明治七年迄虻田郡土人請負人<sub>江</sub>雇入ニ相成、海漁過ナラテハ自分共川漁事ニ可罷越様無之、其内年々時節後レニ相成深山幽谷ノ義ニ付終ニ出稼不致相過居候由ノ処、虻田郡去ル明治八年村並ニ被仰付候ニ就テハ同年十月月中同郡雑業イタクリキン外三名、右ソツケ川<sub>江</sub>鮭漁ニ罷越候処、岩内郡シユクシウエン四世之孫■**武助**外五名之者共、右同所ニテ鮭漁致居候ニ付、前書ノ事実ヲ始夫々懇談ニ及候得共一円不承知当惑之趣申出候ニ付、全体岩内郡ヨリ当郡内<sub>江</sub>出稼候ハ、当御分署<sub>江</sub>願出官許ヲ受ケ出漁至当ニ候処其儀モ無之不都合ニ付、総代齋藤義道ヨリ岩内郡戸長迄掛合ニ及候得者、右■**武助**儀明治七年中岩内郡ニ於テ官許ヲ得出漁致候者ニ付、虻田郡ヨリ漁業ニ罷越候者共不都合無之様可達置段回答ニ付、尚又前書ノ事実及境界等虻田郡旧土人外老齡之者共<sub>江</sub>篤ト承合候処弥相違無之、殊ニ本使御開拓以来虻田郡之義ハ大泉藩支配中シリヘツ山下<sub>江</sub>相掛リ新道開拓東本願寺<sub>江</sub>御委任、其後辛未四月伊達邦成殿支配被仰付、同年七月元開拓長官東久世殿並元参議副島殿本願寺新道御通行相成、虻田郡シリヘツ川添シンノシケコタン<sub>江</sub>有珠郡移住貫属之内移住可取斗旨伊達邦成殿江御依頼ニ相成、尤札幌郡虻田郡境界等其節ヨリ判然相定、地誌提要御取調之節モ北山入郡界之儀<sub>者</sub>東札幌ムイ子山ヨリ山脈西江続キ与市境グトサン山岩内

界シリムカ山ルウツシ山ニ至ル迄嶺境トシ、右ルウツシ山ヨリマカリ川落合並コンフ川落合<sub>江</sub>見通シ虻田界ト往古ヨリ土人共相定置候俣ニテ、御使御引継後トテモ旧ニ依リテ被相改候儀無之段、岩内戸長<sub>江</sub>委細書面ヲ以テ私共ヨリ再度掛合越候処、岩内郡絵図面ニ右川同郡土人漁場地ト記載有之ニヨリ岩内郡所轄ト心得答ニ及候由、且郡界之儀<sub>者</sub>銘々之預ルヘキ儀ニ無之故、官<sub>江</sub>申立御改之得御達候様致候テハ如何ト之答モ有之、私共相對ニ可取極様無之段ニ立至リ、殊ニ当秋鮭漁時節ニモ相至候ハ、亦候土人共争論之端ヲ開キ候様可相成ニ付、至急御差図被成下度、概略絵図面相添此段奉伺候以上

明治九年八月廿九日

同虻田郡 総代  
齋藤義道（印）  
同 同  
星 源左衛門（印）  
胆振国有珠郡  
副戸長虻田郡兼  
齋藤 格（印）

開拓中判官堀基殿

[下線引用者、以下同じ]

争論の舞台となった「ソツケ川」は「シリヘツ山」や「マッカリヌプリ」と呼ばれた羊蹄山の山麓を流れる尻別川の支流で、1896（明治29）年の地形図にある「ソツケ」川、現在のソウスケ川に比定される（図3・4）。羊蹄山の伏流水を源とする全長約8kmの小流だが、鮭鱒の産卵に適していることからかつては多くの遡上があったのだろう。

ここでの鮭漁については、松浦武四郎が1857（安政4）年に岩内アイヌの案内によって現地を踏査し、詳細な記録「曾宇津計日誌」を残している<sup>(23)</sup>。この時に松浦を案内したのは、曾祖父「シユクセエヘンクル」以来ソツケ川を「代々之持場」としてきたというセベンケであったが、1875（明治8）年に岩内郡役所に飯料としての鮭漁を届け出て出漁していたのは「シユクシウエン四世之孫」にしてセベンケ次男のシケム（武助）であった<sup>(24)</sup>。ここに、ソツケ川での岩内アイヌの内水面漁業が近世からの強い連続性を有して展開していたことが確認される。

他方、虻田郡からの出漁については、「明治七年迄虻田郡土人請負人<sub>江</sub>雇入ニ相成、海漁過ナラテハ自分共川漁事ニ可罷越様無之、其内年々時節後レニ相成深山幽谷

(22) 1976（明治9）年8月29日付、虻田郡総代齋藤義道他より開拓中判官堀基宛「虻田郡字ソツケ川漁場の儀伺」『取裁録 量地 明治十年一月』開拓使札幌本庁民事局地理課（簿書：1957、42件目）。

(23) 北海学園大学附属図書館蔵本『丁巳 曾宇津計日誌』を参照した。

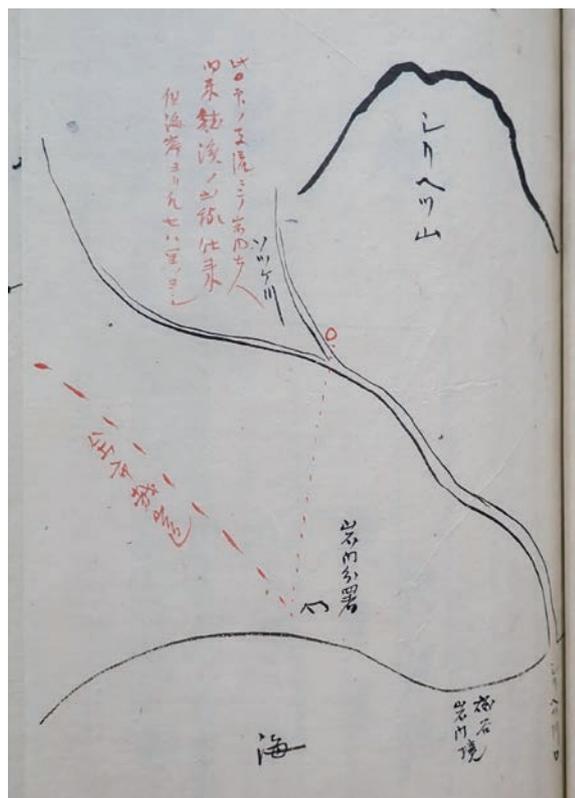


図3 「ソツケ川」の位置認識（北海道立文書館所蔵）

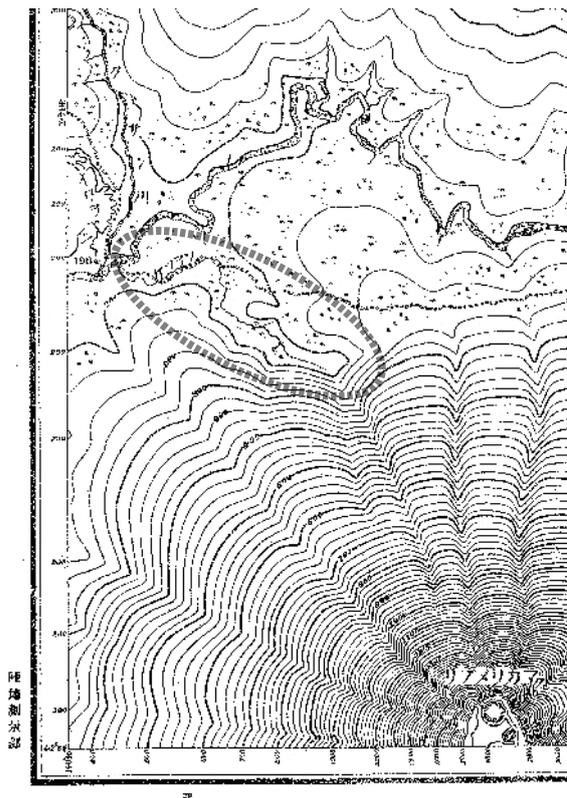


図4 「ソツケ川」の位置（明治29年版5万分の1図『倶知安』）

ノ義ニ付終ニ出稼不致相過居候由ノ処、虻田郡去ル明治八年村並ニ被仰付候ニ就テハ同年十月中同郡雑業イタクリキン外三名、右ソツケ川<sub>註</sub>鮭漁ニ罷越」との記載がある。虻田アイヌはそれまで場所請負制及びそれから連続した漁場持制度のもと、被雇用労働者としての海漁に拘束されてソツケ川への出漁がままならない状態が続いていたが<sup>(25)</sup>、拘束が解かれたことを契機として生業の再編成を目指して再びソツケ川に進出したため、岩内アイヌとの間で葛藤が生じたというのである。

史料中の「前書ノ事実ヲ始夫々懇談ニ及候得共一円不承知」という記述は、ソツケ川で遭遇した岩内・虻田双方のアイヌ民族が口承による由来談upaskumaを引きつつ談判carankeをなした様を彷彿とさせ、郡役所がそこで交わされたであろう口述を引きつつ解決に向けた文書を取りまとめていることと併せて興味深い。内水面漁業の占有権がアイヌ民族の地域集団間の争論として表面化している点で、ある意味では近世的な側面が連続してい

るものと捉えることも可能ではあろう。

しかしながら、本件が和人と人の競合が生じない「深山幽谷」で勃発した事例あることを見逃してはならない。尻別川流域では、松浦による1857（安政4）年の記録「報志利辺津日誌」に既に、支流昆布川の河口部に入稼の和人がウライをかけているために鮭の遡上が阻害されているとの記述があるし（秋葉実解説・高倉新一郎校訂1982：312）、時期が下る1883（明治16）年の文書でも、尻別川本流の昆布川合流点から下流域に和入漁民の入稼場が少なくとも14ヶ所記載されており<sup>(26)</sup>、舟による遡行限界ぎりぎりまで和入漁業者の進出が進んでいたことは間違いない。

ソツケ川は昆布川合流点から直線距離で約15km上流に位置し、その間の尻別川の激流に阻まれて舟で遡行することが極めて困難なために、内陸部の地形を熟知したアイヌ民族のみが利用する状態が続いていたものと見られる。つまり、いかに鮭鱒資源量が豊富であったとして

(24) 先に引用した文書では「武助儀明治七年中岩内郡ニ於テ官許ヲ得」とされているものの、現状で確認できた文書は1875（明治8）年11月27日付までである。この出願に対しては開拓使札幌本庁民事局が、川を独占的に占有して他人の出漁を拒むことは「不都合」だとして、漁区の「間数」を定めた上で絵図面を付すことを求めている。1875（明治8）年11月27日付、岩内出張所在動中主典伊地知季雅より調所広丈宛、第六拾九号「当郡内字ソツケ川鮭漁税金之儀ニ付伺」、及び1875（明治8）年12月3日付、札幌本庁民事局より岩内出張所宛、十二ノ六号「開拓使公文録 会計・地方 明治七・八年」開拓使札幌本庁（簿書：6059、36件目）。

(25) 松浦武四郎の記述では岩内アイヌが虻田アイヌからソツケ川の漁業権を買取ったとされているのは食い違いがあるが、いずれにしても、相当長期間に渡って岩内アイヌが独占的に使用する状況が継続していたのであろう。

(26) 1883（明治16）年9月29日付、「磯谷郡尻別村尻別川ニ於テ鮭漁業着手ノ件」『雜留 明治十六年』函館県租税課（簿書：8381、105件目）。

も陸路の整備されていない当時はアクセスが困難で、仮に到達したとしても漁獲物を舟で下流に運搬することができない環境が和人漁業者の進出を阻み、その結果、明治期までアイヌ民族の漁場として維持されていたものと考えられよう。

こうした条件にも関わらず、出漁には岩内郡役所への出願と許可を経ていることを鑑みれば<sup>(27)</sup>、この地域におけるアイヌ民族の内水面漁労は明治初期には既に、和人との利害が衝突しない地点で行政的管理の下で辛うじて維持されるに至っていたと見なければならぬ。文書に争論の経緯に関わる口承が引用されたのも、険峻な地形条件によって詳細な地図が作成されていなかったために参考情報として加えられたに過ぎず、確実な解決はあくまでも早期の測量実施による郡界の確定に委ねられていた<sup>(28)</sup>。

結局、この年には測量は実施されないまま9月末になって「経界測定ニ至候迄雑居漁業ノ義ト相心得、双方無差<sup>きしつかえ</sup>間漁業為致候様可取計」との通達が発せられたが<sup>(29)</sup>、2年後の1878（明治11）年10月には開拓使が資源保護を理由として河川支流での鮭漁を全面的に禁止したため（山田 2011：170）、尻別川の支流にあたるソツケ川で鮭漁を合法的に継続することは不可能となった。以後、河川での鮭漁は和人との激しい競合が生じる本流部における曳網の出願か、密漁かという選択を迫られていくことになる<sup>(30)</sup>。

### (3) 沿岸漁業

1877（明治10）年に作成された漁場の「御請書」には美国郡で5名、忍路郡塩谷村で1名のアイヌ民族が記載されており、積丹郡、余市郡、小樽郡が和人のみであることとは差異が認められる。しかし、請書のみではそ

れが各集落住民の漁業への関与をどのように反映したもののか不明確であり、アイヌ民族の漁業が如何なる経営形態をとっていたのかを読み取ることは難しい<sup>(31)</sup>。

この点を部分的に明らかにしうる史料が、後に札幌県が作成した建網営業許可関連文書に含まれている。忍路郡忍路村の松太郎、忍路郡塩谷村の利右衛門は1873（明治6）年からそれぞれ鯨建網1統を営業する海面を拝借しており、利右衛門の書類に添えられた営業見込調には、例年の実績に準じた数値として建網1統、三半船・保津船各2艘、磯船1艘、倉庫・漁舎各1棟、雇夫18名、見込取高350石と記されている<sup>(32)</sup>。同時期には、営業開始の時期などの詳細は不明ながら、岩内郡の類蔵が鮭建網、古宇郡の千助と積丹郡の金太郎が鯨建網を保有していたことも確認できる（表7）。

積丹郡の金太郎は1882（明治15）年以前<sup>(33)</sup>、岩内郡の類蔵は1884（明治17）年<sup>(34)</sup>、忍路郡の松太郎は1885（明治18）年<sup>(35)</sup>にそれぞれ海面の返上を願い出ているから、その経営は必ずしも順調ではなかったものと見られるが、1883（明治16）年には余市郡の中里徳蔵ら3名が鯨建網新設を目的とした海浜及び海面の拝借願を提出して許可されているほか<sup>(36)</sup>、1885（明治18）年には岩内郡の猪之助が敷島内村雷電岬の海面で新規建網営業を申請するなど<sup>(37)</sup>、各地で継続的な漁業経営の試みも続けられていた。1898（明治31）年頃には、「漁業ニ依り生活シ余裕アラサルモ亦甚シキ困難者ナシ」（古宇郡）、「鯨刺網及ヒ雑漁ニ従事シテ生活ヲナシ甚シキ貧困者ヲ見ス」（積丹郡）と記される地域もあり、岩内郡では類蔵や猪之助、古宇郡から移った新之助らが建網を保有し、中には「悉ク和人ヲ使役」し鯨漁は「頗ル巧」と評されるような安定的漁業経営の実現を見る場面も存在した<sup>(38)</sup>。

これらの人々が場所請負制の終焉後に独立性の高い漁

- (27) 1875（明治8）年11月27日付、「当郡内字ソツケ川鮭漁税金之儀ニ付伺」『開拓使公文録 会計・地方 明治七・八年』開拓使札幌本庁（簿書：6059、36件目）。
- (28) 1876（明治9）年7月27日付、岩内分署詰大主典水野義郎より札幌本庁宛、「岩内虻田両郡接境ノ後志川支流ソツケ川ニ於ル土人鮭漁ノ件」『取裁録 量地 明治十年一月』開拓使札幌本庁民事局地理課（簿書：1957、42件目）。
- (29) 1876（明治9）年9月「岩内虻田両郡土人後志川支流漁業ノ件」『量地部書 明治十年編 番号』開拓使札幌本庁民事局地理課（簿書：A4/305、49件目）。9月28日付開札丙第百八十九号「岩内虻田両郡土人鮭漁業ハ雑居営業セシム」。
- (30) その後の鮭漁については、本来は対象地域内の各河川と河口付近の海面を併せて網羅的に分析するべきであろうが、筆者にはその準備が無い。現時点では、1898（明治31）年の余市郡で、「鮭モ亦収獲大ニ減少シ廃業セントスル状況」の中、「『アイヌ』中ニ五人共同シテ鮭曳網一統ヲ使用スルモノアリ」（河野他編1987：236）との記載があることを指摘しておく。
- (31) 『明治11年分 地価測定請書』札幌本庁租税係\*。函館支庁管内では各漁業者の「収獲高調」が作成されており、一部にやや不自然な数値は見られるものの概ね総量的に把握できるのに比べれば、札幌本庁管内では得られるデータは十分とは言えず、以下の記述はやや大雑把なものに留まらざるを得ない。
- (32) 松太郎の拝借海面は1873（明治6）年2月11日付の許可状がありながら、1883（明治16）年に戸長役場が作成した調書では別人の名前が記載されていたために、確認の複雑なやり取りを経ている。利右衛門の拝借海面は1873（明治6）年以來建網漁を営んでいながら書類上未処理となっており、1884（明治17）年12月4日付であらためて出願され、1885（明治18）年2月12日判決済文書により「願之趣聞届候条成規ノ通現品税上納可致事、但建網位置及方位沖出間数等ハ実測ノ上変更スルヲアルヘシ」が決定している。『札幌県治類典』札幌県勸業課\*。
- (33) 1882（明治15）年10月3日調4日判決済、租第三八八号「鯨建網場拝借願出ノ件御指令案伺」『札幌県治類典』\*。
- (34) 1884（明治17）年8月付、勸受一五〇六号「海面返上並拝借願」、8月23日付第四百二拾四号で許可『札幌県治類典』\*。
- (35) 1885（明治18）年2月16日付、同年4月4日調6日判決済「海面返上並拝借願」『札幌県治類典』\*。
- (36) 1883（明治16）年4月30日付「海浜及海面拝借願」にて申請、6月21日付許可『札幌県公文録』\*。
- (37) 1885（明治18）年2月2日付勸第百九十一号で却下『札幌県治類典』\*。却下理由は、敷島内村総代人等より、申請地点が共同漁場であることを理由に強硬な反対意見が提出されたことを受け、許可した場合には「村民一同ノ困難」だけではなく、「鯨繁殖上ニモ障害少カラサル」との判断がなされたことに因る。

表7 建網保有者一覧

	郡	申請者	目的	数	場所	返上・売却			備考
						返上申請年月	処分年月	処分内容	
1	岩内郡	類蔵	鮭建網	1統	岩内郡御鉢内町字濱中海面	明治17年8月	明治17年8月	売却許可	
2	古宇郡	千助	鯧建網	1統	古宇郡神恵内村海面				
3	積丹郡	金太郎	鯧建網	1統	積丹郡野塚村海面				
4	余市郡	中里徳蔵他2名	鯧建網	1統	余市郡川村海面				
5	忍路郡	利右衛門	鯧建網	1統	忍路郡塩谷村字チャラツナ井海面				明治6年から営業
6	忍路郡	松太郎	鯧建網	1統	忍路郡忍路村字ボン忍路海面	明治18年2月	明治18年4月	売却許可	明治6年から営業

民となるに至った経緯や、仕込（借入）を含めた経営実態などが不明瞭な点に課題は残るものの、開拓使期の漁業について提示されてきた「アイヌ民族には、和人の直接生産漁民に与えられたような漁業の権利を与えられなかった」ため、「河川や海におけるアイヌ民族の漁場が奪われ」、「アイヌ民族の生産活動に決定的な打撃を与えた」（榎森 2007：393）といった明快な構図には必ずしも当てはまらない人々が存在していたことは確かである。その中の一人である古宇郡の千助は、1860（万延元）年にフルウ場所で「和人同様自分稼」を願い出ながら箱館奉行所により拒絶されていたチハアエノ（谷本 2003：211）その人であり、場所請負制の終焉という機会を捉え、近代の極めて早い段階で鯧建網を営むまでになっていることは、この地域のアイヌ社会の力量を考える上で決して軽視するべきではないと思われる。

とはいえ、文書上で確認できるこうした事例は各集落に僅か数名に過ぎず、近代化の中を自らの才覚によって切り抜けた極めて例外的な成功者だったというのが実態に即した理解となるだろう。多くのアイヌ民族が公文書上に記録が残りにくい被雇用労働者となり、地域によっては「雑漁ニ従事シ甚タ貧困ナリ」（美国郡小泊村）、「雑漁ニ従事シ僅ニ生活スルノミニテ甚タ貧困ナリ」（古平郡）といった激しい困窮の中にいたこととの両面を理解する必要がある。

#### (4) 狩猟活動

この時期の狩猟活動の記録は、現在の有害鳥獣駆除に類似した「有害鳥獣獲殺手当」の対象となったヒグマ、オオカミ、カラスは記録に残る反面、毛皮が現金収入減となっていたことが想定されるタヌキやキツネ、ウサギ、

テンなどは記録されない点に限界がある。また、当該地域では手当の給付処理が数カ月単位で纏められることが多かったようで、詳細な捕獲時期が記載された事例も多いとは言えず、狩猟活動の季節性を検討することが難しい。こうした限界はあるものの、1882（明治15）年から1885（明治18）年の4年間に記録された捕獲事例からは、以下のような事実を指摘できる<sup>(39)</sup>。

史料から確認できるアイヌ民族の狩猟者は計26名で、居住地は対象地域全域に及ぶ。狩猟対象は余市郡でオオカミ1件1頭、古宇郡でカラス1件216羽がある他は全てヒグマ（51件80頭）という強い偏りがある。

岩内郡の助九郎の場合、1882（明治15）年に単独で16頭のヒグマを捕獲しており、後年の河野常吉の野帳に「ひとかた一方<sup>(40)</sup>」と記されていることと一致している。この人物は海岸から離れた幌似に住み、「多少貯蓄アリ、農三町歩許り耕シ居レリ」とも記されるから、農猟を兼業して生計を立てていたものと考えられよう。

一方、前節で建網所有者として名を挙げた6名の中でも岩内郡の類蔵が1882（明治15）年に4頭、古宇郡の千助が1882・1883（明治15・16）年に計6頭、余市郡の中里徳蔵が1883～1885（明治16～18）年に計5頭のヒグマを捕獲している。これらの人物は和人の技術を取り入れた漁業経営を行いつつ、一方では近世期の「自分稼」の延長上にある狩猟技術をも身につけていたことが見て取れる。

### 3 明治前期の土地所有

#### (1) 開拓使札幌本庁管下の地租創定事業

本章では、居住地の安定性と密接に関係することが予

(38) 郡名を括弧で記載した引用文は『北海道殖民状況報文 後志国』（河野他編 1987：163-224）により、その他は河野常吉資料\*（北海道立図書館所蔵）による。

(39) 『札幌県公文録』札幌県勸業課農務係（簿書：7356・7357・7952～7954）及び『札幌県治類典』札幌県勸業課（簿書：8745・8746・9529・10202）による。なお、筆者には判読が困難だった個所の一部を山田伸一氏のまとめた一覧により修正することができた。ここで感謝申し上げる。

(40) 河野常吉資料\*（北海道立図書館所蔵）による。この記述の解釈については谷本晃久氏のご教示を賜ったことを明記し、感謝申し上げる。

想される土地所有について概観する。開拓使は1872(明治5)年9月、「北海道土地売賃規則」及び「地所規則」を制定し、従来アイヌ民族が使用してきた土地に対しても法による土地処分を適用した。「地所規則」のうち、本稿に関わる条文は次の通りである。

第一条 永住ノ者居屋漁舎倉庫敷地或ハ社寺及墾成セシ従来ノ拝借地等、自今更ニ經界畝数改正永ク私有地ニ定メ地券相渡今申年ヨリ七年間徐租ノ事

第六条 永住寄留人共従来ノ拝借地々券ヲ渡私有地ニ下タルハ地代上納ニ不及事

第七条 山林川沢従来土人等漁獵伐木仕来シ地ト雖更ニ区分相立持主或ハ村請ニ改メ、是又地券ヲ渡、爾後十五ヶ年間除租、地代ハ上条ニ準スヘシ、尤深山幽谷人跡隔絶ノ地ハ姑ク此限ニ非サル事

このうち第7条については、高倉新一郎が当初①アイヌ民族への土地処分を前提にしたものとする解釈を示したが、後に②アイヌ民族が利用してきた土地の和人への分割を規定したものと解釈を変更し(高倉 1942: 431)、以後は②がほぼ定説化してきた経緯がある。しかし、近年になって瀧澤正が①を再評価する説得的な見解を示している(瀧澤 2011)。ここでは、地券発行に向けた準備が進められていた1876(明治9)年10月に札幌本庁地券係が作成し上局に諮った「北海道地所規則註訳」<sup>(41)</sup>のうち、第7条の部分を確認しておく。

第七条 山林川沢(其大概ヲ掲ケタルモノナリ土人等所用仕来リシ一切ノ土地ヲ云)従来土人等(「アイノ」ヲ云)漁獵(註訳ハ第十七条ニ詳ナリ)伐木仕来シ地ト雖トモ更ニ区分相立(川沢等ノ如キ官有ニ属スヘキモノト山林等ノ如キ私有ニ属スヘキモノトヲ判然区別スルヲ云)持主或ハ村受ニ改メ(土人ノ情態ニヨリ一人或ハ一村若シクハ数村村持等ニ定ム)、是亦地券ヲ渡シ(二条ヨリ五条迄ノ如キハ関係セス)爾後十五ヶ年間(明治五年ヨリ同十九年マテ)徐税、地代ハ上条ニ準スヘシ、尤深山幽谷人跡隔絶之地ハ姑ク此限ニアラサル事(仮令ハ上川郡ノ

如キ土地ハ其俣ニ据置ク)

本史料を見ても、少なくともこの時点まで札幌本庁内に第7条をアイヌ民族が使用してきた山林等に関する規定と理解し土地処分を進めようとする意見があったことは疑いない。しかし、翌1877(明治10)年12月13日に制定された「北海道地券発行条例」において、「第十五条 山林川沢原野等ハ当分総テ官有地トシ、其差支ナキ場所ハ人民ノ望ニ因リ貸渡或ハ売渡ス事アルヘシ」と定められたことによって、山林・川沢・原野は原則的に全て官有地に編入されることとなり、「地所規則」第7条の可能性は閉ざされた<sup>(42)</sup>。そしてアイヌ民族に対しては、「第十六条 旧土人住居ノ地所ハ其種類ヲ問ス当分総テ官有地第三種ニ編入スヘシ、但地方ノ景況ト旧土人ノ情態ニ因リ成規ノ処分ヲ為ス事アルヘシ」の条文によって、僅かに「住居ノ地所」が原則的に官有地第三種<sup>(43)</sup>として存置され、場合によって成規の処分もありうるものとされた。

官有地第三種として存置する目的に関する直接的な記述は、同時代史料の中には現在まで確認されていない。河野常吉はこの点について、「当時土人の知識尚甚だ浅薄にして、土地の貴重なるを知らず、唯目前の小欲を満たさんがため、一升の酒一個の小刀の代償として土地を提供し、其外姦狡なる和人の悪計に罹り、容易に土地を失ふべき憂懼ある所から、官は之を慮つて地券を下付せず、当分官有地第三種に編入して、その土地を保護した」と考え(河野 1929: 34)、高倉も河野同様、「アイヌが無智に因って其生活の本拠たる土地を喪失することを防ぐ」ことを目的とした「保護」的趣旨と見なしている(高倉 1942: 531)。もっとも、現在まで確認できた範囲ではこうした「保護」的趣旨<sup>(44)</sup>を明記した文書は後述する札幌県期のものに限られており、地租創定事業が実施された時点では地租の徴税の可否など、複数の要因が作用していた可能性も考慮しておかねばならない。

後年に編纂された『開拓使事業報告』では、地券発行条例第16条による存置地と見られる「官有地第三種 旧土(人)開墾地」は札幌本庁管下の6国16郡に確認されるに過ぎず(大蔵省 1885a: 220-221)、その他の地域に居住したアイヌ民族の地所に関する記述はない。この点について高倉は、「当時あっては、開拓事業は漸

(41) 「北海道地所規則中不解ノ廉々註訳ノ件」『地券発行関係書類 明治九年・十一年ニ至』開拓使札幌本庁租税課地券係(簿書: 2499、53件目)。原文では注釈部分は2段組の朱書きとなっているが、判読を容易にするため括弧書きに改めた。

(42) 共有地等として利用されてきた山林の官有地への編入は北海道のみで実施されたものではなく、既に瀧澤が指摘する通り、全国的な地租改正事業の進展過程と合わせて考えなければならない(瀧澤 2011: 15)。こうした制度的通観の上で、先住民族が住む土地の収奪過程という特殊性を正確に把握していく必要がある。なお、本州での事例については松沢裕作による富士山麓の事例に関する検討(松沢 2016)などがある。

(43) 官有地第三種は、「地券ヲ発セス地租ヲ課セス区入費ヲ賦セサルヲ法トス 但人民ノ願ニヨリ右地所ヲ貸渡スル時ハ其間借料及区入費ヲ賦スヘシ」というもので、山岳・丘陵・林藪・原野の他、鉄道や電柱の敷地、墓地、「人民所有ノ権理ヲ失セシ土地」など、「民有地ニアラサルモノ」が幅広く該当する。

(44) 開拓使が用いる「保護」の合意がはらむ問題点や、運用の粗雑さについては後述する。

く其緒に就いたばかりであり、内地人の移住も多からず」、そのため北海道南部や沿岸部はともかく、上川や胆振・日高、十勝・釧路地方では「経済上未だ開拓の機運に達していなかったが為に、其権利を確定しておく必要が無かった」（高倉 1942：531-532）ことに理由を求めている。つまり、「内地人の移住」が盛んな地域では土地の権利を確定する必要があったためにアイヌ民族の使用する土地も面積等が調査されたが、移住が盛んではない地域ではそうした作業そのものが実施されなかったという理解である。実際、地租創定事業における丈量（測量）の実施方法に関して1877（明治10）年1月12日付で作成された伺いには、アイヌ民族の地所が「和人宅地接続」の場合は「耕地丈量ノ際同一調査仕置」とし、「海岸ヨリ数丁ヲ隔テ山間川上等ニ散在居住」している場合は「此度ハ調査不仕義ト相心得可然哉」とする記載がある<sup>(45)</sup>。地所規則第7条末尾の「尤深山幽谷人跡隔絶之地ハ姑ク此限ニアラサル事」との一文や、同条札幌本庁注釈の「仮令ハ上川郡ノ如キ土地ハ其俣ニ据置ク」との記載もまた、こうした当面の留保を念頭に置いたものとして理解するのが妥当だろう<sup>(46)</sup>。

翻って本稿の対象地域では、9郡のうち余市郡にのみ「旧土（人）開墾地」が数え上げられている（大蔵省 1885a：220）。当時の後志国は北海道水産業の中心地のひとつであり、そこに住むアイヌ民族は近世末期以来ほぼ例外なく沿岸部の集落に居住して「和人宅地接続」の状況にあったとみられるから、余市郡以外の8郡が「旧土（人）開墾地」を欠く理由を「経済上未だ開拓の機運に達していなかったが為に、其権利を確定しておく必要が無かった」（高倉 1942：532）ことに求めるのは無理がある。次節でこの点に検討を加える。

## （2）札幌本庁管下後志国の地租創定事業

札幌本庁管下の後志国では、1877（明治10）年夏から秋にかけて宅地・耕地の丈量作業が実施され、その結果を持ち帰り整理したのち、1878（明治11）年に『地価御創定御請書』等と題される文書が各所有者連署を以って提出され<sup>(47)</sup>、実際の地券発行は1881（明治14）年頃から順次なされた。

### 岩内・美国・古平・小樽郡等の状況

図5に示した岩内郡御鉾内町周辺の1872（明治5）年頃の地図では、鯨漁に好適な沿岸部には和人の住居が密集しており、やや奥まった破線で示した範囲にアイヌ民族の住居がややまとまって位置していたことが読み取れる。

同村で1878（明治11）年11月付で提出された『地価御創定御請書』に記載された宅地149筆25,778坪分のうち、16筆3,241坪が町内に居住していたアイヌ民族の宅地である<sup>(48)</sup>。戸主の氏名は1875（明治8）年の記録<sup>(49)</sup>にあるアイヌ民族居住者全13戸のうち11戸と一致し、残る2戸のうち1戸は独居の高齢者で請書提出前の1878（明治11）年5月12日に死去していることが確認される<sup>(50)</sup>。以上の点から、岩内郡では地租創定時点で現住していたアイヌ民族の全戸から請書が提出されていた可能性が高い。

後の札幌県が作成した『郡役所部内宅地々券録』と題される一連の文書により、岩内郡の宅地割渡日は1877（明治10）年12月から翌年にかけて、地券授与日は1881（明治14）年9月～1883（明治16）年2月であることが知られ、丈量日を割渡日と見なして請書の提出から3～5年後に地券の下付に至っていることが分かる<sup>(51)</sup>。この中にはアイヌ民族の宅地の「割渡」から「地券授与」のみならず、その後の売却に至る一連の記録も含ま

(45) 「旧来土人居住地量地ノ件」『地券発行関係書類 明治九年・十一年ニ至』開拓使札幌本庁租税課地券係（簿書：2499、72件目）。なお、同時期に函館支庁で作成された「土地丈量手続書案」ではアイヌ民族の居住地も一律で通常通りの丈量を行うよう定めている（大坂 2020：65）。札幌本庁管下との違いは、函館支庁ではアイヌ民族が例外なく沿岸部に居住していたことを反映したものだだろう。

(46) 和人との接触が頻繁な沿岸部に居住するアイヌ民族と、和人がほとんど進出していない内陸部に居住するアイヌ民族を区分し、当面のあいだ前者のみを和人同様の施策の対象としようとする動きは、同時期のいくつかの場面で見られる。地方税の一つである戸数割賦課について、札幌本庁は1880（明治13）年7月21日付で、「一般之割賦ヲ以テ賦課スヘキハ勿論ノ義ニ候得共、深山幽谷ニ散在スルモノ、如キハ、海産営業ノ徒ニ異リ家産ト認ムヘキ所有モ無之、目下賦課ニ堪ヘ難ク實際不得止情状」として減額免除することを上申し、東京出張所では8月12日付で「上申ノ趣聞置候事」を決定、20日付で根室支庁、函館支庁にも通知している。「旧土人民費戸数割賦課金免許ニ付指令済ノ件」『本支庁往復留 明治十三年』開拓使函館支庁会計課租税係（簿書：4255、56件目）。その後、石狩川中・上流域のアイヌ民族に対しては春季に下流の漁場に赴いた際の収入から徴税されていたが、札幌県に移行した1884（明治17）年に至って戸長から「旧土人住居ノ地ハ樺戸郡月形村ヨリ石狩川ヲ溯ルル数十里ノ山奥ニシテ道路無之、該川ヲ丸木船ニテ航行スルヲ以テ其不便言ハン方ナシ、加フルニ解雪スルヤ否ヤ通行セサレハ其時宜ヲ失シテ巡回難相成場所ニ有之、亦旧土人等ノ日々営ム処ノ業ハ己レノ食用ノミ供用スル物品ヲ得テ金銭ヲ得ルノ目途ナク、畜ニ日々ノ食事ニ勞シテ向來ノ益ヲ知ラサルモノ、如シ」として免除が願い出られた。「夕張空知両郡旧土人戸数割賦免除指令ノ件」『札幌県治類典 地方税 指令 完 明治十七年自一月至十二月』札幌県租税課（簿書：8886、13件目）。開拓使・札幌県の政策は基本的に和人移住者を対象に設計され、アイヌ民族に対する措置は多くの場合後付けに過ぎなかった。そのため実施条件に合わなければしばしば切り離されたうえ、原因をアイヌ民族の状態に求める説明が添えられるという構造が通底している。

(47) 開拓使札幌本庁租税課作成文書\*。

(48) 1878（明治）11年11月（日欠）付、副戸長清水祐之・戸長齊藤忠次郎より開拓大書記官堀尾宛、「地価御創定御請書」『地価御創定請書』開拓使札幌本庁租税課\*。戸主1名の名義で複数の宅地が記載されている事例があるため、筆数が戸数を上回っている。

(49) 開拓使札幌本庁作成戸籍関係文書\*。

(50) 開拓使札幌本庁作成賑恤関連文書\*。

(51) 札幌県取税課地租係作成文書\*。

れるから（図6）、地券発行条例第16条但書「但地方ノ景況ト旧土人ノ情態ニ因リ成規ノ処分ヲ為ス事アルヘシ」に則り地券が発行され、公式に売買の対象となっていたことは間違いない。

他郡でも美国郡で5戸5筆、古平郡で22戸22筆、小樽郡で14戸18筆のアイヌ民族名義の「請書」が確認され、



図5 明治初期の岩内市街図（北海道大学附属図書館蔵）

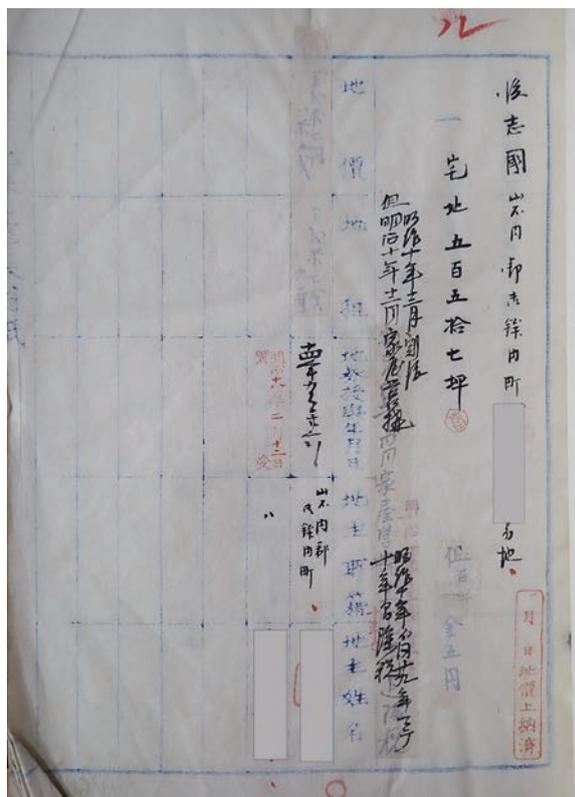


図6 地券下付と売却の記録（北海道立文書館蔵）

当時の人口規模から見てこれらの郡でもアイヌ民族のほぼ全戸に対して地券発行に向けた手続きが進められたものと見られる。古宇・積丹・忍路・高島郡の場合には、宅地の請書が確認できるのはアイヌ民族の一部に留まり、文書の欠落の可能性も否定はできないが、古宇郡では耕地分の請書に居住地として「借家」と記載された人物が存在していることから、地租創定以前に持家がなく借家に居住していた等の理由で宅地を確保できなかった可能性が考えられる。

### 余市郡の状況

対象地域内で最大のアイヌ民族人口を擁する余市郡でも、他郡同様に1878（明治11）年10月付で宅地分の「地価御請書」が提出されているものの、そこに個別に記載されているのは和人参民に限られ、代わって簿冊の末尾に「外」として川村に8,315坪、浜中町に740坪、計9,055坪の「旧土人墾鉏地」が記載されている（図7）。対象地域内の他郡村では「外」として記入されているのは官用地や学校敷地、社地等であり、「旧土人墾鉏地」の記載はこの2村のみにみられる<sup>(52)</sup>。

地租創定時の簿冊にはこれ以上の情報は残されていないものの、1881（明治14）年末に戸長を経て提出された文書には、管内のアイヌ民族の宅地が「明治十年十一月中宅地御丈量済」となり、「翌十一年十月」の地価査定の際に「当分之間売却不相成モノニ致置」とこととなったとの記述がある<sup>(53)</sup>。ここから、余市郡ではアイヌ民族の宅地も丈量を終えて個々の面積の確定がなされたものの、請書提出に至る間に地券発行条例第16条の原則に則って地券を下付しない方針が決定されたことが知られる。

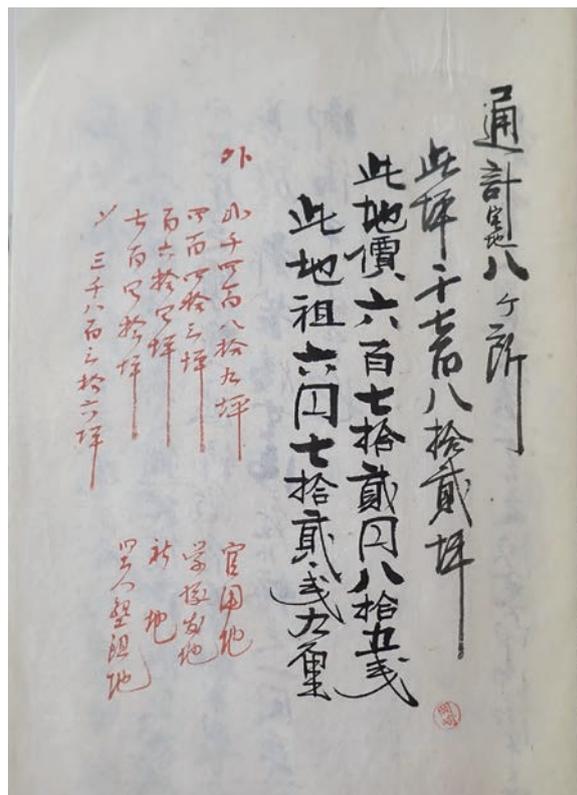
余市郡のアイヌ民族のみが他郡と異なる扱いを受けることとなった理由については、アイヌ民族「住居ノ地所」の官有地第三種への編入方針が決定された過程と、余市郡での制度適用が判断された経緯の双方が地租創定時の文書によって明らかにされるまでは厳密には不明と言わざるを得ないが、後志国9郡で最大の人口規模を有し総人口に占める比率も相対的に高かったことが、行政側に強く「異民族視」される状況の背景にあったと推測することは許されるだろう。

実際は宅地であるにも関わらず、耕地を意味する「墾鉏地」と記載された経緯等になお不明瞭な部分は残るものの<sup>(54)</sup>、『開拓使事業報告』で余市郡にのみ「旧土（人）

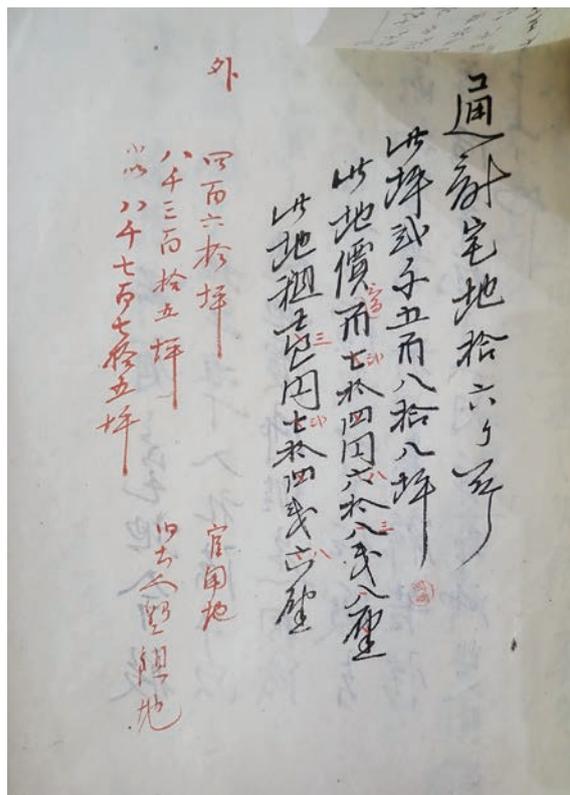
(52) 当時、余市郡内では沖村にもアイヌ民族の居住者がいた可能性が高いが、沖村の請書には関連する記載が一切認められない。

(53) 1881（明治14）年12月25日付、「後志国余市郡川村旧土人伍長」6名より開拓大書記官調所広文宛、「地券証御発付之儀願」『札幌県治類典』札幌県租税課\*。

(54) 筆者が「請書」を実見した範囲では、『開拓使事業報告』に「旧土（人）開墾地」として記載されている数値のうち、少なくとも浜益郡、幌別郡、白老郡の数値は宅地と墾鉏地の合算値となっており、余市郡とは微妙な違いがある。数値を整理する過程で両者が混同されたのかもしれない。



1 「宅地 後志国余市郡浜中村地価御請書」



2 「宅地 後志国余市郡川村地価御請書」

図7 「旧土人墾鉏地」の記載がある「請書」(北海道立文書館所蔵)

開墾地」9,055坪が記載されているのは、他8郡ではアイヌ民族の土地私有が認められたのに対し、余市郡ではそれが認められなかったことを正確に反映したものと判断できる。

### (3) 市街地開発に伴う排除

小樽郡では、「請書」の提出から2年後の1880(明治13)年頃から、アイヌ民族の住民67人が当時「人家隔絶」の地だった高島郡既へ移転させられたことが知られている(貝澤 1979; 小川 1997: 52)。本件の経緯を記したものとして、1880(明治13)年12月に小樽郡長北川誠一が札幌本庁の調所広丈に宛てた上申書を確認しておこう<sup>(55)</sup>。

<sup>[朱]</sup>  
「第三百〇二号」

旧土人移転之義ニ付上申

小樽郡旧土人之義ハ市街各所ニ散居シ、依然笹草等ヲ以テ家屋ヲ構ヒ火災之憂ハ勿論、甚ダ不潔ヲ極メ虎列刺蔓延ノ候ニハ瞬間ニ発病シ、往々支障ヲ生ジ

候ニ付、人家隔絶ノヶ所へ移転ノ義兼テ御内命ノ次第モ有之、依テ所有地等ハ相当ノ地価ヲ以テ売却シ、其地価永ク資本トシ戸長並惣代人ニ於テ保護シ、可然地所撰択移転之義徐ニ懇諭候処、所有地ハ過半売却シ、即今所持ノモノ一兩名ニ不過、右ハ永續ノ為メ戸長等ニ於テ保護致サセ将来ノ居住地トナルベキ地所撰択ノ末、高島郡高島村馬屋ハ海岸ニ接続人家隔絶適当ノ地ニ付、該地へ移転致度一同承諾ニモ有之、成規之通地所払下願書差出候条、右地ヲ以テ旧土人移転地ト相定度、依テ図面並人名調相添此段上申候也

明治十三年十二月十五日 小樽外六郡長 北川誠一  
調所大書記官殿

ここからは、市街地からのアイヌ民族の排除は郡役所が開拓使から「兼テ御内命」を受けていた案件であること、行政側が移転をアイヌ民族に「懇諭」しつつ候補地を準備していたことが確認される。

『小樽市史』は本事案について、アイヌ民族の土地が

(55) 1880(明治13)年12月15日付、小樽外六郡長北川誠一より調所大書記官宛、第三百〇二号「旧土人移転之義ニ付上申」『札幌県治類典』旧札幌県地理課。本文書そのものは既に貝澤正(貝澤 1979)らが全文を紹介しているが、開拓使文書中での所在は山田伸一氏の教示によって知った。記して感謝申し上げる。

「官有地第三種のまま使用されていたに過ぎない」ためになされたものとしているが（小樽市 1958：606）、前節で確認した通り、小樽郡では地租創定時にアイヌ・和人の別なく宅地の請書が提出されているし、文書上は正式な土地買収手続きを経ているから、一旦は私有地としての割渡方針がとられながら、地券発行前に排除が決定されたものと見るのが妥当であろう。

上述の第302号上申書を受けて、1881（明治14）年3月1日付で札幌本庁地理課から小樽郡役所へ願書の提出が命じられ<sup>(56)</sup>、3月28日には21戸67人に対して「願之趣聞届無代価下付スヘク速ニ移住可致事」の指令がなされている<sup>(57)</sup>。移転地の地券下付は1883（明治16）年8月27日付で、下付理由には地所規則第6条が適用された<sup>(58)</sup>。同条が規定する「従来ノ拝借地」に当てはまると思われない箇所への移転に無代価下付が適用されたのは、本件が行政側の指示によるものであることが考慮されたものであろう。「可然地所撰択移転」を「徐ニ懇諭」したとはいっても、「小樽郡ヨリ高島郡高島村字ムマヤヘ移転可致旨御達相成候ニ付、其際御意ニ基キ移転」と記した文書も存在しており<sup>(59)</sup>、移転が郡役所からの強い勧奨、通達に従ってなされたことは明らかである。

### 排除の論理

郡役所が市街地からアイヌ民族を排除する根拠として挙げたのは、防火と衛生上の懸念の二点であった。具体的な経緯を示す事例として、上申書が作成される約半年前の1880（明治13）年6月に作成された文書を示しておく<sup>(60)</sup>。

受付十三年六月七日来 (印)

〔朱〕  
「六ノ三十号」

本庁工業局

土木課

小樽郡役所 (印)

当地入船町裏通道路建築ニ付、右路線ニ支障セル旧土人天川仁助家屋移転ノ義、其際出張貴課員安達条造ヨリ垣沼郡書記へ照会ニ付該費取調候処別紙ノ通

ニ有之、尤右建家ハ疾ニ移転為致候条急速御回金相成度、此段及御掛合候也

十三年六月五日

本件の場合、移転の理由は後に作成された上申書で郡役所が述べたような防火や衛生上の懸念ではなく、直接的には敷地が道路建設予定地にかかっていることにあった。当時の小樽市街地では、大規模な道路建設のみならず、繰り返し発生していた火災の対策として火防線（防火帯）の整備も進められており（大蔵省 1885a：209）、これらに伴う和人居民の立ち退き事例も現存する文書の中に相当数確認できる。アイヌ民族の移転の中にも、そうした都市整備計画の一環としてなされたものが含まれていたことになる。

しかし、和人は移転先にいかなる制限も加えられていなかったのに対し、アイヌ民族は民族的属性を基準として一括して「人家隔絶」の地へと移転を強いられた点で両者の扱いは根本的に異なっている。記録が残っている小樽市街地の火災はいずれも和人の家屋を火元にしており、「依然笹草等ヲ以テ家屋ヲ構ヒ火災之憂」があるとする郡役所の主張は、事実上即した対策と言うよりも、民族的な偏見が強く作用したものと見なさざるを得ない。

二番目の理由として、「虎列刺蔓延ノ候ニハ瞬間ニ発病」するという衛生上の懸念があげられたのは、前年の1879（明治12）年7～10月に忍路郡から拡散したコレラ流行が影響したものとみられる。流行の詳細を記した「虎列刺病記事要領」<sup>(61)</sup>によれば、大阪を経て忍路湾に入港した八幡丸が船内で発病死亡した乗組員の遺体を通常の死者と偽って陸上に葬ったことを発端として、周辺地域の住民に急速に感染が拡大し多数の犠牲者を出した。この時、札幌本庁管内で7月20日～10月8日の間に発生した死者79人のうち、忍路郡と石狩郡のアイヌ民族の犠牲者数は全体の半数を超える40人に達した<sup>(62)</sup>。人口比率から考えればアイヌ民族の死亡者が目立って多いことは事実であり、このことが行政の側にある種の危機感を抱かせた可能性がある。しかし、犠牲者が集中したの

(56) 1881（明治14）年3月1日付、札幌本庁地理課より小樽郡役所宛、「土人移転地払下願差出方ノ件」『電信録 明治十四年一月』開拓使札幌本庁民事課地理係（簿書：4610、2件目）。

(57) 1886（明治19）年2月15日付元地理課地理係十等属宮川菊蔵起案、同日元課長判決済文書『札幌県治類典』旧札幌県地理課\*に添付された写し。地租創定時よりも戸数が大幅に増えているのは、分家などによって整理されているためである。

(58) 「明治十六年八月小樽県限地所無代価下渡調書」『札幌県治類典』旧札幌県地理課\*。同文書に付された「表解」には、「本表ハ悉皆旧土人ニシテ、旧開拓使ニ於テ北海道地所規則第六条（永住寄留共従来ノ拝借地々券ヲ渡シ私有地ニ被下タルハ地代不及上納事）ニ依リ無代価下渡し、十六年中地券発行セルモノナリ」と記されている。その後、1886（明治19）年1月に事務手続の瑕疵によって未了となっていた1件への地券下付が済み、全戸の手続きが完了した。1882（明治15）年の有害鳥獣獲殺手当支給事例の中に小樽住初町居住と記載されているアイヌ民族一名が確認されるのはこの瑕疵に起因するもので、実際に居住していたわけではない。

(59) 1885（明治18）年12月19日付、札幌県平民■■万吉より小樽郡長山田謙宛、『札幌県治類典』旧札幌県地理課\*。傍点筆者追加。

(60) 「小樽入船町裏通道路建築ニ付旧土人大川仁助ノ家屋移転方ノ件」及び「小樽入船町裏通道路建築ニ付旧土人天川仁助ノ家屋移転方ノ件」とともに『分署文移録 付郡役所 明治十三年』開拓使札幌本庁工業局土木課（簿書：3926、28件目・36件目）。天川仁助については天川恵三郎の父とする文献もあるが（貝澤1979：7）、『小樽高島両郡諸調 明治三年』（簿書：A4/206）では兄と記載されている。

(61) 1880（明治13）年12月28日付、「虎列刺病流行ノ紀事取調ノ件」『本庁文移録 乙 来 明治十三年』開拓使東京出張所記録課公文係（簿書：4433、209件目）。

は近世以来、社会の低位に置かれていたことと無関係ではあり得ず、石狩郡に居住していた樺太アイヌの場合には他ならぬ開拓使の政策によって移転集住を強いられた結果である。そうした構造的な問題を改善するのではなく、一括して市街地から排除するという選択がなされたことに注意しておきたい<sup>(63)</sup>。

以上のように、小樽郡では地租創定時に土地私有の方針がとられたにも関わらず、後に行政的決定により覆され、居住地の安定性を得ることは繋がらなかった。以後、小樽市街地では統計上のアイヌ民族人口は0となる<sup>(64)</sup>。

#### (4) 官有地第三種としての「保護」の実態

既に述べた通り、地租創定事業が進められる中で、札幌本庁管轄下の後志国では唯一、余市郡でアイヌ民族の地所が官有地第三種として所有権を留保されるに至った。しかし、この決定から3年後の1881（明治14）年から、官有地第三種としての存置を継続するか否かを巡って余市郡の戸長と小樽郡役所、札幌本庁（後に札幌県）の間で激しいやり取りが交わされた。その中には「保護」と言われることもある所有権留保の実態がいかなるものだったのかを具体的に示す重要な記述が多数含まれているため、やや煩雑になるがまとめておく。

##### アイヌ民族の名義による地券下付の願い出

1881（明治14）年12月25日、余市郡の戸長は管内のアイヌ民族一同が「宅地券状ヲモ一般之通り此度御下付被成下置度」ことを強く望んでいるとして、アイヌ民族の代表者（伍長）連署の願書を進達し<sup>(65)</sup>、これを受けた小樽郡役所では、郡長北川誠一による下記の意見を付して開拓使札幌本庁に上申した<sup>(66)</sup>。

受付 十五年一月十七日来 (印)

「第拾四号」

宅地券状御発付相成度出願ノ儀ニ付上申

余市郡川村旧土人住居ノ地所、過ル明治十年中実地調査済尋テ地価査定ノ節、右ハ旧来習慣モ脱セサルニヨリ、明治十年北海道地券発行条例第二章第拾六条ニヨリ未タ発券不相成ノ所、今般旧土人総代■■綱助外四名ヨリ券状下渡ノ儀別紙之通出願、該村タル今ヤ人煙繁殖ニ随ヒ旧来ノ習慣ヲ追慕スルノ念モ脱シ、即今ニ至テハ居住人民ニ敢テ異ナルナク、且当部内旧土人持地券未タ不相成独り余市郡ノミニ付、依テハ同条但書ニヨリ成規ノ地券御発付相成度、別紙相副此段上申候也

明治十五年一月十四日 小樽高島路余市市 北川誠一（印）  
吉平美国横丹郡長

調所大書記官殿

この文書に記された経緯が地租創定時の判断をどの程度正確に反映したものなのか確認できないことと、経緯が正確なものとした場合には、地租創定からわずか3年あまりの間にどのような実質的な変化があったのか疑念を禁じ得ないことは、ここでは置く。地券下付業務を担当する札幌本庁租税課では本文書を受けて、地券発行条例第16条に照らし、「上申之趣租税係ニ於テ実地調査之上、追テ何分ノ義可相達候事」を北川郡長に対し通知した。

ところがその後、開拓使が官有物払下げ事件に端を発する混乱の末に廃止となり、1882（明治15）年2月8日に札幌・函館・根室3県が設置され、旧開拓使札幌本庁管轄範囲は札幌県の統治下となる変化があった。この間、本件に関わる申請地の実地調査などは実施されなかったために、1882（明治15）年10月5日付で余市郡戸長は前回とほぼ同文の上申書を発し<sup>(67)</sup>、小樽郡役所も1883（明治16）年2月15日付で再度、「何等ノ御達モ無之」ことを指摘する文書を送る<sup>(68)</sup>。札幌県租税課地券係は23日付で「地券下渡差支無之見込ニ候得共、地価調査ノ都合モ有之ニ付、近日地券係出張ノ節ヲ以テ実地取調」することを上申し、27日付で「判決済」となった<sup>(69)</sup>。

(62) 1879（明治12）年12月5日付、「札幌本庁管下ニ於テ虎列刺病患者本籍並ニ男女旧土人ヲ区別シタル惣計表ノ件」『各庁文移録 衛 明治十三年』開拓使函館支庁民事課学務係（簿書：4178、1件目）。この数値は全ての死者を網羅したものではないようで、先述の「虎列刺病記事要領」中「避病院設立ノ員数位置及入院患者ノ統計」では入院患者総数234人、死者142人とされている。民族別の数値は記されていないが、忍路郡忍路と石狩郡若生がそれぞれ死者55人で最多である。

(63) こうした衛生観念を根拠として挙げるアイヌ民族の排除は、後年の旭川市近文における「旧土人保護地」移転問題の中でも立ち現れる。ここではさしあたり、「不潔・衛生は生得的問題ではなく教育や貧困といった環境の問題」であることを指摘し、「保護」を怠ってかえって排除を試みる側に同調する北海道庁内務部を的確に批判した天川恵三郎の論理（谷本 2006：728）を確認しておきたい。

(64) 実際には、港湾都市として発展する小樽市には他地域から少なくないアイヌ民族が流入していたものと推測され、実際、1883（明治16）年6月28日に勝納町で重傷を負い保護された人物の記録も確認できる。1884（明治17）年7月12日付、「救助人処分御届」『札幌県治類典』札幌県衛生課\*。

(65) 1881（明治14）年12月25日付、余市郡戸長より調所広丈宛、第六百四十五号「地券証御発付之儀願」『札幌県治類典』札幌県租税課\*。

(66) 1882（明治15）年1月14日付、小樽郡長北川誠一より調所大書記官宛、第拾四号「宅地券状御発付相成度出願ノ儀ニ付上申」『札幌県治類典』札幌県租税課\*。

(67) 1882（明治15）年10月5日付、余市郡五ヶ町三ヶ村戸長小川全治他より調所広丈宛、甲第四百号「旧土人宅地券状御下付相成度義上申」『札幌県治類典』札幌県租税課\*。

(68) 1883（明治16）年2月15日付、小樽郡役所より札幌県租税課宛、甲第一百十八号『札幌県治類典』札幌県租税課\*。

(69) 1883（明治16）年2月23日租税課調、27日書記官判決済、租第五八七号「余市郡旧土人宅地券状下付ノ義ニ付上申」『札幌県治類典』札幌県租税課\*。

## 郡区長集会での議論

折しもこのころ、札幌県の内部ではアイヌ民族の土地の処遇を巡って議論がなされており、余市郡からの上申もその影響を受けていくことになる。

地租創定時にアイヌ民族の地所が官有地第三種とされた地域でも、旧開拓使札幌支庁当時からアイヌ民族の名義による地所「払下」が出願され、地券が下付された事例は存在した。浦河郡役所管下の場合、様似郡の男性が耕地起業を目的として浦河郡幌別の荒蕪地3000坪の「払下」を願い出て、1881（明治14）年7月12日付で許可された事例や、三石郡の男性が1876（明治9）年以来拝借してきた海産干場110坪の「払下」を願い出て1882（明治15）年11月7日に「願之趣聞届候」ことが決定された事例等が確認できる<sup>(70)</sup>。

浦河郡役所は1881（明治14）年5月以降、札幌本庁に対して「官有地売買取扱順序」<sup>(71)</sup>に則った通常の払下とは別に、「旧土人ニ限り農事志願ノ者へハ無代価御割渡」することを求める伺を繰り返すようになる<sup>(72)</sup>。これを受けた本庁租税係は郡役所に対し、地券発行条例第16条に準じて開墾の「成効ニ応シ所有セシメ候方可然存候」としつつ、「詐術ヲ以地所譲受ヲ欲スル族モ出来可申ニ付、予防方注意セサルヘカラサル」ことから、「単一地所割渡願ト題セシニ依リ概視シ許可セラル、ハ妥当ナラスト存候間、各通へ具状書御添付無之而ハ調査差支候」と断じ、願書を「一ト先返戻」した<sup>(73)</sup>。

その後も度重なる要求がなされたことを受け、札幌県勧業課地理係は1883（明治16）年2月27日に浦河郡役所管下から提出されたアイヌ民族25名分の耕地無代価割渡願を審査した際、「兎角旧習ニ流レ易キハ未開人之常ニテ、旧来ノ如ク水草ヲ逐ヒ居ヲ不定等ノ義ニテ成功ヲ不見ガ如キ義有之候テハ一旦ノ特典モ無効ニ帰」する恐れがあるとし、対応を「各郡長出札」の上で協議するべきことを上申し、28日付で「判決」がなされた<sup>(74)</sup>。同時期の出願の中には、鹿の深刻な不猟により飢餓の恐れが生じた十勝地方のアイヌ民族を救済するため「馬鈴

薯其外食料ノ補助ト可相成モノヲ生産セシメ」るとするものなど緊急性を訴えるものもあったが<sup>(75)</sup>、全て同様に留保された。

地理係が「各郡長出札」の上で協議としたのは、3月下旬の開催に向けて準備が進められていた「郡区長集会」を前提としたものである。3月15日に提出された「地理係ニ関スル議案」には、「一 旧土人地所下渡願ノ件」として、「近來、旧土人ノ耕地下渡ヲ願出ル者アルハ、追々勞力シテ食ヲ求ムルノ道ヲ覺リタルモノニテ、極メテ喜フヘキ事ニ候得共、過半ハ誘導ニ出ツルモノナレハ地所ノミヲ与フルモ到底授産ノ法ヲ得タルモノト云フヘカラズ、永続セシムルノ方法相立タルモノ歟」との一項が盛り込まれた<sup>(76)</sup>。この時点で地理係が、申請の多くが実際には和人による「誘導」によってなされたものと見ていることに注意しておきたい。

議事には「旧土人ノ戸数ニ応シ其開墾シ得ヘキ地所ヲ撰ヒ漸次割渡スヘキモノトシ、当分之ヲ官用地又ハ共有地ト定メ置ニ決ス」等の朱書きが加えられており、最終的には「原案ノ俛ニ尚ホ旧土人ニ充ツルヘキ土地ハ官有地ナリ共有地ナリ別ニ取置ク」が「多数ニ付可決」され、30日付で各係に通知された<sup>(77)</sup>。多くの議案が「原案ニ可決」、「修正ニ可決」された中であって、本議案は唯一、「多数ニ付可決」とされており、出席した郡長の間に大きな見解の相違が存在したことを示唆している。

## 「内規」の制定

集会から約3か月後の6月22日、租税課地券係の正木銀作はアイヌ民族の地所の扱いが「是迄区々一定ノ議判無之」状態であり、「券状調査之場合差支不尠」として、耕地・宅地と海産干場の扱いに関する下記の伺いを作成している<sup>(78)</sup>。

## 一 耕地宅地

地所規則第七条ニ、山林川沢從來旧土人等漁獵伐木仕来シ地ト雖更ニ区分相立、持主或ハ村請ニ改メ是亦地券ヲ渡シ、爾後十五ヶ年間徐税地代ハ上条<sup>（納戻）</sup>

(70) 『札幌県治類典』札幌県租税課\*。本事例は既に谷本が紹介している（谷本 2002：881）。

(71) 1880（明治13）年6月制定（大蔵省 1885b：313-316）。

(72) 1882（明治15）年1月26日付、浦河郡役所より本庁租税係宛、一ノ第四拾五号『札幌県治類典』札幌県租税課\*。

(73) 1882（明治15）年2月3日付、本庁租税係より浦河郡役所宛、租第二九〇号『札幌県治類典』札幌県租税課\*。

(74) 1883（明治16）年2月27日調、28日判決済、坤一一五号『札幌県治類典』札幌県勧業課地理係\*。この経緯は谷本が既に触れている（谷本 2002：881）。

(75) 1883（明治16）年3月4日調、9日判決済、坤一四八号「十勝旧土人惣代ヨリ地所下渡願取扱ノ義上申」『札幌県治類典』札幌県勧業課地理係\*。本件は「十勝漁業組合」の支配人として知られる若松忠次郎が申請に関与している。筆者には詳細に論じる準備は無いが、こうした動きはアイヌ民族の共有財産を財源として1885（明治18）年から実施された「十勝国五郡旧土人授産方法」（山田 2011：212）へと繋がる伏線として意味を持つことが予想される。

(76) 「郡区長集会ニ付関係事項取調方各課署へ達ノ件」『札幌県治類典 諮問会 完 明治十六年自二月至三月』札幌県庶務課（簿書：8034、5件目）。

(77) 「郡区長諮問会議決事項会長申報ノ件」・「郡区長諮問会議決事項各係へ通知」『札幌県治類典 諮問会 完 明治十六年自二月至三月』札幌県庶務課（簿書：8034、8・9件目）。

(78) 1883（明治16）年6月22日調、23日付判決済、租回二〇三号、「管下旧土人所有地処分之義ニ付何ノ件」『札幌県治類典 地券 第五 明治十六年分』札幌県租税課（簿書：8178、30件目）。

ニ准ス云々ト有之候へハ、目下該土人等ノ実況ヲ視察スルニ、折角資産保護之御趣意ニ因リ発付セラル、地券之如キハ、今之ヲ彼レ各自ニ付与スルヤ忽チ奸譎輩之詐術ニ罹リ一朝ニシテ産ヲ破リ其土ニ迷フノ不幸ヲ招クハ顯然ニ付、依然土人ノ古格ヲ脱セズ一村或ヒハ数村ニ跨リ星散居ヲ為ス如キハ是レヲ毎戸ニ区分地券ヲ発セズ、「<sup>〔挿入〕</sup>地券発行条例第十六条ニ依リ姑ク官有地第三種ニ編入シ、而シテ官簿ニ<sup>〔挿入〕</sup>他府県下人民所有地種々券之例ニ倣ヒ券面ハ村請トシ而シテ其付属別帳ニ各自所有者ノ坪数姓名<sup>〔挿入〕</sup>ヲ併明記シ置、「<sup>〔挿入〕</sup>同時連名簿ヲ別紙ニ製シテ戸長役場ヘ下ケ渡シ置」、他日全ク帰化ノ時ヲ俟チ「<sup>〔挿入〕</sup>更ニ」分割「<sup>〔挿入〕</sup>地券」下付候様いたし候方可然存候

## 二 海産干場

前項地所規則同条中漁獵云々ト有之ニ付、本地ノ如キモ<sup>〔挿入〕</sup>然從來ヨリ仕来りし<sup>〔挿入〕</sup>ナル部分ハ勿論本則ニ依リ処分スヘキナレトモ、抑海産干場之儀ハ各郡いづれも限リ在ル貴重之者ニ付、一般人民ノ嘯目スル素より同一之論ニ無是、故ニ該地ニシテ「<sup>〔挿入〕</sup>静内・広尾・十勝郡等之如キ」是迄独立自営<sup>〔挿入〕</sup>誘之為メ「<sup>〔挿入〕</sup>各自相当之地ヲ」割渡シ置候分之内、依願更ニ<sup>〔挿入〕</sup>払下私有セシメタル分ヲ除キ、其他旧之如ク<sup>〔挿入〕</sup>拝借地之様有之分ハ是亦前項之通り全ク自立独立之時ヲ得ル迄姑ラク<sup>〔挿入〕</sup>拝借地トシ保護ヲ与ヘ置候方可然哉

先の郡区長集会での議論は耕地の割渡申請に関わるものであったが、この文書では規制の対象がアイヌ民族に関わる土地全体に広がっている。当初の文案で「村請」とされた部分が「官有地第三種ニ編入」へ修正されているのは、郡区長集会議決で「官有地ナリ共有地ナリ別ニ取置ク」との両論併記に留まっていた部分が最終的に整理されたものであろう。本文書は租税課地券係及び勸業課地理係を経て書記官の決裁を受け23日付で「判決済」となり、以後「長官稟議」の「内規」と呼称されていく。

この決定の後、7月31日には地理係から浦河郡役所へ67名分の願書が「一ト先御返却」<sup>(79)</sup>となっているほか、12月には租税課地券係からも浦河郡役所に対して、「從來<sup>〔挿入〕</sup>拝借之海産干場払下出願」が「内規」によって「当分是迄<sup>〔挿入〕</sup>官有地ト成シ置ノ義」となったとして、願書138名分が返却されていることも確認される<sup>(80)</sup>。

## 東部諸郡の様相

内規が設けられる直接の契機となった札幌県東部諸郡の状況は如何なるものだったのか。1882（明治15）年末に小樽郡役所を免ぜられ浦河郡役所に転じた北川誠一が、1883（明治16）年12月23日付で提出した上申文から概観しておこう<sup>(81)</sup>。

「<sup>〔挿入〕</sup>第百拾六号」

旧土人<sup>〔挿入〕</sup>拝借海産干場御払下ノ義上申

当部内各郡ニ於テ、從來旧土人<sup>〔挿入〕</sup>拝借ノ海産干場数多有之候処、近来御払下ノ義出願已ニ過般来主務課ヘ送致候分モ不少趣ニ候得共、小官赴任ノ後各郡巡回親シク現状ヲ視察候ニ、当地方旧土人ノ義ハ他方ノ旧土人ニ比較シテハ一層ノ愚魯蒙昧ヲ極メ、損益ノ何モノタルヲ知ラス、且他人民ニ於テハ只旧土人ヲ欺キ法外ノ利益ヲ得ンコトヲ専一ニ心懸ケ居候民情ニ有之故ニ、今日海産干場ヲ御払下ノ上地券御下付相成ルトキハ、数日ヲ出テスシテ濁酒数杯或ハ漆器數個ノ為メニ至重ノ海産干場ヲ欺キ取ラレ候義瞭々ニ有之、実ニ憫然ナルノミナラス、治民上ニ於テ最モ注意不致テ難相成義ト相考候条、右等御洞察ノ上自今以後旧土人ニ限リ海産干場ハ<sup>〔挿入〕</sup>拝借ニ止マリ、御払下不相成様致度、此段上申仕候也

明治十六年十二月二十三日

浦河三石郷似幌島広尾当縁  
十勝中川河内河東上川郡長

北川誠一（印）

札幌県令調所広丈殿代理

札幌県大書記官佐藤秀顕殿

この上申書は内規の制定から半年後に提出されているから、内規制定以前に進達済みの願書について処理差し止めを求めたものと見られる。本庁ではこれを内規同様の趣旨と認め、「海産干場ノ如キハ地方営業上要用ノ場所トモ被存候処、該地旧土人ノ如キ最モ蠢愚ニシテ欺侮免レ難キ情况モ有之候趣ニ就テハ上申之通御聞置相成可然哉」との伺いが作成され、1884（明治17）年1月11日付で「上申之趣聞置候事」が通知された。

近世後半から和人の大量流入とアイヌ民族の激減を経験していた旧西蝦夷地とは異なり、旧東蝦夷地に属する日高・十勝地方では和人居住者は未だ少なく、アイヌ民族の人口規模が大きかったこともあって文化的独自性が強く維持されていた。このことが開拓使官吏として旧西蝦夷地で勤務経験を積んだ北川の目に、「一層ノ愚魯蒙

(79) 1883（明治16）年7月28日調、30日判決済、勸業課地理係より浦河郡役所宛、勸第貳千四百五十六号『札幌県治類典』札幌県勸業課地理係\*。本文書は既に谷本が触れている（谷本 2002：881）。

(80) 1883（明治16）年12月25日調同日付判決済、「浦河郡へ旧土人願書返却ニ付御照会ノ件」『札幌県治類典』札幌県租税課\*。

(81) 1883（明治16）年12月23日付、浦河郡長北川誠一より札幌県令調所広丈、大書記官佐藤秀顕宛、「旧土人<sup>〔挿入〕</sup>拝借海産干場御払下ノ義上申」『明治十七年一月 札幌県治類典 土地測量第二 第壹号 地理課』札幌県勸業課地理係（簿書：8784、11件目）。

味ヲ極メ」たものと映ったのであろう。札幌市の内部に、和人の入植を前提として設計した制度をアイヌ民族に強いることを当然視し、それに適応できない人々を「愚魯蒙昧」、「蠢愚」などと激しく蔑視する傾向があったことは明らかである。

1885（明治18）年10月に作成された文書には、当時の東部諸郡におけるアイヌ民族の困窮が以下のように記されている<sup>(82)</sup>。

旧土人ノ古来生活ノ途ヲ失フニ至ルモノハ其原由種々ナルベシト雖モ、概シテ他道人民ノ入込ニ原由ス、人民入込ム時ハ漁獵ノ利ヲ失ヒ衣食住ニ迷ヒ飢餓スルニ至ル、是レ東部諸郡ノ有様ナリ

和人移住者の中に「旧土人ヲ欺キ法外ノ利益ヲ得ンコトヲ專一ニ心懸」る「民情」があり、アイヌ民族が「濁酒数杯或ハ漆器数個ノ為メニ至重ノ海産干場ヲ欺キ取ラレ」、遂には「衣食住ニ迷ヒ飢餓スルニ至ル」という甚だしい苦境に追い込まれていく状況が認識される中、地券発行条例第16条の原則を厳格に適用し、アイヌ民族の権利に強い制限をかけることで「保護」という内規が制定・運用されていた。

#### 空文化した官有地第三種としての「保護」

1884（明治17）年7月24日、小樽郡役所は札幌県取税課（6月に租税課から改称）に対し、戸長鈴木成志からの伺書を添え、地券下付手続きの進捗状況に関する二度目の照会を発する<sup>(83)</sup>。これを受けた取税課は、「本議旧土人所有地ノ義」に関しては前年に「長官稟議ノ上、内規ヲ相設候」ことを引き、「既往ノ処分ハ須ク不問、今后ハ従前ノ通り姑ク官有地ニ据置、追テ処分」するものとして、戸長からの伺書正副二通を返戻とした<sup>(84)</sup>。

内規の条文は「依然土人ノ古格ヲ脱セズ一村或ヒハ数村ニ跨リ星散居ヲ為ス如キ」場合には当面のあいだ地券下付を留保するというものであり、条件を満たせば成規の処分があり得るものとも受け取れるが、ここでは現地の「景況」とアイヌ民族の「情態」に立脚したとする戸長・郡長の上申が本庁取税課に退けられたことになる。

しかしながら、一方では内規制定後に余市郡下のアイ

ヌ民族に対して宅地7件、耕地1件、海産干場3件の地券が下付されている事実があった。下付関連の書類が直接確認できるものはいずれも申請者の住所氏名とともに「旧土人」と明記されているから<sup>(85)</sup>、担当部署がアイヌ民族名義の申請であることを認識しながら地券下付を許可していたことは疑いない。余市郡で官有地第三種として処遇が問題になっているのは地租創定時に丈量対象となった宅地のみであり、その他の地所について相当対価を以て払下を受けることは妨げられていなかったのである。

こうした矛盾が生じた背景には、札幌市の複雑な行政事務処理の構造があった。旧開拓使札幌本庁では土地処分事務は一貫して租税課が中心を担っていたが、札幌市になると地理課へと主務課が変更された。しかし、これが「官有地売却取扱順序」に抵触する恐れがあるため、1883（明治16）年5月に新たな取扱手順を定め、地券録・貸地録に記載されていない新規の土地処分は勸業課地理係（後に地理課地理係）、既に記載されている内容の変更は租税課地券係（後に取税課地租係）が担当する形に整理された（鶴原 2005：15-16）。これにより、アイヌ民族に関連する地所のうち、荒蕪地を対象とした宅地・耕地等営業の新規申請は勸業課、「従来ノ拝借地」等と記載される、官有地第三種として留保された土地の私有地への変更願は租税課がそれぞれ主管することになった。

ところが、勸業課が多数のアイヌ民族からの申請を許可する一方で、租税課では先に述べたように内規を厳しく運用して全道一律で官有地第三種に据え置く立場をとったから、両課の対応は現地住民や戸長、郡長から見れば、一貫性を欠いたものになっていただろう。勸業課が1884（明治17）年7月に「管内旧土人所有地ノ義ハ、地券発行条例第十六条ニ拠リ可成不払下成規ノ処、輒近払下出願者増殖、右等ハ同条但書ニ拠リ処分可相成答ノ処、往々出願ノ際万一未夕開進其期ニ達セサル者ハ一時私有セシメ、却テ不幸ヲ醸シ候儀有之候テハ大ニ保護ノ趣旨ニ戻リ候懸念モ不勘候間、爾後払下出願ノ分並ニ従前貸与ノ分モ篤ト実況御取調、払下方差支無之分ニ限り、戸長具状書添御送達有之度、本局受命此段御通達候也」との通達を発しようとしたのは、表面化した矛盾を整理しようとしたものだったと見られる<sup>(86)</sup>。

(82) 1885（明治18）年10月2日判決済、札幌県庶務課本務係、『札幌県治類典』札幌県地理課\*。

(83) 1884（明治17）年7月24日付、小樽郡役所より札幌県取税課宛、地第七七一号『札幌県治類典 地券 第三 明治十七年自五月至八月』（簿書：8890、91件目）。この時点で、浦河郡でアイヌ民族の土地の私有地化を推し進めた山田謙が、北川と入れ替わりで小樽他三郡長に赴任していることがこの後の措置に影響している可能性がある。

(84) 1884（明治17）年7月30日付、札幌県取税課より小樽郡役所宛、取第一八一九号「旧土人地券之義小樽郡衙へ回答」『札幌県治類典 地券 第三 明治十七年自五月至八月』（簿書：8890、91件目）。

(85) 『札幌県治類典附録』札幌県地理課\*。

(86) 北海道大学附属図書館所蔵写本『札幌県土地規則』（別 347.2-Sa）所収。原本は未だ発見できておらず、この文案がその後どのように扱われたのか、現時点ではやや不明瞭である。筆者は前稿（大坂 2020）でこの文書に触れた際、前後の文脈に気が付かないまま不適切な引用をしてしまった。本稿を以って訂正するとともに、広く史料に目配りした検討の必要性を助言してくださった山田伸一氏に感謝申し上げる。

小樽郡役所はこの状況を突いて、1885（明治18）年3月27日付で札幌県取税課に対し改めて地券下付願いを提出した際、「十三年以降、全村ニ於テ旧土人宅地海産干場ニ起業ノ見込ヲ以地所払下出願、成規ノ通処分相成候分陸続有之」という状況を根拠として、地券発行条例第16条但書を引き、「地方ノ景況ト旧土人ノ情態ニ拠レハ発券御処分相成候テモ敢テ差支ノ義モ無之」として再議を求めた<sup>(87)</sup>。文書を受け付けた取税課は郡役所の主張に理解を示し、「内規ハ概シテ抑制スベキモノニ無之、許否ハ唯土人生熟ノ一点ニ在ル而已ト一決」<sup>(88)</sup>して方針を転換し、4月1日付で小樽郡に対して調書実測図を添え上申するよう指示したため<sup>(89)</sup>、5月22日付で余市郡川村分54筆8,315坪、同郡浜中町分8筆775坪の調書と調査測図写しを添付した上申書が提出される<sup>(90)</sup>。

しかし、地理課八等属加納俊正が5月27日付で起草した照会文案には、「余市旧土人宅地券状下付ノ義再三切々申出、同地ハ昔日ノ面目一変云々ノ趣意ヲ以テ右券状下渡相成度義、小樽郡長上申相成候得共、土地ヲ所有セサル市人ハ多ク雑居セル趣旁今暫時ク官有地ニ据置ク方ト見込候」と記された紙片が付されており、取税課との足並みは揃っていなかった。取税課地租係は、6月8日付で地理課地理係に対して発した文書で、①長官稟議の内規は「処有権ヲ無限抑制」するものではなく、小樽郡に対する回答は「全く固陋ノ弊習ヲ蟬脱シ、容易ニ悪漢狡児ノ為ニ騙術譎詐ニ陥落シ一朝ニシテ産ヲ破ルノ憂ナキハ所轄郡衙ニ於テ信任シ、再三下付ノ義縷述切望ニ因リ（薄産干場下邊ト）差支アル無キヲ確信」した上でのものであり、②地理課地理係の起案によって、利尻郡本泊村のアイヌ民族に対して同年2月10日付で宅地払下が許可された事例と比較すれば<sup>(91)</sup>、「就中利尻方面ト余市方面トハ、旧土人開化進歩之程度モ遙カ余市郡ノ方優」だとして、

この二点を根拠に余市郡のアイヌ民族に対しても地券を下付すべきとの立場を示した<sup>(92)</sup>。

対する地理課は7月8日、「旧土人等固陋弊習ヲ蟬脱昔日之比ニアラスト雖モ、該地方雑居ノ市人ニ不相劣知識発達進歩帰化之義トモ不被考、果シテ然ラハ一朝所有権ヲ得セシムルモ、遂ニ騙術詐欺ニ陥リ産ヲ破リ不幸ヲ招ク之憂ナシトセス」とし、既に地券を下付したものについては「今更引直し候モ容易ナラザル義ニ付其儘」とするが、「爾後ノ分ハ先以官有地第三種ニ組入、使用之義ハ差許シ置、追テ彼等全く帰化之時ヲ以地券発付相成可然」として、「上申之趣難及詮議候事」とする県令名での指令案を作成した<sup>(93)</sup>。既に地券を発行した事例との間に矛盾が生じているとの取税課の指摘に対して、従来の方針を撤回し、全面的に官有地第三種として据え置く方針を示したのである。本文書には地理課の課長決裁印が押されているものの、取税課及び庶務課の押印欄は空白となっているから、回付途中で差し止められたのだろう。先に述べたように、前年7月の段階では地理課が条件付きで土地私有を認めようとし、取税課は内規にある官有地第三種としての留保を一律に適用していたのだが、この時点から両課の主張は完全に逆転したまま対立を深めていく。

取税課は7月11日付で小樽・古平・増毛・岩内郡役所に対し、内規制定の1883（明治16）年6月以降にアイヌ民族に対して土地が払下された事例を至急取りまとめ報告するよう指示する<sup>(94)</sup>。各郡役所からの回答を踏まえて取税属齋藤英曹がまとめ、取税長森の意見書が付された文書には、地理課との立場の違いが極めて鮮明に現れている。そこで取税課地租係は、内規制定以降も「毫モ差支ナキト主務課ニ於テ確認」し払下された事例が増毛・古平・小樽方面で計36筆12,267坪に及ぶとしたう

(87) 1885（明治18）年3月27日付、小樽郡役所より札幌県取税課宛、地第五百六拾五号『札幌県治類典』札幌県地理課\*。

(88) 取税属齋藤英曹調、取税課地租係より本局、『札幌県治類典』札幌県地理課\*。

(89) 1885（明治18）年4月1日付、札幌県取税課地租係より小樽郡役所宛、係第一貳〇号『札幌県治類典』札幌県地理課\*。

(90) 1885（明治18）年5月22日付、小樽外三郡長山田謙より札幌県令調所広丈宛、天第百拾八号「旧土人宅地券状発付相成度義ニ付上申」『札幌県治類典』札幌県地理課\*。「地価創定請書」記載の総面積とは35坪の違いがあるが、地理課が作成した「余市郡旧土人宅地図之義ニ付小樽郡役所へ照会案」と題する文書では、浜中町の宅地1筆150坪について115坪の誤記ではないかと指摘されている。この点が数値の不一致の原因であろう。

(91) 本件の原史料は、1885（明治18）年2月7日付地理課地理係宮川菊蔵十等属起案、10日付県令代理佐藤秀顕書記官判決済、地第三十五号『札幌県治類典 土地測量第式 第三號 明治十八年二月』（簿書：9596：21件目）。

別紙利尻郡本泊村旧土人知良宇外三名全所ニ於テ宅地之見込ヲ以地所払下出願之旨趣

右取調候処、所轄郡役所ニ於テ実地調査、願書ニ地図添へ送致之義ニ候、然ルニ旧土人ニハ、当分地所払下私有権ヲ与ヘザル内規ニ候得共、各自願見込書中、従来拝借地へ家屋造営住居致居候処、該所ハ山上ニシテ飲水其他不便不夥ニ付、本願地へ家屋転築永代住居致度云々ヨリ相考候得ハ、着実就業他ノ誘導者ト被存候条、此際地券発行条例第十六条但書ニ由リ御詮議相成千坪金壹円五十銭ノ割ヲ以御払下可然哉、御指令按左ニ相候候也

御指令案

（割印）知良宇願へ

願之趣聞届候条代金拾五錢即納可致事

明治十八年二月十日

札幌県令調所広丈代理

札幌県大書記官佐藤秀顕

(92) 1885（明治18）年6月8日付、取税課地租係より地理課地理係宛、係第五四九号『札幌県治類典』札幌県地理課\*。

(93) 1885（明治18）年7月8日付起案、地回第七五二号『札幌県治類典』札幌県地理課\*。本文書は高倉新一郎が引用しているものと同一とみられる（高倉1942：531）。

(94) 1885（明治18）年7月11日付、取税課地租係より小樽古平増毛岩内郡役所宛、係第六九六号『札幌県治類典』札幌県地理課\*。

えで(表8)、あくまで詮議に及び難いとする地理課を、次のように正面から批判した<sup>(95)</sup>。

一 主務課本義ノ主意「<sup>〔挿入〕</sup>旨趣」トハ何ソヤ、概シテ其精神ハ望洋思想ニテ、只土人生産保護ノ一根拠アル而已、~~爾ニテ~~「<sup>〔挿入〕</sup>然シテ」保護ノ語句ハ実ニ優渥称

表8 内規制定後の土地払下事例

	管轄	「地籍」	「地目」	「反別」	「払下年月日」	「所籍」
1	増毛郡役所	利尻郡本泊村	宅地	100坪	明治18年2月10日	利尻郡本泊村
2		利尻郡本泊村	宅地	100坪	明治18年2月10日	利尻郡本泊村
3		利尻郡本泊村	宅地	70坪	明治18年2月10日	利尻郡本泊村
4		利尻郡本泊村	宅地	80坪	明治18年2月10日	利尻郡本泊村
5		利尻郡本泊村	海産干場	242坪	明治18年2月6日	利尻郡本泊村
6		枝幸郡頓別村	宅地	100坪	明治17年5月7日	宗谷郡宗谷村
7		宗谷郡宗谷村	宅地	106坪	明治17年5月7日	宗谷郡宗谷村
8		宗谷郡宗谷村	宅地	46坪	明治17年5月7日	宗谷郡宗谷村
9		宗谷郡宗谷村	宅地	60坪	明治17年5月7日	宗谷郡宗谷村
10		宗谷郡宗谷村	宅地	45坪	明治17年5月7日	宗谷郡宗谷村
11		宗谷郡稚内村	宅地	141坪	明治17年5月7日	宗谷郡稚内村
12		宗谷郡稚内村	宅地	80坪	明治17年5月7日	宗谷郡宗谷村
13	古平郡役所	古平郡沢江村	宅地	48坪	明治17年11月17日	古平郡沢江村
14		古平郡沢江村	宅地	130坪	明治17年11月14日	古平郡沢江村
15	小樽郡役所	忍路郡忍路村	畑	1反3畝10歩	明治16年12月	忍路郡忍路村
16		高島郡高島村	畑	8反3畝10歩	明治16年12月	高島郡高島村
17		高島郡高島村	畑	4畝10歩	明治16年12月	高島郡高島村
18		高島郡高島村	畑	6畝10歩	明治16年12月	高島郡高島村
19		高島郡高島村	畑	1反2畝25歩	明治16年12月	高島郡高島村
20		高島郡高島村	畑	3反2畝28歩	明治16年12月	高島郡高島村
21		高島郡高島村	畑	5反8畝10歩	明治16年12月	高島郡高島村
22		余市郡川村	宅地	115坪	明治16年12月	余市郡川村
23		余市郡川村	宅地	303坪	明治17年2月20日	余市郡川村
24		余市郡川村	宅地	150坪	明治17年4月11日	余市郡川村
25		余市郡川村	宅地	125坪	明治17年4月11日	余市郡川村
26		余市郡川村	宅地	82坪	明治17年4月11日	余市郡川村
27		余市郡川村	宅地	150坪	明治17年4月11日	余市郡川村
28		余市郡川村	宅地	18坪	明治17年4月11日	余市郡川村
29		余市郡川村	畑	1畝29歩	明治17年7月17日	余市郡川村
30		余市郡川村	海産干場	261坪	明治17年8月17日	余市郡川村
31		余市郡川村	海産干場	270坪	明治17年8月17日	余市郡川村
32		余市郡川村	海産干場	300坪	明治17年8月17日	余市郡川村
33		忍路郡忍路村	畑	9畝8歩	明治17年10月27日	忍路郡忍路村
34		忍路郡忍路村	畑	1反3畝23歩	明治17年10月27日	忍路郡忍路村
35		忍路郡忍路村	畑	6反1畝29歩	明治17年10月27日	忍路郡忍路村
36		忍路郡忍路村	畑	6畝13歩	明治17年12月12日	忍路郡忍路村

出典：『札幌県治類典』札幌県地理課\*による。

(95) 収税属齊藤英曹調、収税課地租係より本局、『札幌県治類典』札幌県地理課\*。本文書は日付を欠くが、本文の内容から位置付けた。付箋には「本議旧土人宅地券下付一条ハ、山田郡長上申ノ通り御許可相成候方可然ト被存候、本課ノ意見本文ノ通り 収税長(森)」と記されている。収税課がとりまとめた計36筆12,267坪の中には、申請時の書類に「旧土人」と明記されたり、アイヌ名で申請されながら地券が発行された余市郡・利尻郡等の事例と、申請書上は特段の記載がないうえ姓名も和風なため、本庁では和人からの申請との峻別が困難だったと思われる忍路郡等の事例が混在しており、全件を「毫モ差支ナキト主務課ニ於テ確認」したと見なす収税課の主張は事実に反する部分がある。しかし、各郡からの申請書にアイヌ民族であることを記載するか否かも統一されず、所管課の間での調整も不徹底だったという事実そのものが、当時の行政手続きの中でアイヌ民族がいかに場当たり的に取り扱われていたかをよく示しているとも言えよう。

賛スベキノ美名ヲ帯ル文字ト雖モ、是ヲ布イテ事実ニ適切ナルト否トニ於テハ此優渥ナル保護ノ文字ハ翻テ有害無益ノ文字ニ変ス、何ニヨカ、有害無益ト謂ニ唯保護ノ二文字ヲ保守シテ反省ノ念ナク、将来官有地ニ据置ク時ハ狡商奸估此土人地ニ蟻集、家屋建設百般ノ生業ヲ営ムヲアルモ此土地ニ対スル納租其他ノ義務無ケレバ彼等ハ殊ニ是レヲ僥倖トスルニ於テハ、前陳保護ノ美名ハ却テ狡商奸估ヲ陰庇スル有害無益ノ保護ト謂フモ敢テ不可ナキヲ覺ユ

一 本年徐租期明ノ土地々価査定トシテ、齋藤収税属該地巡回ノ途次實際ヲ視察セシニ、該地土人地ノ如キハ「和入ノ」雑居シテ廓舗ヲ開キ夫々商業ヲ営ミ居ル者実二十中ノ半「半」ハヲ以テ算フルニ至ル、之レ内実ハ密カニ土人地<sup>和入</sup>相對買得セシ歟或ハ金穀負債ノ為メニ和人ニ委託セシ歟不判明ナレトモ、怨クハ此二途ノ外ニ出サルガ如シ

この文書から、1878（明治11）年以来アイヌ民族の宅地として官有地第三種に編入・存置されていたはずの「土人地」が、わずか7年後には無届の賃貸借が横行することによって既に半ばまで和人に占有され、土地を失ったアイヌ民族は「一隅ニ蟄居」する状態に追い込まれていたことが明らかになる。居住地を官有地第三種として存置することによって保護するという名目は、既に有名無実となっていたのである。こうした事態が生じた原因は、既に高倉が指摘するように官有地第三種としての存置の根拠が簡単な地券発行条例第16条の規定に過ぎず、法的な裏付けを欠いていたことにあり（高倉1942：537）、この点を補うため内規では「官簿」を作成して管理を徹底するよう定めているはずだが、収税課は正反対の方針をとる。

然シテ之ヲ処置スルニ至難ナルガ如シ、単ニ表面上ヨリ視レバ、無願無届ケニテ官有地ヲ侵シ商戸ヲ開キ営業ヲ為ス者ナレバ、之レヲ一掃放逐スル容易ニ候得共、殖民ノ地ニ於テハ一戸タリトモ日ニ増殖スルヲ目的トスル主意ナレバ、此放逐処分ハ餘リ妥当ノ処置トハ云ヒ難カラン歟…

つまり、アイヌ民族の宅地の半ばは和人住民に無届で占拠されているが、それを取り締まり和人住民を「放逐」することは「殖民ノ地」において人口を増加させていくことを妨げ、望ましくないというのである。さらに、土地所有権が雑居している和人の物となれば、「違田糧

者ハ自ラ良民ト変シ、地租其他地方税等該地ニ対スル正当ノ義務ヲ尽サバ、以テ政府ニハ幾分ノ歳入ヲ増」一占拠が合法的な所有へ移行することによって税収が増えることが見込まれるから、アイヌ民族の中に土地の所有権を喪失する者が出ることを見越しても私有を認めるべきとの主張が展開される。

余市郡のアイヌ民族の一部に「幾多ノ和人ヲ使役シ鮮建網営業者ニ酒造家ニ其外雑商等生業」を営むようになっていながらも存在することをことさらに強調しつつ、「貧窮土人ノ一般福祐ト為シ、破産ノ慮無キヲ待テ券証ヲ与フルハ実ニ望洋ノ妄想」と論難し、「券証ヲ下付シ、該券ヲ維持スル者ハ之ヲ維持シ、之レヲ雑居者ニ移転スル者ハ復タ之レヲ任セ」るべきとの主張は、アイヌ民族の中に和人移住者に伍するに至っていない人々が多く存在することを認識しながら、優勝劣敗、適者生存の思想に拠りその「保護」一切を放棄するものと言える。

官有地第三種としての存置によって、アイヌ民族は不法に居住地を奪われたとしても権利を証明すべき「一片の証書」も無く、「自己の権利を主張して之を抗拒することが出来ず、実に無告の民たる状況」（河野1929：35）に追い込まれていたが、私有権を強く制限する「保護」の継続を主張する側は、制度の欠陥が招いた実質的な土地喪失の続出を前に具体的な策を講じることなく、制限を撤廃しようとする側は、アイヌ民族の土地喪失を止むを得ない成り行きと見なし、却って殖民政策上の利益に結び付くとの思惑から、何等の対策もとろうとはしていなかった。

#### 地券下付の決定

その後、対立する地理課と収税課を仲裁する形で庶務課が起案し、書記官佐藤秀顕と県令調所広丈の決裁を経て10月2日付で「判決済」となった文書が残されている<sup>(96)</sup>。そこでは、双方の主張を整理したうえで、次のように記された。

前陳ノ両議ニ付考按仕候処、旧土人御保護ノ義モ既二十数年ノ久キニシテ旧時ノ情態ニ非ス、恰モ第十六条但書ニ拠リ御処置相成適當ナリト郡長ニ於テ信認シ、且ツ土人ニ於テハ地券下付ノ義ヲ再三切々申出候趣ナレバ、已ニ土地ノ貴キヲ了知シタルモノニ有之…旁以此際ニ於テ厚ク御詮議相成、券状御発付ノ方可然ト見込候乍去本議地券発否ノ義ハ御施治上重大ノ義ト被存候ニ付、願クハ審査会へ御下付相成、各会員ノ意見一応御諮問相成候様仕度、此段上申仕候也

(96) 1885（明治18）年10月2日判決済、『札幌県治類典』札幌県地理課\*。

実際に審議会での諮問がなされたか否かは確認できていないものの、その後は下付の方向で対応は地理課に一任されることになったようだ。11月16日に小樽郡役所から再び照会がなされた際<sup>(97)</sup>、収税課は18日付で地理課に対して「貴係御関掌モノニ付及御回附候条、右宜敷御回答有之度此段申進候也」と対応を求めており<sup>(98)</sup>、それを受けて地理課では池田六等属が「本課ニテ管掌スベキモノ」とする文書を作成している<sup>(99)</sup>。小樽郡役所の催促は25日<sup>(100)</sup>、翌1886（明治19）年1月20日付と頻繁に続き、地理課は2月10日付で山田元郡長に対して、「未タ所有ノ権ヲ有セサル以前、既ニ他人ノ侵入雑居ヲ見ル次第ナレバ、一朝所有券ヲ与フルトキハ右雑居人等ノ為メニ忽チ騙奪セラレテ、止ムヲ得ズ住ミ慣レタル土地ヲ棄テ、他ニ移ラサルヲ得サルカ如キ場合ニ陥ルノ懸念ハ無之哉」と現地の状況について再度確認を求めた<sup>(101)</sup>。山田元郡長は2月16日付で、「該地タル何レモ海川ニ沿ハ海産採取等ノ営業ニ於テ便宜ノ地ナレバ、他人此ニ住居ヲ望ムモノハ示談ヲ以テ貸借」している状況にあるものの、それらは詐欺に当たる様には見えないとして、「却テ中ニハ一般人民ト区別セラレ候ヲ遺憾ニ思ヒ候モノモアルヘク実況」であり、「速ニ発券ノ御処分」がなされることを要望する<sup>(102)</sup>。その後、地価等の確認を経て<sup>(103)</sup>、2月27日に地第101号を以って「上申之趣聞届候事」が決定された<sup>(104)</sup>。

## 土地の喪失

一連のやり取りは全て和人がとりまとめた文書でなされており、そこにアイヌ民族の意思がどの程度反映されているのか伺い知ることは難しい。しかし、一部の住民が「一般人民ト区別セラレ候ヲ遺憾ニ思」うという状況にあったとすれば、それは官有地第三種として存置されたがために不法占拠が横行し、常に不安の念が絶えない不安定な状況に置かれていたことに起因するものだった

だろう。それにも関わらず、不安を惹起した不法占拠そのものには何ら対策がとられないまま、地元戸長・郡長に押し切られる形で地券下付が承認された感が強い。

1900年前後の河野常吉の調査記録では、余市のアイヌ民族のうち「十分ノ一位ハ多少ノ貯ヘアリノ地所又ハ金ナド持テ」るものの、「多クハ地所ヲ有セズ」と記されており<sup>(105)</sup>、札幌県地理課の懸念がわずか10数年の間に現実のものとなっていたことが判明する。

そして、こうした土地の喪失は余市郡に限ったものではなかった。先に述べた通り岩内郡のアイヌ民族は地租創定時から土地の私有権を認められていたが、私有地となった宅地16筆は地券授与の直後から次々に和人に売却され、後に全て和人の所有となった（表9）<sup>(106)</sup>。その後、岩内郡居住者4名、古宇郡出身者1名のアイヌ民族が共同で2筆を買い戻しているほか、1名が新たに別の土地を購入している事例があるものの、大部分の土地は失われたままであった。

小樽郡・余市郡・岩内郡の事例を通じて明らかになったのは、地券発行条例第16条が定める原則「旧土人住居ノ地所ハ其種類ヲ問フス当分総テ官有地第三種ニ編入」と、但書の措置「地方ノ景況ト旧土人ノ情態ニ因リ成規ノ処分ヲ為ス事アルヘシ」のいずれが適用されたかに関わらず、地租創定事業の開始から僅か四半世紀のあいだに、アイヌ民族の多くが居住地すら極めて不安定な状況の中で生活を営まざるを得ない状況に追い込まれていた事実である<sup>(107)</sup>。

(97) 1885（明治18）年11月16日付、小樽郡役所より収税課地租係宛、小収第千九百九拾四号『札幌県治類典』札幌県地理課\*。

(98) 1885（明治18）年11月18日付、収税課地租係より地理課地理係宛、係第一四六六号『札幌県治類典』札幌県地理課\*。

(99) 1885（明治18）年11月19日調同日判決済、地第二千五百七十五号『札幌県治類典』札幌県地理課\*。

(100) 1885（明治18）年11月25日付、小樽郡役所より地理課地理係宛、小収第千二百六拾二号。回答は11月26日調27日判決済、地理課地理係より小樽郡役所宛、地第二千六百三十号『札幌県治類典』札幌県地理課\*。

(101) 1886（明治19）年2月9日付、元地理課より山田元郡長宛、地第三百十四号「余市郡川村旧土人へ地券下付ノ義ニ付山田郡長へ御回答案」『札幌県治類典』札幌県地理課\*。本文書は日付の記載が欠落して文書番号が抹消されているが、これに対する回答が存在するため実際に発せられたものと考えられる。

(102) 1886（明治19）年2月16日付、山田元郡長より元地理課町小野寺二等属宛、小収第三百三十八号『札幌県治類典』札幌県地理課\*。

(103) 1886（明治19）年2月20日付、元地理課地理係より元小樽郡役所宛、地第四百三号「余市郡旧土人宅地々券下付云々之件」、2月26日付、小樽郡役所より元地理課地理係宛、小収第三百九拾九号『札幌県治類典』札幌県地理課\*。

(104) 1886（明治19）年2月27日付、元長官代理より小樽郡役所宛、地第百一号「余市郡旧土宅地々券状下付之義」『札幌県治類典』元札幌県地理課\*。本文書は元十等属宮川菊蔵が起案し、元地理課・収税課・庶務課、元県令代理佐藤元書記官の決裁を経ている。職名等に付された「元」は、文書作成が廃置庁直後であることに因るもの。

(105) 河野常吉資料（北海道立図書館所蔵）\*。

(106) 北海道国有未開地処分法完結文書（北海道立文書館所蔵）\*。

(107) こうした事態をアイヌ民族が土地の必要性を感じていなかったためと解釈しようとする向きに対しては、土地の喪失を「シャモは役い、皆アイヌを騙した」とし、その方法を「アイヌには証文がないから、お上に願って取るのです」と訴えている事例を示しておきたい。1914（大正3）年『小樽新聞』掲載記事「滅び行く余市大川端のアイヌコタン（上）」（本記事は山田伸一氏のご教示による）。なお、転記にあたってアイヌ民族の日本語の発音を揶揄するような記載を改めた。

表9 岩内郡における土地の喪失を示す事例

種別	面積 (坪)	等級	氏名	経過
1 宅地	45	7	■■竹蔵	明治16年2月27日地券授与、明治18年11月10日■■ミサ相続、明治19年10月22日■■玄契(和人)へ売却
2 宅地	82	9	■■猪之助	明治14年9月26日地券授与、明治15年2月10日■■猪太郎相続、明治15年9月21日■■鉄次郎(和人)へ売却
3 宅地	94	9	■■波津	明治15年5月1日地券授与、明治16年3月3日■■伊太郎へ売却、明治22年2月13日■■力之助(和人)へ売却
4 宅地	215	9	■■松蔵	明治15年8月5日地券授与、明治15年8月23日親族■■トシへ譲渡、明治16年3月3日親族■■新之助へ譲渡、明治23年8月23日■■石太郎(和人)へ売却
5 宅地	200	9	■■伊久	明治15年5月1日地券授与、明治22年1月26日■■フク相続、明治23年12月26日■■八十右衛門(和人)へ売却、明治26年8月17日■■猪太郎へ売却、明治26年8月23日■■善七(和人)へ売却
6 宅地	391	9	■■武助	明治15年8月5日地券授与、明治15年8月23日親族■■伊太郎に譲渡、明治21年8月4日■■伊助(和人)に売却、明治21年8月8日■■伊太郎が買戻し明治25年2月6日分割、一部を25年2月12日■■三吉(和人)へ売却、残りは明治25年12月9日■■寛三(和人)へ売却、明治26年11月6日■■伊太郎・■■恵助・■■新之助・■■猪太郎・■■類蔵が連名で買戻し
7 宅地	261	8	■■類蔵	明治14年9月26日地券授与、明治19年12月25日■■與三郎(和人)へ売却、明治23年1月7日■■類蔵が買戻し、明治24年9月17日■■トセ(和人)へ売却
8 宅地	462	8	■■助蔵	明治14年9月26日地券授与、明治16年2月13日■■平吉(和人)へ売却
9 宅地	164	8	■■類蔵	明治14年9月26日地券授与、明治19年7月15日■■友次郎(和人)へ売却、同月28日■■類蔵が買戻し、12月15日■■與三郎(和人)へ売却、明治23年1月7日■■類蔵が買戻し、明治24年1月31日■■大助(和人)へ売却
10 宅地	557	8	■■類蔵	明治14年9月26日地券授与、明治18年2月12日■■喜助(和人)へ売却、本稿図6に対応
11 宅地	174	8	■■恵助	明治15年8月9日地券授与、明治16年8月10日■■伊太郎へ売却、明治25年2月13日■■猪太郎へ売却、明治25年12月26日■■寛三(和人)へ売却、明治26年11月16日■■伊太郎・■■恵助・■■新之助・■■猪太郎・■■類蔵が連名で買戻し
12 宅地	77	8	■■喜代造	明治14年9月25日地券授与、明治14年11月21日■■魯宗(和人)へ売却
13 宅地	169	7	■■初吉	明治15年5月1日地券授与、明治15年6月5日■■丈吉(和人)へ売却
14 宅地	108	9	■■竹蔵	明治16年2月27日地券授与、明治18年11月10日■■ミサ相続、明治19年12月25日■■與吉(和人)へ売却
15 宅地	185	9	■■武助	明治15年8月4日地券授与、明治15年8月23日親族■■伊太郎に譲渡、明治22年8月26日■■憲宗(和人)へ売却
16 宅地	57	9	■■猪之助	明治14年9月26日地券授与、明治15年2月10日■■猪太郎へ相続、明治16年2月13日親族■■新之助へ売却、明治17年3月6日■■猪太郎が買戻し、明治17年8月26日■■勘之助(和人)へ売却

出典：北海道国有未開地処分法完結文書\*による。

## 4 北海道旧土人保護法下の勸農政策

### (1) 「保護地」の設定と旧土人保護法の制定

北海道庁は、1889(明治22)年の樺戸郡トック原野開放以降、300間四方の殖民区画を設定するようになり、1894(明治27)年3月2日には、殖民区画設定時に周辺にアイヌ民族が居住している場合に1戸1万5千坪以下を「保護地」として官有地第三種のまま存置するとした「旧土人保護地存置方ノ件」を決議した。原文は下記の通りである<sup>(108)</sup>。

千歳原野ハ旧土人部落ノ存在セン処ニテ現今居住ス

ルモノ三十余戸アリ、彼等従来生活ノ途ヲ案スルニ、多クハ原野ノ天産物ニ寄食シ稀ニ労働シテ賃銀ヲ得、又ハ恣ニ農漁業ヲナスモノアリト雖モ未タ所有地又ハ貸下許可地ノアルナシ、今ヤ同原野ヲ開放シテ貸下ヲナシ数多移民ノ往来シテ開墾ニ従事スルトキハ恣ニ農漁ヲ営ム能ハス天然物亦尽キテ忽チ活路ヲ失スルニ至ラン、然レトモ土地ノ貸下ヲナシ農耕ニ従事セシメンカ彼等蒙昧未タ生計ノ何タルヤヲ弁セス数項ノ土地猶一椀ノ酒料ニ換フルヲ厭ハス終ニ奸悪者ノ為メ横奪セラレ再ヒ途方ニ彷徨スルニ至ラン、故ニ原野貸下ニ先タチ一戸一万五千坪以内ノ見込ヲ以テ現住戸数ニ相当スル地籍ヲ控除シ明治十年十二

(108) 1894(明治27)年3月2日付北海道庁本庁決議「旧土人保護地存置方ノ件」。本稿では『拓殖法規』(北海道庁拓殖部編 1915:648)より引用した。以降、旧土人保護法制定にいたる経過については余市郡に関わる部分のみを記す。全体像については高倉新一郎『アイヌ政策史』中「第六章第四節一、北海道旧土人土地問題」(高倉 1942)、小川正人『近代アイヌ教育制度史研究』(小川 1997)のほか、谷本晃久による「第七章 近文アイヌと給与予定地」『新旭川市史第二巻』(谷本 2002)、「第六章 近文アイヌと『旧土人保護地』移転問題」『新旭川市史第三巻』(谷本 2006)、山田伸一による「十勝における北海道旧土人保護法による土地下付」(山田 1997)等を参照して頂きたい。

月十五日開拓使第十五号達北海道地券発行条例第十六条ニ準シ特ニ土人保護地トシテ官有地第三種ノ俣存置致度仰裁決候也

但御裁可ノ上ハ他ノ原野ニ於テ同類ノモノ有之トキハ本文同様取扱可然哉

この決議は移住者の入植を目的とする「殖民地」を確保し、従来利用してきた土地から排除されることに因って危機にさらされるであろうアイヌ民族に対しては小面積で生計を成り立たせる手段として農耕化を勧奨するものであり、アイヌ民族の伝統的生業の保護はもとより農業以外に活路を見出す可能性も顧みられておらず、「蒙昧」な狩猟採集民を農耕民化することにより「保護」するという社会進化論的視点に立ったものであった。

1899（明治32）年3月に「北海道旧土人保護法」（以下「保護法」）が制定されると、「第一条 北海道旧土人ニシテ農業ニ従事スル者、又ハ従事セムト欲スル者ニハ、一戸ニ付土地一万五千坪以内ヲ限り無償下付スルコトヲ得」による土地下付は、しばしばこの「保護地」の存在を前提としてなされていくことになる。

## (2) 「旧土人給与予定地」設定

和人移住者の急増によって自然資源が枯渇し、先住していたアイヌ民族が困窮する事態への対策としての性格が強い「保護地」設定と「保護法」であったが、近世以来、漁業に強く傾斜した生業を営んできた後志地方に於いても余市郡等がその対象となった。以下、本節では主に小樽支庁が作成した書類『旧土人下附地書類』<sup>(109)</sup>を中心に、1894（明治27）年～1905（明治38）年の動向を確認していく。

1900（明治33）年2月に小樽支庁が作成した文書には、余市郡黒川村に「元旧土人給与予定地トシテ存置シタル個所」が存在するとされているほか、1905（明治38）年1月の「土人地給与予定地下付処分之件」に、「明治廿七年三月本庁ノ決議ニ拠リ、去ル明治廿八年来余市郡余市郡町大字黒川字登ニ於テ」、「土人給与ノ見込ヲ以テ予定有之」との記述があるから<sup>(110)</sup>、1894（明治27）年

3月2日の「旧土人保護地存置方ノ件」決議に依拠し、翌1895（明治28）年には黒川村に土地が存置され、後に「旧土人給与予定地」（以下「予定地」）と呼称されていたものと考えて良い。

ただし、和人入植者が極めて少ない時点で殖民区画の設定に伴って「予定地」が設定された空知や上川、十勝などの内陸部と異なり、余市郡内ではこの時点以前に既に多くの移住者に対する土地貸付が進められていた。「予定地」が置かれる黒川村でも、比較的土壤が肥沃な余市川沿いの平野部及び隣接丘陵地帯に跨る120万坪が1888（明治21）年3月に毛利家に占有され<sup>(111)</sup>、以後は新規移住者への貸付地も十分に確保できない状況にあった<sup>(112)</sup>。そうした中で設定された「予定地」は、郡南東部に広がる丘陵地帯の官林指定を解除して用意こそされたものの、急傾斜地を含み、耕作可能な範囲も「耕地ニ適スト雖モ瘦薄之土地過半以上」<sup>(113)</sup>というものとなった。

## (3) 余市郡大川町・浜中町住民による土地下付申請

「保護法」制定直後の1899（明治32）年7月から9月にかけて、大川町に居住するアイヌ民族52名が郡内の黒川村（28名）、山道村（9名）、仁木村（6名）、畚部村（9名）で「保護法」に基づく土地下付を出願した<sup>(114)</sup>。この時点ではアイヌ民族の希望地が必ずしも「予定地」に限定されていない点が目立つが、11月18日に小樽支庁内で作成された引継書には「旧土人保護法ニ依ル貸付ハ黒川村予定地ニ於テ貸付シ、今回ノ解除地ハ不許可ノ方針ニ有之」との記載があり、以後、「予定地」での下付を前提として調整が進められていく<sup>(115)</sup>。

1900（明治33）年2月、小樽支庁の担当者が下付に向けて「予定地」を調査した際の記録<sup>(116)</sup>、及び支庁が作成した進達文<sup>(117)</sup>には、「本地ハ元旧土人給与予定地トシテ存置シタル個所ニシテ、赤井川村新開鑿道路ニ接シ交通至便、且余市々街地ヲ巨里余ナルヲ以テ旧土人等ニ於テモ漁農相兼ナルヲ得」との記述があり、この地域での土地下付が必ずしも専門的な農業経営を前提としないものとして構想されていたことが知られる。支庁はこの時、「予定地」が「地味ノ肥瘦地形ノ良否一様ナラス」、

(109) 北海道国有未開地処分法完結文書（北海道立文書館所蔵）\*。

(110) 1905（明治38）年1月24日付、小樽支庁第二課より支庁長宛、号外「土人地給与予定地下付処分之件」\*冒頭部分。

(111) 1887（明治20）年10月15日付申請、1888（明治21）年3月24日付指令、『北海道国有未開地処分法完結文書 貸付売払』北海道庁内務部殖民課（簿書：A 7-1 Bホン/33）。申請時の内訳は畑地78万坪、牧草畑地42万坪で、後に牧場25万2千坪が畑地に変更許可されている。

(112) 「保護法」制定直前に調査された『北海道殖民状況報告 後志国』に、「村内肥沃ノ土地ハ拳ケテ毛利家ノ所有ニ帰シ、自作者ノ多クハ劣等ノ地ヲ所有セリ」の記述が見られる（河野他編 1987：240）。

(113) 1900（明治33）年2月28日付、事業手木村利七より小樽支庁長久保誠之宛、「復命書」\*。2020（令和2）年現在、耕作可能な範囲は大部分が果樹園、急傾斜部は山林となっている。

(114) 前注復命書添付「旧土人保護法ニ拠ル願書調査目録」\*。

(115) 1899（明治32）年11月18日付、事業手内田道夫より事業手木村利七宛引継書。山田伸一は、十勝の事例を分析する中で下付を「予定地」内に限定する規定が存在できないことを指摘し、「土地処分を計画的に行うために道庁内で慣習的に行われていたものと思われる」（山田 2011：231）と推測している。

(116) 1900（明治33）年2月28日付、事業手木村利七より小樽支庁長久保誠之宛「復命書」\*。

(117) 1900（明治33）年12月21日調、同日判決済、小樽支庁長より北海道庁長官宛、乙第三六三七号「旧土人保護法ニ依ル土地下附願進達ノ件」\*。

個人単位で分割した場合には条件に著しい違いが出るとして「出願人全体ノ共有地」となすことを上申するものの、本庁はこれを「該法ノ精神ニ無之」として退けた<sup>(118)</sup>。

その後、1902（明治35）年4月2日になって支庁は改めて一括下付案に理解を求めつつ、もしそれが認められない場合には、「本願ハ各自ノ任意上却下ヲ出願セシメ、改メテ未開地処分法第三条ニ依リ一同ノ共有地トシテ貸付」することを長官宛で上申するが、5月31日付北海道庁令第76号により「保護法」委任条項が改正され6月20日以降は下付決定が支庁長の権限となったため廃案となり、殖民部からも本件は「此俟完結」との通知がなされた<sup>(119)</sup>。

1904（明治37）年10月に再び下付に向けた手続きが進み始めた段階で支庁の担当者がアイヌ民族の有力者2名から聴取した文書によれば、余市郡内のアイヌ民族は総代人中里徳太郎他2名、議員4名を中心として「予定地」を管理する体制をとっており、16戸が耕作に着手し、うち14戸は大川町に居住して漁業を営みながら耕地を「通作」し、2戸は現地に居住してそれぞれ3町歩余りを開墾するに至っていた。また、残る土地198,000坪は和人16戸と小作人契約を結び、小作料は組合構成員で分配することとしていた<sup>(120)</sup>。ここからは、漁業に重点を置いていた余市郡のアイヌ民族の中に、支庁の「漁農相兼」という想定とは異なり専門的な農業経営を目指す人物が少数ながら存在していたことと、その他の人々は漁業に軸を置きつつも、「予定地」を梃子とした現金収入が確保できるシステムが目指されていたことが分かる<sup>(121)</sup>。

ただし同文書には、総代人らが「確カニ予定地内ナリト信スル」土地が国有未開地処分法により和人住民に貸付される事案が複数発生しており、「蚕食セラルルニ於テハ終ニハ皆無トナルニ至ルベシ」と危機感を示し、早期に各戸への分割下付を求める意見も収められている<sup>(122)</sup>。後年の図面を見ると、和人住民が貸付を受けた地点は登川が開析した谷筋に広がる「予定地」周辺では数少ない平地であった。「予定地」の全体的な土地条件の悪さに起因する支庁と本庁の方針不一致によって円滑

な下付がなされない一方で、その間にも条件が良い地点は和人住民の所有に帰したことにアイヌ民族の不安は高まっていたものと見られる。

この事案については総代人らが境界調査を願い出たが、支庁は「予定地」が「旧土人保護法ニ拠リ下付ノ手續ヲナシタルモノニアラスシテ、目下詮議中」であることを理由に、「未開地処分法ニ拠リ正当ノ付与権利ヲ獲得シタル」和人住民の土地を「今更スカル事故ノ為メ之カ更生ヲナスカ如キハ到底ナシ得ヘカラサル義」として却下した<sup>(123)</sup>。「予定地」は法的には単に官有地第三種として存置されているに過ぎなかったから、かかる事案の発生に対してとり得る対策は存在しなかった。

11月9日から「予定地」を視察した支庁事業手丸森宇三郎が12月15日付で提出した復命書では、下付可能な面積は黒川村字モンカク299,449坪、字ヌプリ292,115坪の計591,564坪で、大川町と浜中町の現住者計52戸に割りあてた場合には1戸平均が約11,376坪となることが報告されている<sup>(124)</sup>。この面積は「保護法」が定める上限の3分の2に過ぎないが、報告は「旧土人ハ天性上勤勉ヲ貯財心乏シク、到底常人ノ如ク大地積ノ耕作ヲナス能ハザルヲ以テ、一戸平均壹万坪許ノ地積ヲ所有セシムレバ充分ナリト存候」として、問題視しない姿勢をとっている。また、貸付方法は「各戸別ニ貸付スルハ内容ニ於テ権利移転ヲナスハ必然」だとして、「全地ヲ数区ニ区分シ、小共有ノ組織方法ニ依リ貸付スルヲ得策ナリト存候」と記している。

年が明けて1月24日、小樽支庁は先述の復命書などを受けて、小作人の導入を「大部分ハ和人ノ小作ニ任セ墾成セルモ、小作料ノ如キ土人中一二ノ悪奸ノ取得スル処トナリ、一般土人ノ之レカ配賦ニ浴セサル有様」と解釈して保護法の趣旨に反するものとして問題視しつつ、個別下付とした場合にはアイヌ民族の土地所有権の実質的な喪失に至る恐れもあるとの意見も容れ、予定地を「拾万坪以下ノ中区画ニ分割」して複数戸に対する共同地として下付するという折衷案をまとめた<sup>(125)</sup>。

(118) 1901（明治34）年1月16日付、殖民部永井環より小樽支庁長宛、殖拓第八二六三号「旧土人未開地下付願ノ件」\*。

(119) 1902（明治35）年7月3日付、殖民部より小樽支庁宛、殖拓第八二六三号「旧土人土地下付願ノ件」\*。

(120) 1900（明治33）年に旭川で発生した「旧土人保護地」移転問題に対して中里徳太郎らが「余市郡大川町旧土人一同総代」として義捐金5円を寄せているから（谷本 2006：760）、当時すでに総代人を中心とする組織が存在したものと見られる。

(121) よく知られているように、小作人の存在は各地でアイヌ民族の土地所有権の実質的な喪失に結び付いているから、ここでの総代人らの選択は大きなリスクを抱えたものと思わなければならないが、ここではこの問題には踏み込まない。

(122) 1904（明治37）年10月6日付、丸藤事業手より浦田宛、「旧土人給与予定地ニ関スル件」\*。

(123) 1904（明治37）年1月7日付、小樽支庁より余市町長宛、乙一五五六号「土地調査願ノ件」\*。

(124) 1904（明治37）年12月15日付、丸藤宇三郎より小樽支庁長森重毅、「復命書」\*。

(125) 1905（明治38）年1月24日調、「土人給与予定地下付処分之件」\*。小作料は、「鯨燭岩事件」裁判に関わる「運動費」の借入200円の返済に充てられるなどして一般の組合員に配当されるに至っていなかったため、一部に「未タ一金モ受ケタルヲナシ」といった不満があったことが記されている。「鯨燭岩事件」は、1902（明治35）年3月4日付『小樽新聞』2面掲載記事によれば、ボン鯨燭での鯨燭岩願が小樽支庁に却下されたことに對し、余市のアイヌ民族総代2名が不服を申し立てたもので、原告が敗訴している（本記事は山田伸一氏のご教示による）。金田一京助は中里徳太郎について、「余市のアイヌ部落のために、土地払い下げを願い出たり、余市部落の互助組合を組織したり、そのためには役場へお百度をふんで、町役場ではだめと見切りをつけて、札幌へ出て道庁に願い出たり、そのためには、幾年の努力、身銭を切って奔走し、しかもなお、かえって部落からは、部落の名を冒して私利をはかるもののように疑われて苦しんだり、それでも千辛万苦、ついにみな目的を達して」（金田一 1937；全集再録版：金田一京助全集編集委員会編 1993：246）と評している。

以上の結果をもとに、1905（明治38）年2月20日付で大川町・浜中町住民53名分の願書が再提出され、10月3日付で許可となり、12月13日付で許可書12通が交付された。最終的な下付面積は、1戸当たり平均10,856坪となった（表10）<sup>(126)</sup>。

支庁の担当者は、ある程度の平地を含むモンカク地区はともかく、ヌプリ地区のうち5万坪は「傾斜急激ニシテ寧ろ植樹ニ適スル」<sup>(127)</sup>ことや、その他の地点も「地味瘦薄ノ部分多ク」して地味はモンカク地区に「劣れ数等」で、収穫に至っては「地積ノ二上ノ比例トナスモ」埋まらないほどの差が見込まれることを認識していたはずだが<sup>(128)</sup>、下付地の配分はこうした問題点を解決するには程遠い形式的なものとなった。

表10 余市郡内の給与地下付

	所在地	下付地面積（坪）	戸数	1戸当坪数
1	黒川村	82,979	8	10,372
2	黒川村	50,282	4	12,571
3	黒川村	52,880	5	10,576
4	黒川村	28,969	2	14,485
5	黒川村	50,433	4	12,608
6	黒川村	41,292	4	10,323
7	黒川村	57,629	6	9,605
8	黒川村	53,921	5	10,784
9	黒川村	19,021	2	9,511
10	黒川村	38,744	4	9,686
11	黒川村	39,750	4	9,938
12	黒川村	49,092	5	9,818

出典：北海道国有未開地処分法完結文書\*による。

#### (4) 余市郡沖村住民による土地下付申請

沖村居住のアイヌ民族11戸は、「保護法」制定直後の1899（明治32）年7月に、同年に官林指定が解除されたばかりの山道村字ヌッチでの土地下付を申請した。大川町及び浜中町の住民と異なり申請地が余市川左岸に限られているのは、余市郡の西端に近い居住地からの通作が現実的に可能な範囲が選択されたためと見ていいだろう。

しかし小樽支庁は1900（明治33）年1月27日、申請地の大部分が丘陵で「耕地ニ適セス、且起業頗ル困難」

だとしてアイヌ民族の出願を排し、同地を和人住民に貸付することを道庁に上申した<sup>(129)</sup>。耕地に不適としながら和人への貸付をするという明快さを欠く論理に対し、道庁殖民部は下記の照会を行う<sup>(130)</sup>。

…該地ハ耕地ニ適セス且ツ普通人民ノ出願多数ナレハ旧土人ノ願ヲ排シテ之レヲ普通人民ニ貸付シ度云々ト有之、右ハ普通人民ノ出願ハ耕地目的ニアラサルカ為メナルヤ、若シ然ラスシテ共ニ同一ノ目的ナリトセハ、普通人民ニ無之テハ成功シ能ハストノ理由ハ薄弱ニシテ、之ヲ以テ旧土人ノ出願ヲ排斥スルハ不都合ト認メラレ候、然レトモ旧土人ニ付与スヘキ土地ハ他ニ選定相成居ル義ニ候哉…

アイヌ民族には墾成困難だと見なすことの根拠の薄弱を指摘し、申請を排斥する場合には別地点が確保されているのかを問う内容は至極当然のものに見えるが、これに対する小樽支庁からの回答は次のようなものだった<sup>(131)</sup>。

…地勢傾斜多ク農耕ニ便宜ノ地ニアラサルノミナラス、起業頗ル困難ニシテ堅忍熱心ナルモノヲ待テ成功ヲ期シ得ヘキモノト認メタル義ニ有之、然ルニ御来意ニ依レハ普通人民ニ無之テハ成功シ能ハストノ理由ハ薄弱ニシテ云々ト有之候ヘトモ、事実旧土人ハ普通人民ニ比シ<sup>普通心之</sup>懶慢ナルヲ如何セン、然ルニ理論一偏ニ傾キ保護ノ精神ヲ貫徹シ、能ハサルヲ知りツツ之ニ下付スルカ如キハ却テ保護ノ精神ニ添ハサルモノト認メラレ候ニ付…

近世以来、主として漁業に従事してきた当地のアイヌ民族が多く農業に熟達していなかったのは事実であろうが、小樽支庁の認識ではそうした歴史的環境は度外視され民族的な資質と見なすことによって土地下付からの排除が正当化されている。また、「現時之ニ代フヘキ土地ハ無之」とあるように代替地は目途が立っていなかったにも関わらず、殖民部はこの支庁の意見を容れ、「御意見ノ通り普通人民へ貸付ノ事ニ御決裁相成候ニ付、旧土人ニ対シテハ至急適當ノ土地ヲ撰定ノ上、願書ヲ訂正セシメ」ることを通知する<sup>(132)</sup>。

(126) 1899（明治32）年7月～1904（明治37）年12月にかけて個別に提出されていた願書は、10月5日付で却下・返却されている。1905（明治38）年10月5日付、小樽支庁より余市郡役場宛、乙第三六三七号「旧土人未開地下付願却下ノ件」\*。  
 (127) 1904（明治37）年12月15日付、丸藤宇三郎より小樽支庁長森重毅宛、「復命書」\*。  
 (128) 1905（明治38）年2月17日付、丸藤宇三郎より柳瀬課長宛、「旧土人給与地下付処分ノ義ニ付意見内申」\*。  
 (129) 1900（明治33）年1月27日付、小樽支庁長より北海道庁長官宛、余地第四三九号「旧土人未開地下付願ノ件」\*。  
 (130) 1900（明治33）年2月15日付、殖民部事務官永井環より小樽支庁長久保誠之宛、殖拓第二九九八号「旧土人未開地付与願ノ件照会」\*。  
 (131) 1900（明治33）年2月19日付、小樽支庁長より殖民部長宛、地余第四三九号「旧土人未開地付与願ノ件」\*。  
 (132) 1900（明治33）年2月28日付、殖民部永井環より小樽支庁長久保誠之宛、殖拓第二九九八号「旧土人土地下付願ノ件」\*。

実際に山道村ヌッチの申請地を確認した担当者は、「傾斜地ニシテ平地僅少ナリト雖モ、比較上大川町土人願地ヨリハ概シテ地味肥沃之土地ニ付、耕地トシテハ至極適当」と見なし、「御下付相成候様致度」ことを復命しており<sup>(133)</sup>、支庁による「耕地ニ適セス」とする説明を額面通りに受け取るわけにはいかない。むしろ、貸付に適した地点が少なくなる中で和人参住者が優先され、アイヌ民族が排除された疑いが濃い。

小樽支庁は翌年4月になって、余市郡内には「未開地内ニ畑地適当ノケ所ナキ」ことを理由として、畚部村官林内にある「面積ややすく稍少ナキモ平坦地ニシテ畑地ニ適当」な個所の官林指定解除案を作成するものの廃案となり<sup>(134)</sup>、黒川村「予定地」内での下付も検討されるがそれも具体化しなかった。そもそも、畚部村や黒川村の候補地は道路状況が改善した現在でも沖村の居住地からは徒歩片道2時間半を要し、仮に下付されたとすれば農業への専業を目指す移住以外の選択はとりえない。しかし、面積は専業で経営を成り立たせるには不足しており、土地の条件も良好とは言いがたかったことは既に確認した通りである。以降、具体的な進展がないまま、1905（明治38）年に下記文書をもって申請は却下される<sup>(135)</sup>。

乙第一五三七号

未開地下附願却下案

後志国余市郡余市町大字沖村旧土人■■半助外十名ヨリ全町大字梅川町及余市郡大江村大字山道村ニ於テ旧土人保護法ニ依リ未開地下附出願ノ処、該町村附近ニテ適当ノ未開地無之ノミナラス、旧土人ノ性行トシテ農業一途ニテハ到底活路ヲ支フル能ハス、従フテ海岸ニ接近シタル箇所ヲ選定シ未開地ヲ下附漁農相兼子シムルヲ以テ保護上尤モ得策ト認メラレ候ニ就テハ、目下沖村附近官林解除申請ノ箇所ニテ下附見込ノ土地有之候条、解除ノ曉ニハ同所ニテ本願人等へ下付相成様致度、尤モ本願ハ処理ノ都合アルヲ以テ一先ツ所轄役場ヲ經由却下取計可然ヤ、左案ヲ具シ此段相伺候

案

余市町役場

余市町大字梅川町及余市郡大江村大字山道村ニ於テ旧土人保護法ニ依リ未開地下付願大字沖村居住旧土人■■半助外十名ヨリ提出ノ処、出願町村内ニ下付スヘキ未開地無之ニ付不日官林地解除ノ上相当ノ未開地ヲ選定、願人等へ下付処分可相成候条、其ノ旨

示諭シ本願却下方取計フヘシ

明治三十八年十月五日 支庁

当初の申請地は居住地からの通作が可能で、土地も比較的肥沃という好条件にあり、支庁が主張する「海岸ニ接近シタル箇所」での「漁農相兼」という生業形態に適していたはずだが、そこから行政の恣意によって具体的な見通しもないまま排除された結果、沖村の住民は「保護法」制定の6年後も、土地を確保できない状況に置かれ続けていた。

## (5) 「給与地」と漁業

余市郡では、アイヌ民族に対する勸農を目的とする「予定地」の設定はそもそも機を失っていたため、確保された土地は農業に適しているとは言いがたかったにも関わらず、他の地点を希望した場合には「予定地」の存在を理由に申請が却下される事態を招いていた。また、不十分な「予定地」でさえもアイヌ民族に対する下付が実現する以前に国有未開地処分法により和人参住者に貸付され、一部が失われていた。そうした中であっても大川町と浜中町の住民は予定地内で下付を受けることができたが、沖村の住民による申請は和人参住者への貸付を優先させたために代替地の見通しも立たないまま却下され、6年を経た後に至っても土地を確保できずにいた。「保護」の名目とは裏腹に様々な場面で加えられた行政側の阻害によって、アイヌ民族の農業の可能性は当初から強い制約を受けていたと言わねばならない。

もっとも、既に見てきた通りこの地域のアイヌ民族は大部分が漁業で生計を立てていたから、農業を前提として制度設計された「予定地」の設定と「保護法」に基づく下付そのものが、どの程度アイヌ民族の側の希望に合致するものだったのかは疑わしく、むしろ「保護法」に則った施策を実施するために、行政主導でおざなりな下付がなされたようにさえ見える。しかし仮にそうだとした場合、行政側の措置によって小作人への貸地により収入を得ることも、農業への転向を有力な選択肢とすることも困難な状況が作り出されたことには変わりない。「保護法」による就農の失敗をアイヌ民族が農業に熱心に取り組まなかったためとする見解も時に見られるが、当初から不十分な条件を規定しながら、それさえも「旧土人ハ天性上勤勉ヲ貯財心乏シク、到底常人ノ如ク大地積ノ耕作ヲナス能ハザル」、「旧土人ノ性行トシテ農業一途ニテハ到底活路ヲ支フル能ハス」などと民族的な「資

(133) 1900（明治33）年3月1日付、事業手木村利七より小樽支庁長久保誠之宛、「復命書」\*。

(134) 1901（明治34）年4月16日付、小樽支庁長より北海道庁長官宛、乙第二八九号「官林解除ノ義上申」\*。

(135) 1905（明治38）年10月5日付、小樽支庁より余市町役場、乙第一五三七号「未開地下付願却下案」\*。

質」に責を帰してきた当時の政策に通底する構造を見逃したものである。

その後、1912（明治45）年頃には中里徳太郎らが鯨定置網を借り受け漁業を営んでいる様子が確認できるものの（山田 1989）、1920年代後半を境として地域を支えてきた鯨漁に陰りが見えはじめる。1936（昭和11）年の『北海道旧土人概況』では、当時の後志管内では、余市郡大江村1戸中1戸、余市町53戸中37戸が給与地の下付を受け、全戸の7割強が同法による農地を有しているように見え（北海道庁学務部社会課 1936：32）、1938（昭和13）年12月の北海道庁拓殖部からの照会に対しても、支庁は「下付セルモノ」206.8415町、「没収セルモノ」13.0626町の数値を報告しているが<sup>(136)</sup>、同年2月25日付の小樽新聞には「三十年前保護法により約百三十町歩の畑地の無償附与はすでに抵当となって昨今までの余市郡在住旧土人の職業は農業僅かに一部を占めその殆ど大半は漁業労働者」と記されているから<sup>(137)</sup>、実質的な土地の喪失と住民の被雇用労働者化が進行していたのだろう。漁業の不振の中で住民の多くが樺太等への出稼ぎに乗り出したのは、こうした背景を無視しては理解できない<sup>(138)</sup>。

1939（昭和14）年には鯨の壊滅的な不漁に見舞われ「転出するもの続出」という状況の中で、遠星梅太郎を中心とする8戸が「農事実行組合」を立ち上げてあらためて「保護法」による土地下付を受けたものの<sup>(139)</sup>、明治期よりも更に農耕適地は不足している中であり芳しい成果に結びつかなかった<sup>(140)</sup>。

## （6）各地の「予定地」への転出と集住化

後志9郡では「予定地」は余市郡のみに確認され、「保護法」による下付も大半は余市町に集中し、他町村の事例は僅かに「予定地」隣接地での事例が認められるに留まる。この地域での行政的な異民族統治策は、地租創定時における切り分けの時点から余市郡に対象が限定されるようになっており、それ以外の地域では戸籍上の記載を続けるか否かにほぼ限定されていた。

ただし、「保護法」の規定では戸主が戸籍上「北海道旧土人」とされていれば土地の下付を受ける地域について特別な制限はなされていなかったから、別地域に移住後に下付を受けたり、後には「予定地」が置かれた地域への移転に結び付くことがあった。本稿の対象地域内でも忍路郡から余市郡への移動が確認できるほか、少なくとも人々が遠隔地に設定された「予定地」に居住するようになっていく。ここでは、小樽郡に生まれ高島郡への強制移住を経験した天川恵三郎と、忍路郡の系譜を引き天川の遠戚にもあたる能登西雄という著名な人物を中心に、移住の一端を図示しておく（図8）。

1864（元治元）年にヲタルナイ場所に生まれた天川恵三郎は、高島郡への移住からわずか5年後の1886（明治19）年3月には石狩国浜益郡へ移った（貝澤 1979）。天川本人が後に語った移住の動機は極めて個人的なものであったが、1891（明治24）年頃から統計上で高島郡でアイヌ民族の人口が消滅し、忍路郡でも急激な減少が認められるから、何らかの原因で住民の多くが土地を離れざるを得ない事態が生じていたものと考えられる。前後の具体的な記録は乏しいものの、1902（明治35）年に浜益郡内の居住者が「保護法」による未開地下付を申請した際の文書には、小樽郡出身の天川のほか、高島郡出身の新太とアペロの兄弟、忍路郡塩谷村出身の利右衛門とその息子らの名があり、この時点までに多くの人々が浜益郡へ移転していたことが知られる<sup>(141)</sup>。浜益郡の下付地も農地に適さない山地が大半を占め、条件は決して良好とは言い難かったが（山田 2011：290-292）、その後、縁戚関係を頼った能登西雄が一時期土地下付を受け居住するなど、周辺地域の「受け皿」の一つとして機能していく。

もっとも、高島・忍路両郡に居住していた全ての人が浜益郡に移転したわけではなかった。能登の義父にあたる智之助の場合には小樽郡から高島郡への移住を経験した後、忍路郡桃内村丸山山麓に寄留し小作人として小規模な農地を耕しつつ春は「鯨漁夫ニ被雇其給料ヲ以テ漸ク露命ヲツナギ居」たが、高齢となり「漁業ニハ永ク身

(136) 1938（昭和13）年12月12日付判決取扱、後志支庁長若木作蔵より拓殖部長青柳秀夫宛、「旧土人下付調ノ件」『許可移民及旧土人関係 昭和十三年』北海道庁後志支庁（簿書：A 7-2 Bシリ/841）。本文書は同年12月9日付、拓殖部長より各支庁長宛、寅拓地第七一一号「旧土人下付調ノ件」への回答として作成されたもの。

(137) 1938（昭和13）年2月25日付『小樽新聞』2面掲載記事「余市旧土人の更生／四百人が農業へ転向」（本記事は山田伸一氏のご教示による）。

(138) 1986（昭和61）年5月「余市ベンの会々報第10号」の、「昭和初期に余市アイヌのほとんどが樺太へ出かけ、戦後引き引き揚げていく」、「余市の若者はよく日高へ出稼ぎにいった」、「昭和六、七年ごろからニシンが獲れなくなって、それまでの磯回りをあきらめて、山に入った樺太へ行った」等の記述による。本文書は筆者の手元に写しのみがあり、原本を参照したものではないことを断っておく。

(139) 本件は1939（昭和14）年4月16日付『小樽新聞』7面掲載記事「伝来の業を擲ち／春、大地に蘇る／雄々し余市の旧土人」による（本記事は山田伸一氏のご教示による）。「実行委員会」代表に就いた遠星梅太郎は、中里徳太郎の死後に保護法改廃委員会等に名を連ねるなど集落を代表する位置にあった。

(140) 『余市農業発達史』（余市教育研究所 1968：248-250）。同書は北海道旧土人保護法制定に至る歴史の経緯や実際に下付された土地の条件を度外視し、経営が順調に進まなかった理由をアイヌ民族の側の民族的な資質に求め、「幼稚で消極的」等と記述している。その記述は、1960年代まで和人居民の中にアイヌ民族に対する激しい偏見が存在したことを同時代的に物語る歴史的史料として読むべきだろう。

(141) 1902（明治35）年2月4日付「誓約書」\*。

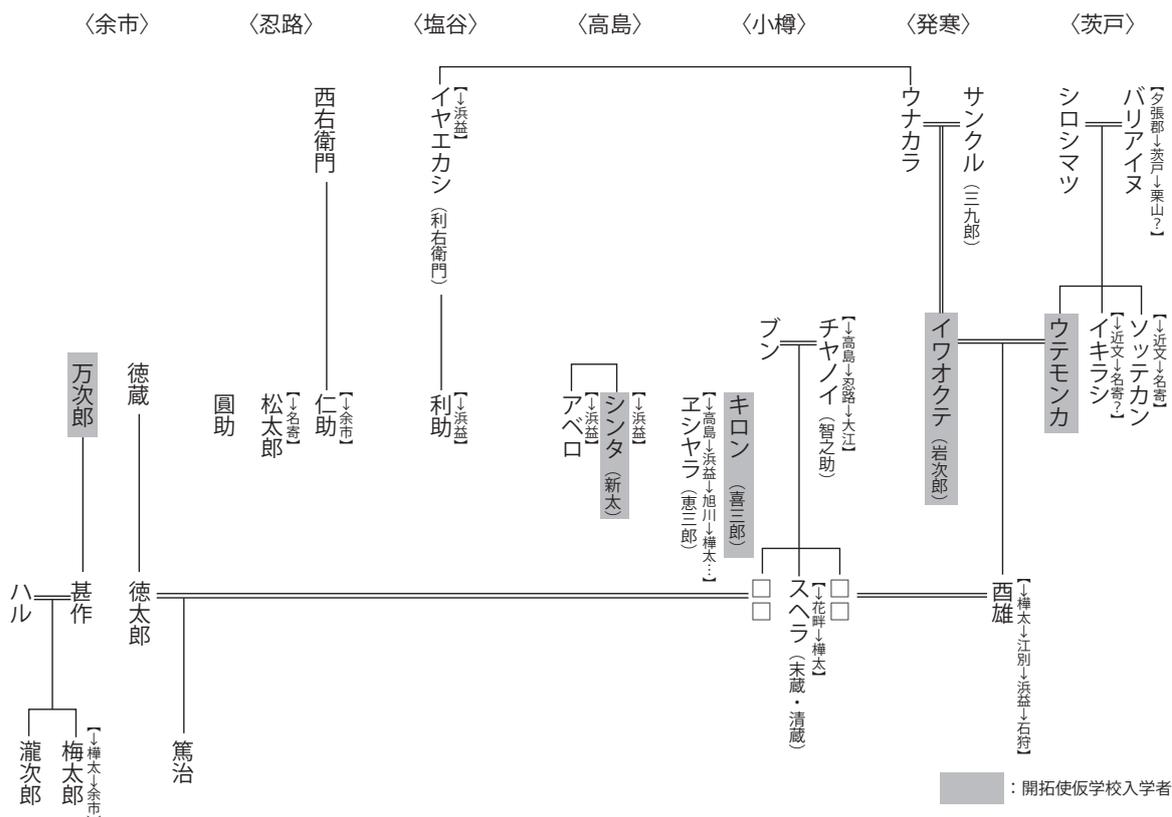


図8 地域間の関係と移住事例

ヲ寄スル事到底出来サル」ことを理由として1902（明治35）年3月に余市郡「予定地」隣接地の下付を申請し<sup>(142)</sup>、1906（明治39）年9月に許可を受けている<sup>(143)</sup>。

その他には、忍路郡忍路村からは仁助が余市郡に移り1905（明治38）年に「予定地」内の団体下付を受けているほか、松太郎が「天塩名寄給与地に居る」等の事例も確認できる<sup>(144)</sup>。

明治初期に建網を保有し大規模な漁業経営を行っていた利右衛門や松太郎までも含む多くの住民が転出するに至った直接的な動機や、その後の展開についてはなお今後の検討を待たねばならないが、同時期の石狩川流域で知られていたのと類同の「予定地」等への人口集中がこの地域でも生じていたことは指摘できる。

以上縷々述べたように生業と人口分布が著しい変化を遂げる中で、民族学的調査は実行された。

## 5 対象地域で収集された民具資料

本稿の対象地域で収集された民具資料に関しては、古

原敏弘による余市水産博物館所蔵品54点の詳細（古原2010）があるほか、同館所蔵品116点のリストも公表されている（一般財団法人アイヌ民族博物館2016）。ただし、既往の調査はいずれも資料の背景情報について踏み込んだ検討を行うことを目的としたものではないため、対象地域内のアイヌ民族が所有していたものと確認できないものも多数含まれている。

今回は、博物館等が刊行している目録や各種図録等から本稿の対象地域で収集されたことが明らかな資料を抽出するとともに、対象地域内に所在する市町村教育委員会及び関係機関への照会結果をとりまとめて調査対象リストを作成し、その後、各収蔵機関で実地調査を実施して観察ノート及び写真記録を作成した。資料本体への記載や関連文献目録で欠落していた情報が補われたり、新たに対象地域内収集であることが確認された場合には、補った情報は [ ] に入れて記した。

なお、対象地域内で収集されたものであっても、和人が着用していたことが明らかな衣類は商品として流通したものである可能性が否定できないため、除外した<sup>(145)</sup>。

(142) 1902（明治35）年3月5日付、北海道庁長官宛、「土地下付願」\*。

(143) 1906（明治39）年9月2日付、九八七号\*。「予定地」は余市郡内の居住者に全て分割される方針となっていたため、隣接地が指定されたものである。

(144) 河野常吉資料（北海道立図書館所蔵）\*。

(145) これらの衣類については別稿を期すこととする。

### (1) 東京国立博物館所蔵資料

1873(明治6)年にオーストリア・ハンガリー帝国の首都ウィーンで開催された万国博覧会への出品のために1872(明治5)年に収集され、国内に残されたものの一部が現在、東京国立博物館に収蔵されている。本件については既に前稿で詳述したため、詳細はそちらを参照して頂きたい(大坂2020:48-49)。

収集当時にまとめられたリストからは、岩内郡、古宇郡、積丹郡、古平郡で多くの資料が収集されたことが判明するものの(表11)、このリストは資料と一対一の関係で作成されているわけではなく、収集地が現存する資料数と整合しないものもあり、現存する資料との対応関係が確認できるのは積丹郡から収集された衣服1点(表11:36)、荷縄1点(表11:23)の計2点にとどまる。

### (2) 国立民族学博物館所蔵資料(図9・10)

「後志国余市」を収集地とする資料はデータベース上で21点確認される。全て東京大学理学部人類学教室の旧蔵品であり、収集年代は戦前と考えられる(表12:1-21)。このうち17点には榎本勘之進という人物が収集したとの記録が付属しているが、この人物の来歴等を知る史料は現在のところ見つかっていない。残る4点のうち3点には、余市郡川村に住んだアイヌ民族の男性が収集先として記載されている。

### (3) 北大植物園・博物館所蔵資料(図11・12)

『アイヌ民族資料目録』(北海道大学北方生物圏フィールド科学センター植物園編2008)には対象地域からの収集品は29点掲載されており、その他に調査の過程で資料本体に余市収集であることを示す注記が確認された捧酒箸2点及び有翼酒箸1点、名取武光の論文図版(名取1972:図版3・4)との対照から収集地が確認できた銚先2点を対象に加えた(表12:22-55)。

花矢は『アイヌの花矢と有翼酒箸』中の「遼星エカシ作(梅太郎の父・73歳・昭和11年)」との記述(名取1985:35)により収集年と作者を補い<sup>(146)</sup>、同書巻末の写真図版との対応関係を表12の備考欄に示した。なお、名取の記述には本文中で「完矢11本」とし、写真図版では「完矢12本」とする齟齬があるが、現存する資料数は写真図版と一致する。

祭壇には現在「遼星梅太郎」と記入された荷札が付属し、『目録』の情報も同一の内容となっている。ただし、名取武光は「沙流アイヌの熊送りに於ける神々の由来と

ヌサ」で祭壇の情報提供者を「遼星エカシ、昭和11年調(名取1941:58)としているほか、「樺太千島アイヌのイナウとイトクパ」では「昭和十一年十月十九日にI家の老人に委嘱して北大博物館でクマ送りをおこなった」としたうえで、「民俗供述者はI氏(73)」(名取1959:18)と記している。先に確認した花矢の項目で名取は遼星梅太郎の父甚作を「遼星エカシ」と呼んでおり、年齢の記載も一致することから、祭壇の製作には甚作が主に当たり、梅太郎はそれを補佐した可能性が考えられよう。なお、祭壇に組み込まれた熊頭骨には動物標本が使用されていることから(沖野2001:6)、実際に「イオマンテ」を実施したのではなく、祭壇の形式を記録するための標本として製作されたものと判断される。

この他に、加藤克が紹介した「物品監守証書」に1943年2月8日付で遼星梅太郎から43点の「アイヌ土俗品」を受け入れたとする記載があるものの(加藤2008:表11)、現在の収蔵品との対応関係は明らかになっていない。

### (4) 旭川市博物館所蔵資料

『旭川市博物館所蔵品目録』XVI(旭川市博物館2006)に、河野広道収集資料として「余市」と「忍路」の背景情報を伴う資料5点が掲載されている(表12:56-60)。調査年譜によれば河野は1931(昭和6)年5月24日に余市、1932(昭和7)年5月に忍路、1933(昭和8)年8月に再び余市を訪れており(青柳編1982)、「アイヌのキケウシパシユイ」の中で最初の余市訪問で収集した2点、忍路で収集したもの1点を紹介している(河野1933)。

### (5) アイヌ民族文化財団所蔵資料

アイヌ民族文化財団所蔵資料のうち、旧アイヌ民族博物館が刊行した『児玉資料目録II』(財団法人アイヌ民族博物館1991)に「余市遼星」の背景情報を伴う有翼酒箸1点、花矢3点が掲載されている(表12:61-64)。

### (6) 北海道博物館所蔵資料

河野広道旧蔵資料中に「余市町」の情報が伴う木幣2点が含まれており(表12:65・66)、調査年譜に余市訪問の記載がある1931(昭和6)年5月24日ないし1933(昭和8)年8月(青柳編1982)のいずれかの機会に収集されたものと考えられる。いずれも有翼酒箸が結び付けられ、風雨にさらされていた形跡があることから、屋外の祭壇から取り外されたものであろう<sup>(147)</sup>。

(146) 遼星梅太郎は歌人の遼星北斗(本名瀧次郎、瀧治郎とする史料も存在する)の兄で、兄弟の父が甚作である。

(147) 1933(昭和8)年9月19日の調査記録には、河野が「海神を祀ったヌサ」と有翼酒箸を結び付けた木幣を見たとの記載がある(青柳編1982:162)。

表11 ウィーン万博出品時収集資料

	資料名	点数	単位	収集地等	東京国立博物館 収蔵番号	備考
1	クー 弓	5	張	太櫓郡 嶋牧郡 瀬棚郡 岩内郡		
2	アイ 矢	6	本	又1本 同 (太櫓郡 嶋牧郡 瀬棚郡 岩内郡)		
3	イカヨップ 矢筒	4		同 (太櫓郡 嶋牧郡 瀬棚郡 岩内郡)	25795 (太櫓)、 25797 (太櫓)	
4	アイヲツプ キナ制矢袋	1		嶋牧郡	25799 (嶋牧)	内部に「嶋牧」記入紙片
5	アマッポ 磬	4	張	久遠郡 嶋牧郡 瀬棚郡 岩内郡	25804 (嶋牧)	
6	アイ 磬ノ矢	6	本	又1本 同 (久遠郡 嶋牧郡 瀬棚郡 岩内郡)		
7	イクバシウ 盃ニ添ユル具	6	本	太櫓郡 瀬棚郡 嶋牧郡 岩内郡		
8	イナオ 木ノ幣束	3	本	新調 太櫓郡土人製		
9	マレッポ 里言鮭鉤	3	本	太櫓郡 瀬棚郡 岩内郡		
10	キッテ 里言ハナレ 海獣大魚 ヲ突具	3	挺	太櫓郡 瀬棚郡 岩内郡		
11	マキリ 小刀	4	本	瀬棚郡		
12	アツスカルベ アツシオ織機 械皆具	2	組	瀬棚郡 嶋牧郡		
13	クリトンカネ メノコノ首飾	2		古宇郡 積丹郡		rekutunkaneカ
14	ニンカ子 耳飾男子	2		古宇郡 積丹郡		
15	コンジ 頭巾	2		新調 太櫓郡メノコ製	25663、25665	25663内面に「太櫓郡メ ノコ製」記入紙片を確認
16	ナタフシ 鉢巻	2		同 (新調) 同 (太櫓郡メノコ製)	25667、25667付	25667付裏面に「太櫓郡 メノコ製」記入紙片
17	コンジ メノコ用	1		積丹郡		
18	ズンギリ 烟草入并烟管差 又 タンバコップ、チュセ	2		瀬棚郡 岩内郡	25683	25683内部に「瀬棚」記 入紙片
19	ムックリ 竹琴	3	本	瀬棚郡 古宇郡		
20	カロップ キナ製の諸式ヲ入テ 背負キナムシロ	1		岩内郡 積丹郡		地名2カ所に対し点数1点
21	ボンキナ 諸式ヲ入卷テ背負キ ナムシロ	1		岩内郡		
22	サラ子ツップ 家具等ヲ入ル畚、 葡萄蔓ヲ以テ造	1		積丹郡		現在積丹郡の情報が伴う もの2点有り
23	タレ 荷物ヲ背負フ連尺	1		積丹郡	25696 (積丹)	『目録』では写真取り違い
24	バツカリタレ 小児ヲ背負フ具 又バツコロ	1		古平郡		
25	タシロ 山刀	1		積丹郡		
26	イムシ 太刀	1		積丹郡		
27	キナ 筵	5	枚	瀬棚郡 嶋牧郡 岩内郡 積丹郡		
28	ノマ 諸物ノ覆ニ用ユル筵	2	枚	瀬棚郡		
29	ケリ 杓	3		瀬棚郡 岩内郡 古宇郡		
30	ケリップ ケリノ下ハキ、楡皮 ヲ以製	1		古宇郡	25708カ	
31	テシマ 櫛	2		瀬棚郡		
32	同 (テシマ) メノコ用	1		古宇郡		
33	同 (テシマ) 下タ拵ノモノ	1		嶋牧郡クーナイ温泉場温泉守ノ小屋ニ テ得ル	25868カ	
34	ヤマデ 魚ヲ釣具	3		積丹郡里人製作		里人は現地在住の和人を 指す
35	アツスミヤンベ アツシノ服	1		岩内郡		
36	ツマレ 縞木綿ニ惣縫ノ物	1		積丹郡メノコ服	25661 (積丹)	
37	クツ 帯	1	筋	岩内郡		
38	アツシ前掛 近来用ユルニ依テ 方言ナシ	1		岩内郡		
39	ホッシ 脚絆	1		岩内郡		

※大坂2020：表1を再掲

表12 資料一覧

番号	収蔵機関	資料番号	資料名	収集年	収集地等	収集先等	収集者
1	国立民族学博物館	K0001849	首飾り		後志国余市		榎本勘之進
2		K0001850	首飾り		後志国余市		榎本勘之進
3		K0002190	首飾り		後志国余市		榎本勘之進
4		K0002091	首飾り		後志国余市		榎本勘之進
5		K0002194	首飾り		後志国余市		榎本勘之進
6		K0002197	首飾り		後志国余市		榎本勘之進
7		K0002262	儀礼用冠		後志国余市		榎本勘之進
8		K0002263	儀礼用冠		後志国余市		榎本勘之進
9		K0002097	儀礼用刀		後志国余市		榎本勘之進
10		K0002099	儀礼用刀		後志国余市		榎本勘之進
11		K0001961	捧酒箸		後志国余市	Y.K	
12		K0001966	捧酒箸		後志国余市	Y.T	
13		K0001984	捧酒箸		後志国余市	Y.K	
14		K0001962	有翼酒箸		後志国余市郡		
15		K0001895	矢		後志国余市		榎本勘之進
16		K0001896	矢		後志国余市		榎本勘之進
17		K0001897	矢		後志国余市		榎本勘之進
18		K0001898	矢		後志国余市		榎本勘之進
19		K0002128	矢		後志国余市		榎本勘之進
20		K0002077	矢筒		後志国余市		榎本勘之進
21		K0002089	矢筒		後志国余市		榎本勘之進
22	北海道大学植物園・博物館	17712	捧酒箸	1935年	余市大川	遼星	
23		17757	捧酒箸	1935年	[余市]	遼星	
24		17770	捧酒箸	[1935年]	[余市]	[遼星]	
25		74	熊神用耳飾り		余市		
26		10187	祭壇	[1936年]	余市	遼星梅太郎	
27		11211	木幣		余市	遼星家	
28		11212	木幣		余市	遼星家	
29		11213	木幣		余市	遼星家	
30		9747	花矢	[1936年]	余市	遼星 [甚作]	[名取武光]
31		23533	花矢	[1936年]	余市	遼星 [甚作]	[名取武光]
32		23534	花矢	[1936年]	余市	遼星 [甚作]	[名取武光]
33		23535	花矢	[1936年]	余市	遼星 [甚作]	[名取武光]
34		23536	花矢	[1936年]	余市	遼星 [甚作]	[名取武光]
35		23537	花矢	[1936年]	余市	遼星 [甚作]	[名取武光]
36		23538	花矢	[1936年]	余市	遼星 [甚作]	[名取武光]
37		23539	花矢	[1936年]	余市	遼星 [甚作]	[名取武光]
38		23540	花矢	[1936年]	余市	遼星 [甚作]	[名取武光]
39		23541	花矢	[1936年]	余市	遼星 [甚作]	[名取武光]
40		23542	花矢	[1936年]	余市	遼星 [甚作]	[名取武光]
41		32949	花矢	[1936年]	余市	遼星 [甚作]	[名取武光]
42		9537	有翼酒箸		余市	遼星家	
43		17695	有翼酒箸	1935年	余市	N.T	
44		17710	有翼酒箸	1935年	余市大川	N.T	
45		17711	有翼酒箸	1935年	余市大川	遼星	
46		17717	有翼酒箸	1935年	余市大川	遼星	
47		17719	有翼酒箸	1935年	余市	遼星家	
48		17733	有翼酒箸	1935年	余市	遼星家	
49		17741	有翼酒箸	1935年	余市	遼星家	
50		17742	有翼酒箸	1935年	余市	遼星	
51		17764	有翼酒箸	1935年	余市	遼星家	
52		17767	有翼酒箸	1935年	[余市]	[遼星]	
53		17785	有翼酒箸	1935年	余市	遼星家	
54		11268	鋸先		[忍路]		
55		33754	鋸先		[余市]		

背景情報に関わる資料本体の記載	備考
	『内外土俗品図集』124
	『内外土俗品図集』452
	『内外土俗品図集』76
	刀帯断片付属、東大番号F224、「F221及びF224ハ共ニ後志國余市あいぬノ旧蔵ニ係リ 榎本勘之助ヨリ購入セルモノ」の記載あり
	刀帯付属、東大番号F221、「F221及びF224ハ共ニ後志國余市あいぬノ旧蔵ニ係リ 榎本勘之助ヨリ購入セルモノ」の記載あり
	カードに「箭五本添へ」の記載あり、K0001895~K0001898、K0002128と推定
「一九三五年 違星作」の鉛筆書	新規製作品か
「違星作 一九三五」の鉛筆書	『目録』に収集地情報欠落、新規製作品か
「一九三五 違星作」の鉛筆書	『目録』に製作年代及び収集地情報欠落、新規製作品か
布に「余市」のペン書	文献、耳飾を提供して作らせた可能性もある
「イオマンテ 違星梅太郎」の荷札	違星梅太郎は製作補佐か
「違星家」の鉛筆書	
「違星家」の鉛筆書	
「違星家」の鉛筆書	
「余市 違星」の紙ラベル	名取（1985）：写真図版上から2本目、『目録』上の収集先は「違星」
「余市（1） 違星家」の紙ラベル	名取（1985）：写真図版上から8本目、『目録』上の収集先は「違星家」
「余市（2） 違星家」の紙ラベル、「余市 違星エカシ作 八本一組」のペン書	名取（1985）：写真図版上から10本目、『目録』上の収集先は「違星家」
「余市（3） 違星家」の紙ラベル	名取（1985）：写真図版上から9本目、『目録』上の収集先は「違星家」
「余市（4） 違星家」の紙ラベル、「イボシ」のペン書	名取（1985）：写真図版上から1本目、『目録』上の収集先は「違星家」
「余市（5） 違星家」の紙ラベル	名取（1985）：写真図版上から7本目、『目録』上の収集先は「違星家」
「余市（6） 違星家」の紙ラベル	名取（1985）：写真図版上から6本目、『目録』上の収集先は「違星家」
「余市（7） 違星家」の紙ラベル	名取（1985）：写真図版上から5本目、『目録』上の収集先は「違星家」
「余市（8） 違星家」の紙ラベル、「イボシ」のペン書	名取（1985）：写真図版上から4本目、『目録』上の収集先は「違星家」
「余市（8） 違星家」の紙ラベル、「イボシ」のペン書	名取（1985）：写真図版上から3本目、『目録』上の収集先は「違星家」
「余市（9） 違星家」の紙ラベル	名取（1985）：写真図版上から11本目、『目録』上の収集先は「違星家」
「余市（8） 違星家」の紙ラベル	名取（1985）：写真図版上から12本目、『目録』上の収集先は「違星家」
「余市 イボシ家」のペン書	
「余市 一九三五、一〇、二八日 [個人情報削除] (1)」の鉛筆書	
「一九三五、十一月 余市 [個人情報削除] (2)」の鉛筆書	
「2 余市 イボシ」の鉛筆書	
「余市 イボシ 3」の鉛筆書	
「4 余市 イボシ」の鉛筆書	
「余市 イボシ 7」の鉛筆書	
「余市 イボシ 9」の鉛筆書	
「1 一九三五年十一月 余市 違星」の鉛筆書	
「余市 5 余市違星家」の鉛筆書	
「余市 イボシ 8」の鉛筆書	『目録』に収集地情報欠落
「6 余市違星」の鉛筆書	
刻印有	名取（1972）第四図版（1）、大塚（1977）図7-6は名取（1972）からの模写
刻印有	名取（1972）第三図版（6）、大塚（1977）図7-7は名取（1972）からの模写

番号	収蔵機関	資料番号	資料名	収集年	収集地等	収集先等	収集者
56	旭川市博物館	4351	有翼酒箸	[1931~1932年]	余市	違星家	河野広道
57		4362	有翼酒箸	[1932年]	忍路	M.E	河野広道
58		4368	有翼酒箸	[1931~1932年]	余市	N.T	河野広道
59		4373	有翼酒箸	[1931年]	余市	違星梅太郎	河野広道
60		4376	有翼酒箸	[1931~1932年]	余市	違星梅太郎	河野広道
61	旧アイヌ民族博物館	60006	有翼酒箸		余市	違星	児玉作左衛門
62		61106	花矢		余市	違星	児玉作左衛門
63		61107	花矢		余市	違星	児玉作左衛門
64		61108	花矢		余市	違星	児玉作左衛門
65	北海道博物館	8129	木幣	[1931~1932年]	余市町		河野広道
66		8230	木幣	[1931~1933年]	余市町		河野広道
67		105989	儀礼用弓	[1920年]	小樽市祝津	[余市アイヌ]	青山家
68		105990	儀礼用弓	[1920年]	小樽市祝津	[余市アイヌ]	青山家
69		105991	儀礼用弓	[1920年]	小樽市祝津	[余市アイヌ]	青山家
70		105992	儀礼用弓	[1920年]	小樽市祝津	[余市アイヌ]	青山家
71		105993	花矢	[1920年]	小樽市祝津	[余市アイヌ]	青山家
72		105994	花矢	[1920年]	小樽市祝津	[余市アイヌ]	青山家
73		105995	花矢	[1920年]	小樽市祝津	[余市アイヌ]	青山家
74		105996	花矢	[1920年]	小樽市祝津	[余市アイヌ]	青山家
75		105997	木幣	[1920年]	小樽市祝津	[余市アイヌ]	青山家
76		23232	白		余市町		藤村久和
77		23233	白		余市町		藤村久和
78		23234	白		余市町		藤村久和

背景情報に関わる資料本体の記載	備考
	河野 (1933) 挿図9
	河野 (1933) 第三図版2
「春鯉大漁祈願の時造れるもの」	河野 (1933) 第三図版3
「余市」の鉛筆書、「余市違星家1.」のペン書	
矢柄に「カムイアイ 余市違星」のペン書	
矢柄に「余市違星」のペン書	
矢柄に「カムイアイ 余市違星」のペン書	
	有翼酒箸付属、虫損が激しい
「余市 違星家 H.Kono」のペン書き	有翼酒箸付属、虫損が激しい
	矢柄のみ
	矢柄のみ
	台帳では仕留め矢と組みだが矢未確認



1 首飾り (K0001850)



2 首飾り (K0002194)



3 首飾り (K0002190)



4 首飾り (K0002191)

図9 国立民族学博物館所蔵の後志収集アイヌ民具 (1)



1 儀礼用刀 (K0002099)



2 儀礼用刀 (K0002097)



3 捧酒箸 (K0001984)



4 捧酒箸 (K0001961)



5 捧酒箸 (K0001966)



6 有翼酒箸 (K0001962)



7 儀礼用冠 (K0002262)



8 儀礼用冠 (K0002263)



9 矢筒・矢 (K0002089, K0001895 ~ 0001898, K0002128)



10 矢筒 (K0002077)

図10 国立民族学博物館所蔵の後志収集アイヌ民具 (2)



1 熊神用耳飾り (74)



2 捧酒箸 (17712)



3 捧酒箸 (17757)



4 有翼酒箸 (17695)



5 有翼酒箸 (17710)



6 有翼酒箸 (9537)



7 祭壇 (10187 部分)



8 花矢 (9747)



9 花矢 (23533)



10 花矢 (23534)



11 花矢 (23535)



12 花矢 (23536)



13 花矢 (23537)



14 花矢 (23540)



15 花矢 (23542)

図11 北大植物園・博物館所蔵の後志収集アイヌ民具 (1)



1 鉾先 (11268)



2 鉾先 (33754)



図12 北大植物園・博物館所蔵の後志収集アイヌ民具 (2)

小樽市祝津の鯨網元として著名な青山家から一括して収集された儀礼用弓と花矢、木幣については(表12: 67-75)、青山家関連資料中に1920(大正9)年6月3日の日付が記された熊送り興行の写真が含まれており、6月2日の小樽新聞には「明日の運動会の呼物」として余市からアイヌ民族を招聘して「イオマンテ」を実施するとの記事も確認できることから、その際に収集されたものの可能性がある<sup>(148)</sup>。

### (7) 文献記録から確認される資料

坪井正五郎は、「イクパシュイ(即ち所謂髭上げ籠)」の中で、忍路郡忍路村のウサアマカ<sup>(149)</sup>蔵品とされる捧酒箸1点を図示している(坪井 1898)。坪井は1888(明治21)年夏に小金井良精のアイヌ人骨盗掘に同伴して北海道を巡っている。小金井の記述によれば7月12・13日には小樽で集落跡付近の墓地から遺骨を盗掘し、翌14・15日には余市でも盗掘を行うものの地元住民の抗議にあつて中断、16日に小樽に戻っている。忍路での資料収集はこの行程の中で立ち寄った際になされたもの

と推定される<sup>(150)</sup>。

(148) この青山家資料については既に『月刊シロロ』2016年5月号(<http://www.ainu-museum.or.jp/siror/monthly/201605.html#02>) (2020年12月4日閲覧)で紹介したことがある。写真は三浦泰之氏、新聞記事は山田伸一氏の情報提供によるものである。

(149) アイヌ名ヌサマカとされる円助であろう。

(150) 坪井はこの他に女性の入墨に関する記述の中で忍路での例を挙げているほか(坪井 1893a、1893b)、刻印や墓標についても忍路と余市の例に触れている(坪井 1894、1903)。これらの知見も同時に得られたものであった可能性がある。

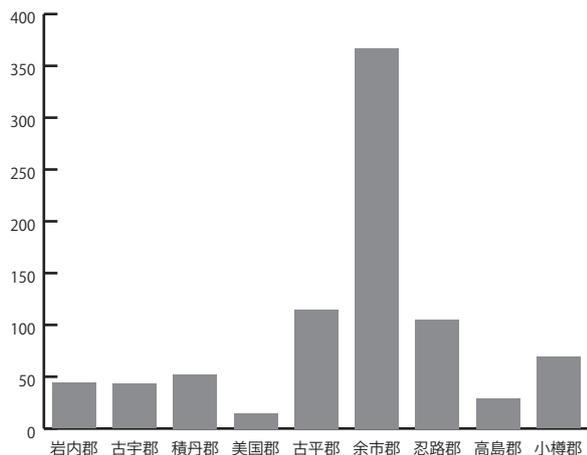


図13 1869 (明治2) ~1875 (明治8) 年のアイヌ民族人口

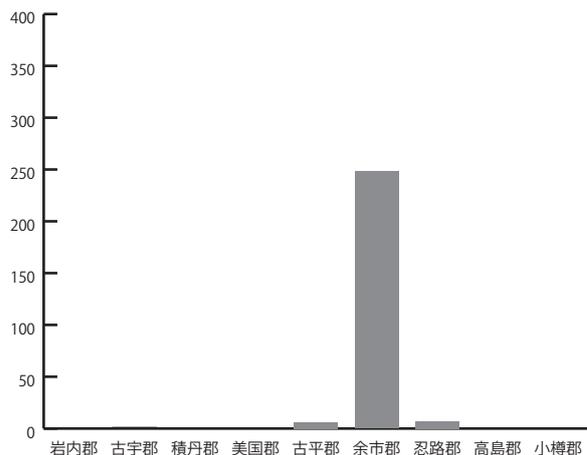


図14 1935 (昭和10) 年のアイヌ民族人口

## 6 収集民具資料と実態の間

### (1) 分布

資料収集地を年代別に整理すると、ウィーン万博出品を目的として1872 (明治5) 年に収集された資料群 (表11) では古宇郡から岩内郡に至る広い範囲に及んでいるのに対し、より収集年代が新しいと見られる資料群 (表12) では78点中76点 (97.4%) が余市に集中し、その他は忍路での収集品が2点 (2.6%) あるのみで、傾向が大きく異なっている。

1872 (明治5) 年の時点で、当時から最大の人口規模を有した余市郡で資料収集がなされていない点はやや不自然に見えなくもないが、この点は当時の収集活動が民族資料のみを対象としたものではなく、生物や地学など他分野と並行して進められていたことと合わせて考える必要がある。三浦泰之のまとめを参照すると、岩内・古宇・積丹各郡ではアイヌ民具資料が含まれる「人造物之部」だけでなく、「鳥獣之部」、「魚並海産生物之部」、「草木之部」、「鉱物之部」の全分野にわたって資料が収集されており、後志国の中でも比較的精力的な活動が行われた地域と言えるのに対し、余市郡では「鉱物之部」の10点のみが収集されているにとどまる (三浦 2001 : 表3)。この時期には岩内～古平間にも計269人のアイヌ民族が居住していたから (図13)、特に余市郡にこだわらずとも、他分野と並行して資料収集を進めることが可能だったのだろう。

一方、後年に資料収集がほぼ余市に収束するのは、河野や名取らの資料収集が本格化した1930年代には余市

郡の248人を除けば多くの地域で統計上の人口が極めて少なくなっていたことと明確に連動している (図14)。例外的な存在である忍路郡の収集品2点のうち有翼酒箸1点は、河野が1932 (昭和6) 年5月に製作者を訪ねて製作を依頼したものである (河野 1933 : 369)。河野は当時、墓標の形態などによってアイヌ民族の「分派」を捉えようとする論考を連続して発表しており (河野 1931、1932)、有翼酒箸によって更に「分派」間の関係を明確化する目論見をもって、「忍路アイヌ唯一人の生存者」とされる人物を訪ねたものだろう。

名取が収集した銚先1点も、考古資料との比較を目的とし、後に「アイヌの原始狩漁具『ハナレ』と其の地方相」 (名取 1972) としてまとめられる研究の一環として広い地域で網羅的な資料収集が試みられたことに関連付けで理解することが可能である。言い換えれば、このような特殊な目的を帯びた収集を除けば、研究者が後志9郡のうち余市郡以外の地域を訪れることは稀になっていたと考えられる。

人口統計上の空白の中には、小樽郡からの強制移住や高島・忍路両郡から浜益郡等への移転のように、人口移動によって実際にアイヌ民族がほとんど現住しなくなっていたケースのほかに<sup>(151)</sup>、積丹半島南西部の積丹～岩内郡のように変化の要因が把握しにくい地域があり、数字の変化を全て単純に「消滅」などと解釈することは避けなければならない。これらの地域には実際にはなお多くのアイヌ民族が居住していた可能性が高いが<sup>(152)</sup>、「保護法」等の特別な措置がとられなくなったことで行政の側が把握を取りやめていた等の理由が想定される。新聞

(151) 天川恵三郎から収集された木幣や捧酒箸は浜益収集とのデータが付されている。これらの資料については筆者の前稿 (大坂 2019) を参照して頂きたい。

(152) 複数の地域で戦後にもアイヌ民族と周囲から認識される人々が実際に居住していたことを確認している。

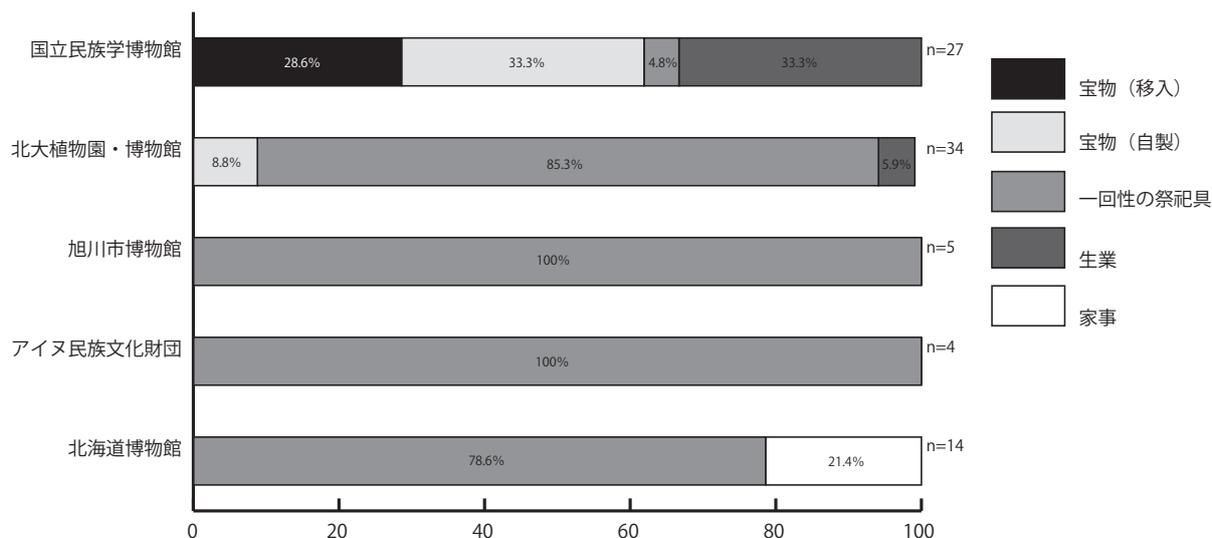


図15 後志国9郡で近代に収集された民具の機能別組成

記事等でもアイヌ民族の存在に言及されることは極めて稀になっていることは事実であり、外部から訪れる研究者にとっては不可視のものとなるか、存在が認識されたとしても「伝統的」なものに主眼を置いた調査目的に合致しないと判断されるようになっていたのだろう<sup>(153)</sup>。

## (2) 組成

本稿の対象地域内で収集された民具資料を機能的側面に着目して分類し、資料群の組成を確認するとともに、文献記録に現れる生業との異同を確認しておく。

民具の分類は、和製品を中心とする漆器や刀剣等を「宝物 (移入)」、自製のもののうち長期間保持される刀帯や捧酒箸、儀礼用矢筒、動物神神体等を「宝物 (自製)」、儀礼に際して臨機的に製作され、基本的には1回の使用で機能を終える木幣や有翼酒箸、花矢等を「一回性の祭祀具」、葬送儀礼に関わる葬送用紐類や死者用の荷縄等を「葬送儀礼具」とした。その他、炊事・食事等に関わるものを「家事」、衣類、靴を「服飾」、狩猟具や漁労具、農耕具を「生業活動」、盆や衣紋掛けを「土産物」、展示や研究の求めに応じて製作され、実用のものとはサイズや素材が異なるものを「模型」とし、その他は一括して集計した (図15)。

## 組成の偏りと欠落

グラフを一見して明らかのように、国立民族学博物館収蔵資料に「宝物 (移入) (首飾り6点) と「宝物 (自製) (儀礼用刀等7点)、「生業」 (矢筒等7点) などを含むものの、その他は「一回性の祭祀具」に極めて強い偏りをもっている。

全く欠落するもののうち「土産物」については、1920年代に彫刻の名人として忍路郡のイカジオや利右衛門、仁助らの名を挙げたものがあるから<sup>(154)</sup>、この地域でも大正期まで近世の「蝦夷細工」に連なる工芸品を製作する人物が複数存在したことは確実視できる。この場合、収集資料に含まれていない背景には、作品の中に同定可能な銘を有するものが残されていないといった事情が関係していると考えられる。

「生業」に分類されるものは、国立民族学博物館収蔵の陸獣狩猟具7点 (図10: 9・10)、北大植物園・博物館所蔵の海獣狩猟具2点 (図12: 1・2) のみで、文献史料によって明らかになった鯨漁を中心とする生業の実態とは結びつきが極めて弱い。加えてこの地域では、1876 (明治9) 年9月に開拓使札幌本庁によって毒矢猟が禁止されており、その後は1882 (明治15) 年9月に害獣駆除の目的で例外的に仕掛弓が許可・使用された記録こそ存在するものの (山田 2011: 51)、大正期以降の記録ではいずれも猟銃が用いられているから<sup>(155)</sup>、弓矢や矢

(153) 至極当然のことを言っているように思われるかもしれないが、ここで比較対象として念頭に置いているのは、統計上はまとまった人口規模が存在するものの研究者の視野から抜け落ちていった茅部郡森村など渡島半島の事例 (大坂 2020) である。

(154) 河野常吉資料 (北海道立図書館所蔵) \*による。「イカジオ」は『忍路郡諸調』(簿書: 189) 人別に記載がある伊賀蔵であろう。杉山寿栄男は浜益出身の工芸家である山下三五郎の師として、高島郡高島在住の「イカ蔵」という人物に言及しており (杉山 1934: 120)、これも同一人物と見られる。

(155) 例えば、1917 (大正6) 年4月21日付『北海タイムス』5面には、「一発の銃弾を放せしに狙い過たず頭脳に命中」とあるほか、同年11月21日同紙5面にも、「一発の銃弾見事に熊の眉間に命中し射殺」とある。

筒は収集当時には既に実用的狩猟具としての位置を失っていたものと見なければならない。これらの資料をもとに収集時のアイヌ民族の「生業」を復元することは不可能であり、実用品としての意味を失った後も保管され続けていたことの意味を考える素材とするべきだろう。矢筒は普段は屋内の宝壇に置かれ、熊送り儀礼の際にはしばしば祭壇に下げられるなど、狩猟儀礼との関係性が深い。このことが、実用品としての役目を失った後も「宝物」に類するものとして保管され続ける要因となったものと推測できる。

「宝物（移入）」の内訳をみると、他地域でしばしば多数を占める漆器類が全く含まれていない点が特徴的だが、1920～40年代の余市郡内に存在しなかったわけではなく、むしろ場合によってはかなりの量が個人レベルで保有されていたことを示す記述が複数存在している。にも関わらず収集されなかった背景としては、収集者が余市郡を訪れた時点では所有者の側が簡単に手放すべきものとは考えていなかったことや、収集する側もまた特定分野に限定的な関心を持った一部の研究者に限られるようになっていたため、漆器に特別な関心を払わなかったことが想定される。河野らの訪問から約10年後の1944（昭和19）年には、出征を前にした男性が多数の先祖伝来の宝物を焼却した事例があったことが知られており（青木 1990：3）、こうしたことも後に収集される可能性を大きく引き下げる要因となった<sup>(156)</sup>。漆器類は基本的に世代を超えて受け継がれる性格を有するから、焼却は伝統的な文脈から外れる側面を有することは間違いないが、一方で焼却という行為そのものが伝統的な送り儀礼の方法の一つでもあることを考えれば、そこには既に故人となった先祖らの住む世界に送り届けるという含意が存在した可能性も想定しておく必要がある<sup>(157)</sup>。

#### 「一回性の祭祀具」の性格

「一回性の祭祀具」に注目した研究としては、1930年代前半の河野による「分派」研究に続き、名取が儀礼具やそこに刻まれる「祖印」から集団関係を把握しようとする研究に参入し、1930年代後半に集中的な資料収集を行っていたことが知られている（名取 1940、1949）。後に河野の収集品は旭川市博物館と北海道博物館に、名取の収集品は北大植物園・博物館にそれぞれ収集され、研究者の指向が強く反映された収蔵品の組成に結び付いた<sup>(158)</sup>。これらの研究者はその研究目的に即して、資料



図16 1931（昭和6）年春の鯉大漁祈願に使用された有翼酒箸（旭川市博物館所蔵）

本体に収集地や製作者に関する情報を詳細に注記しており、そのことが背景情報をもつ資料の中での比率を大きく押し上げているだろうことも考慮しておく必要がある。

河野と名取による「一回性の祭祀具」の収集は、著作中の記述から製作者への製作依頼によった場合が多いものと考えられ、その場合、資料は実際に生活の場で使用されていたものではない「標本」としての性質を帯びる。本稿で対象とした資料の中では、北大植物園・博物館の祭壇や有翼酒箸がこれに該当する。一方で、河野が収集した資料の中には1931（昭和6）年春に違星梅太郎から集められた「春鯉大漁祈願の時造れるもの」とされる有翼酒箸1点（図16）、同時期に屋外の祭壇から収集されたと見られる木幣2点が含まれている。近世の西蝦夷地では場所請負制下でもアイヌ民族による大漁祈願が年中

(156) この焼却事例に関わった男性は戦後に余市に伝わった多くの民具を複製し、博物館等に寄贈していることが知られている人物である。

(157) 筆者の聞き及んでいる範囲でも、宝物類の焼却事例はむかわ町穂別や白老町など広範囲に認められる。八雲町や長万部町で集落を代表する位置にあった男性の所持品が、戦後に公的機関に寄贈されて今日まで保存されている事例（大坂 2020）とは対照的な様相といえることができる。

(158) アイヌ民族文化財団所蔵資料の旧蔵者である児玉作左衛門もまた名取らと近い関係にあった人物であり、その影響を受けて資料を収集したものと推定される。

行事の一つとして営まれていたことが指摘されているが(谷本 2020: 149-155)、これらの資料は、場所請負制の終焉から半世紀以上を経たこの時期に至るまで、漁労等に関わる儀礼体系を継承し実施する人物がいたことを示している。

### 収集への「協力」

ところで、研究者による資料収集への協力は、この地域のアイヌ民族にとってどこまでも受動的なものだったのだろうか。そのことを考えさせるものとして、1923(大正12)年1月5日に余市町で開催された熊送り儀礼を報じる北海タイムスの記事がある。そこには、解説に立った主催者らが観客に向けた、「年々廃れ行くアイヌ族の歴史的伝統や古例の保存のために、研究的保存会のようなものを組織して、我が国歴史研究の一助ともなりたい」との発言が記録されている<sup>(159)</sup>。新聞記事には記者の予断もあろうが、1920年代の余市郡に「伝統」や「古例」を「保存」しようという意思が対外的に語られるものとして存在していたことは認めて良い。

大正期以降、十勝帯広の武隈徳三郎による『アイヌ物語』(武隈 1918)や胆振幌別の知里幸恵による『アイヌ神謡集』(知里 1923)など、アイヌ民族自身が「伝統的」文化の意義を語る書籍が刊行され始め、旭川や釧路春採、長万部旭浜等ではアイヌ民族が関与した展示施設の建設も相次ぐようになっていく(小川・大坂 2018; 大坂・小川 2020)。こうした動きと同時代的に、余市郡のアイヌ民族の中にも共通する考えを持った人々が存在したことは確かである。

当時、この地域に住むアイヌ民族の青年層は圧倒的多数の和人に囲まれて育ち、学校教育等を通じて日本語・日本文化に習熟する一方で「伝統的」文化への知識は希薄になりつつあったものと見られるが、にも関わらず学校では「同級の誰彼に、さかんに蔑視されて毎日肩身せまい学生々活」<sup>(160)</sup>を余儀なくされ、日常的に「ガンバっても、がんばればがんばるほど、さげばさげぶほど、私達は斥けられ、のけ者にされ、けむたがられ」<sup>(161)</sup>という状況が解消されていなかった。過酷な状況の中でこういった文章を残した遠星北斗らの複雑な心情に踏み込むことは筆者の力量を越えるため、ここではしない。確認しておきたいのは、平民編入から半世紀を経た時点で、文化的な面で和人に伍することが差別を解消するものとはならないと認識せざるを得ない—北斗が記した「悪人が善人になるには悔あらためればよいので

あるが、アイヌがシャモになるには血の問題であり時間の問題であるだけに容易でない」—状況が余市郡に存在し、そうした中で「伝統的」文化を捉え直し、和人社会に向けて意義を訴えようとする意識が一部の人々の間に生まれていたという事実である。ここに至って、和人の眼差す「伝統的」文化像と、アイヌ民族の一部が「保存」するべき「古例」と見なすものが、部分的な重なりを見せることになった。研究者への協力や、「伝統的」文化を和人に対して見せることが選択された背景に、こうした重なりを通じてアイヌ民族を圍繞する状況を打開することへの期待が込められていた可能性は小さくない。

しかしながら、和人の側の視線は多くの場合、異文化に向けられた単純な興味に過ぎず、アイヌ民族の側が先祖伝来の文化に対する複雑な感情を伴いつつ「古例」の価値を訴えたこととは根本的な点で差異があったことは、先の記事の中で記者が、「熊の周囲を円く取巻いて単調な節の何やら訳の判らない囃子に、お尻や胸を叩いて妙な格好の踊りを始めた」という差別意識が顕わな文を連ねていることから明らかである。そこでは、「熊はアイヌ語でキムンカモイと云い、奥山の神と云う意味です。非常に神秘的な動物で…」といった主催者の説明すらも、単なる物珍しい風習—この記者の言葉では「伝奇的陋習」を彩る一つのエピソードとして和人社会に消費される対象へと転化させられている。アイヌ民族の側がいかなる像を打ち出したとしても、それは常に圧倒的多数の和人によってその評価がいかようにでも取り扱われる構造的不均衡の中にあつた。

### おわりに

本稿では、明治初期に開拓使札幌本庁管下となった後志国9郡を取り上げ、近代の状況を概観するとともに、収集された資料の性質について検討した。結果として、開拓使～北海道庁が実施した各種の政策及び移住してきた和人の圧迫等によりアイヌ民族の生活が大きな影響を蒙り、各地で人口の大規模な流出等が起こっていたことが明らかになり、それが後年の民具資料収集における空白として現れていることなどが確かめられた。また、僅かに収集された資料も当時のアイヌ民族の生業に結びつくものはほとんど無く、研究者の関心の偏りを反映した儀礼具等から、伝統的な儀礼を継続し、時にそれらを研究者の求めに応じて製作する人物がいたことが窺われたに過ぎなかった。こうした側面一つとっても、収集され

(159) 1923(大正12)年1月5日付『北海タイムス』7面。

(160) 北斗星(遠星北斗)1927「アイヌの姿」『コタン』創刊号(遠星(1995)に再録)。

(161) 凸天(中里篤治)1927「偽らぬ心」『コタン』創刊号(遠星(1995)に再録)。

た民具資料のみを以ってこの地域に生きたアイヌ民族の姿をイメージすることは見落としがあまりに大きいことが理解されよう。

1997(平成9)年施行の「アイヌ文化の振興並びにアイヌの伝統等に関する知識の普及及び啓発に関する法律」に代わり、2019(令和元)年5月24日に「アイヌの人々の誇りが尊重される社会を実現するための施策の推進に関する法律」が施行されたが、「アイヌの人々の誇りの源泉」を「アイヌの伝統」や「アイヌ文化」にあるものとし、そこで言及される「アイヌ文化」を「アイヌ語並びにアイヌにおいて継承されてきた生活様式、音楽、舞踊、工芸その他の文化的所産及びこれらから発展した文化的所産」とする定義はそのまま引き継がれた。確かに、自らが属する民族的文化への愛着を共有し、それを復興・継承しようとする動きは一定の広がりを持っているが、そこで参照される「アイヌ文化」がしばしば戦前の研究者による記述にも大きく依拠して描き出されている現状に鑑みれば、歴史性を伴うものとして「アイヌ文化」を捉えなおす試みの今日的な重要性は一入と考える。

過去の研究者の視野に拘束されることなく、強い圧迫の中で大きな損耗を蒙りつつなお打開を探る動きを続けた歴史を史・資料を通じて捉え直すことによって、変わらず流布され続ける「伝統的」文化像の隙間を埋める試みを積み重ねていく必要がある。それが結局は、思い描きやすい「伝統」や「文化」、外からのお仕着せになりがちな「誇り」<sup>(162)</sup>という言葉とは無縁な形をとったとしてもなお、異なる歴史に連なる人々が同じ社会を共に生きているのだという当たり前の現実に対する想像力を鍛え、アイヌ民族一人一人の自己実現が妨げられない社会の実現に資することになるだろう。

## 謝辞

本稿は、令和2年度岩内町郷土館第一回企画展「岩内地方のアイヌの生活展」を観覧した際に受けた強い印象を起点として調査を開始したものである。調査の過程では小川正人、谷本晃久、三浦泰之、山田伸一の諸氏・諸先生よりご教示を賜ったほか、資料所蔵機関の浅野敏昭(余市水産博物館)、飯岡郁穂(旭川市博物館)、加藤克(北海道大学北方生物圏フィールド科学センター)、齋藤玲子(国立民族学博物館)、品川欣也・飯田茂雄(東京国立博物館)、菅原慶郎(小樽市総合博物館)の諸氏、北海道立文書館、北海道立図書館の皆様から多大なご協力を得た。また、二名の匿名査読者より数多くの有益な指摘を受けた。末筆ながら感謝申し上げます。

本研究はJSPS科研費JP18K12558「考古学的分析手法を導入した博物館収蔵アイヌ民具資料の基礎的研究」(研究代表者:大坂拓)、及びサントリー文化財団研究助成「北海道日本海沿岸地域のアイヌ民族が経験した19世紀—文献・モノ・絵画から近世・近代移行期のアイヌ社会を探る—」(研究代表者:小川正人)による成果の一部である。

## 引用文献

- 青木延広 1990. ヨイチアイヌの民俗「カムイニリ」について. 北海道の文化 61: 1-5.
- 青柳信克 1997. 河野コレクションとその収集者. 欧米アイヌ・コレクションの比較研究 平成6~8年度文部科学省科学研究費補助(国際学術研究・国際学術調査)研究成果報告書. 名古屋大学大学院人間情報学研究所.
- 青柳信克編 1982. 河野広道ノート 民族誌篇1—イオマンテ・イナウ篇—. 北海道出版企画センター.
- 旭川市博物館 2006. 旭川市博物館所蔵品目録XVI—民族資料／儀礼関係:捧酒箸—.
- 青山英幸 2004. 明治六年・七年・八年の「戸籍表」について—明治前期北海道における「家」の創出過程—. 北海道立文書館研究紀要 19: 74-81.
- 秋葉 實解説・高倉新一郎校訂 1982. 丁巳東西蝦夷山川地理取調日誌 下. 北海道出版企画センター.
- 秋葉 實解説・高倉新一郎校訂 1985. 戊午東西蝦夷山川地理取調日誌 上. 北海道出版企画センター.
- 秋葉 實編 1999. 校訂蝦夷日誌【一編】. 北海道出版企画センター.
- 一般財団法人アイヌ民族博物館 2016. アイヌ資料等収蔵状況調査及び資料保管等業務報告書.
- 石原真衣 2018. 沈黙を問う:「サイレント・アイヌ」というもうひとつの先住民問題. 北方人文研究 11: 3-21.
- 遼星北斗 1995. コタン 遼星北斗遺稿. 草風館.
- 榎森 進 2007. アイヌ民族の歴史. 草風館.
- 大蔵省 1885a. 開拓使事業報告第一編.
- 大蔵省 1885b. 開拓使事業報告附録布令類聚上編.
- 大坂 拓 2016. 北海道アイヌの儀礼用冠について—北海道大学植物園・博物館所蔵資料の検討—. 北海道博物館アイヌ民族文化研究センター研究紀要 1: 23-42.
- 大坂 拓 2017. アイヌ民族の刀帯—分類群の共時的分布と通時的変化—. 北海道博物館アイヌ民族文化研究センター紀要 2: 1-32.
- 大坂 拓 2018. アイヌ民族の荷籠—地域差と年代差、及び用途による形態差に関する基礎的検討—. 北海道博物館アイヌ民族文化研究センター紀要 3: 19-50.
- 大坂 拓 2019. 浜益地域のアイヌ民具資料に関する基礎的検討—1930年代の研究動向と工芸家山下三五郎の活動—. 北海道博物館アイヌ民族文化研究センター研究紀要 4: 1-24.
- 大坂 拓 2020. 渡島半島のアイヌ社会と民具資料収集者の視野—旧開拓使函館支庁管轄地域を中心として—. 北海道博物館アイヌ民族文化研究センター研究紀要 5: 47-80.
- 大坂 拓・小川正人 2020. アイヌ文化展示施設「エカシケナル」関連の新資料—2019年度新収蔵資料の紹介—. 北海道博物館アイヌ民族文化研究センター研究紀要 5: 191-222.

(162) 和人が発するアイヌ民族の「誇り」という言葉が内在する構造的問題については、東村岳史の指摘がある(東村 2006: 209-231)。

- 小川正人 1997. 近代アイヌ教育制度史研究. 北海道大学出版会.
- 小川正人・山田伸一編 1998. アイヌ民族近代の記録. 草風館.
- 小川正人・大坂 拓 2018. 釧路市・清野写真館旧蔵写真—2017年度新収蔵資料の紹介—. 北海道博物館アイヌ民族文化研究センター研究紀要 3: 139-148.
- 沖野慎二 2001. 北海道大学農学部博物館のアイヌ民族資料(下). 北海道立アイヌ民族文化研究センター研究紀要 7: 1-20.
- 小樽市 1958. 小樽市史 第1巻. 小樽市.
- 貝澤 正 1979. 歴史をたずねて 天川恵三郎翁のこと. 社団法人北海道ウタリ協会編. 先駆者の集い 20: 7-9.
- 海保嶺夫 1986. 列島北方史研究ノート. 北海道出版企画センター.
- 海保洋子 1992. 近代北方史—アイヌ民族と女性と—. 三一書房.
- 加藤 克 2004. 札幌農学校所属博物館のアイヌ民族資料. 北大植物園研究紀要 4: 1-54.
- 加藤 克 2008. 北海道大学植物園所蔵アイヌ民族資料について: 歴史的背景を中心に. 北大植物園研究紀要 8: 35-91.
- 萱野 茂 1996. 萱野茂のアイヌ語辞典. 三省堂.
- 北原次郎太 2014. アイヌの祭具 イナウの研究. 北海道大学出版会.
- 金田一京助全集編集委員会 1993. 金田一京助全集 第十四巻 文芸1. 三省堂.
- 小金井良精 1935. アイノの人類学的調査の思ひ出 —四十八年前の思ひ出—. ドルメン 4(7): 54-65.
- 小杉 康 1997. 物質文化からの民族文化誌的再構成の試み —クリアルアイヌを例として—. 国立民族学博物館研究報告 21: 391-502.
- 小林真人 1993. 場所請負制下の余市アイヌの生活と社会—文政から幕末期を中心にして—. 北海道開拓記念館研究報告 13: 17-30.
- 河野常吉 1929. 旧土人の土地に就て. 道民 14(8): 33-36.
- 河野常吉他編 1987. 北海道殖民状況報文 後志国. 北海道出版企画センター.
- 河野広道 1931. 墓標の型式より見たるアイヌの諸系統. 蝦夷往来. (河野広道著作集刊行会 1971. 北方文化論 河野広道著作集 I. に再録)
- 河野広道 1932. アイヌの一系統サルンクルに就て. 人類学雑誌 47(4): 137-148.
- 河野広道 1933. アイヌのキケウシバシユイ. 人類学雑誌 48(7): 365-375. (河野広道著作集刊行会 1971. 北方文化論 河野広道著作集 I. に再録)
- 古原敏弘 2010. 余市水産博物館所蔵のアイヌ資料. 北海道立アイヌ民族文化研究センター研究紀要 16: 93-115.
- 財団法人アイヌ民族博物館 1991. アイヌ民族博物館 児玉資料目録 II.
- 齋藤玲子 1994. 北方民族文化研究における観光人類学的視点. 北海道立北方民族博物館研究紀要 3: 139-160.
- 佐々木利和 1997. 東京国立博物館のアイヌ民族資料(上). 北海道立アイヌ民族文化研究センター研究紀要 3: 1-22.
- 佐々木利和 1998. 東京国立博物館のアイヌ民族資料(下). 北海道立アイヌ民族文化研究センター研究紀要 4: 1-14.
- 市立函館博物館 1979a. アイヌの狩猟用具そのほか 国指定重要民族文化財「アイヌの生活用具コレクション」整理報告書 5.
- 市立函館博物館 1979b. 市立函館博物館蔵品目録-1民族資料篇.
- 杉山寿栄男 1934. 北の工芸. 河出書房.
- 高倉新一郎 1935. 能登西雄談話聞書. 北海道社会事業 37: 1-18.
- 高倉新一郎 1939. アイヌの土地問題. 社会政策時報 230: 1-25.
- 高倉新一郎 1942. アイヌ政策史. 日本評論社.
- 高倉新一郎 1972. 新版アイヌ政策史. 三一書房.
- 瀧口夕実 2013. 民族衣装を着なかったアイヌ—北の女たちから伝えられたこと. 編集グループSURE.
- 瀧澤 正 2008. 明治初年におけるアイヌの昆布業—日高地方様似郡の例にみる—. 北大史学 48: 39-68.
- 瀧澤 正 2011. 明治初期開拓使の土地改革とアイヌの土地—おもに北海道地所規則第七条をめぐって—. 北大史学 51: 1-28.
- 武隈徳三郎 1918. アイヌ物語. 博文堂印刷所. (小川正人・山田伸一編 1998. アイヌ民族 近代の記録. に再録)
- 谷本晃久 2002. 第七章 近文アイヌと給与予定地. 旭川市史編集集会議編. 新旭川市史第二巻・通史二. pp. 877-959.
- 谷本晃久 2003. IV アイヌの「自分稼」. 菊池勇夫編. 日本の時代史19 蝦夷島と北方世界. pp. 199-231.
- 谷本晃久 2006. 第六章 近文アイヌと「旧土人保護地」移転問題. 旭川市史編集集会議編. 新旭川市史第三巻・通史三. pp. 705-866.
- 谷本晃久 2009. 第六章 近文アイヌの「給与地付与」要求と「処分法」の制定. 旭川市史編集集会議編. 新旭川市史第四巻・通史四. pp. 539-677.
- 谷本晃久 2010. 六 幕末・維新期の松前蝦夷地とアイヌ社会. 講座明治維新1 世界史のなかの明治維新. pp. 160-190. 有志社.
- 谷本晃久 2020. 近世蝦夷地在地社会の研究. 山川出版社.
- 知里幸恵 1923. アイヌ神謡集. 郷土研究社.
- 坪井正五郎 1893a. アイヌの入れ墨. 東京人類学会雑誌 8(89): 457-461.
- 坪井正五郎 1893b. アイヌの入れ墨(続稿). 東京人類学会雑誌 8(90): 492-497.
- 坪井正五郎 1894. アイヌノ墓標. 東京人類学会雑誌 10(105): 100-102.
- 坪井正五郎 1898. イクバシユイ(即ち所謂髭上げ篋). 東京人類学会雑誌 13(142): 144-149.
- 坪井正五郎 1903. アイヌの家章. 東京人類学会雑誌 18(210): 499-501.
- 鶴原美恵子 2005. 明治前期北海道における土地処分—文書の編纂と処分手続—. 北海道立文書館研究紀要 20: 1-40.
- 名取武光 1940. 削箸・祖印・祖系・祖元及び主祈神より見たる沙流川筋のアイヌ. 人類学雑誌 55(5): 203-229.
- 名取武光 1941. 沙流アイヌの熊送りに於ける神々の由来とヌサ. 北方文化研究報告 4: 35-112. (1974. 名取武光著作集 II アイヌと考古学(二). に再録)
- 名取武光 1949. 千歳アイヌの祖印. 民族学研究 13(4): 377-381.
- 名取武光 1959. 樺太千島アイヌのイナウとイトクバ. 北方文化研究報告 14: 79-114.
- 名取武光 1972. アイヌの原始狩猟具〈ハナレ〉と其の地方相(補遺). 名取武光著作集 I アイヌと考古学(一). pp. 180-201.
- 名取武光 1985. アイヌの花矢と有翼酒箸. 六興出版.
- 長谷川伸三 1987. 幕末期西蝦夷地高島場所における現地労働力の存在形態. 商学討究 37(1・2・3合併号): 57-80.
- 東村岳史 2006. 戦後期アイヌ民族—和人関係史序説—1940年代から1960年代後半まで. 三元社.
- 麓 慎一 1988. 近世後期における和人の移住状況. 北大文学部紀要 43(7): 1-31.
- 北海道開拓記念館 1981. 民族 I 北海道開拓記念館収蔵資料分

類目録1.  
北海道大学北方生物圏フィールド科学センター植物園編 2008.  
北大植物園資料目録6 アイヌ民族資料.  
北海道庁 1922. 旧土人に関する調査.  
北海道庁学務部社会課 1936. 北海道旧土人概況.  
北海道庁拓殖部編 1915. 拓殖法規.  
松沢裕作 2016. 官有地・御料地と無断開墾問題－富士山南麓の  
場合－. 三田学会雑誌 109(1): 87-112.  
三浦泰之 2001. ウィーン万国博覧会と開拓使・北海道 北海道  
開拓記念館研究紀要 29: 177-206.  
山田 健 1989. 余市地方における鯨定置網漁業権の変遷－『免  
許漁業原簿』の内容を中心として－. 北海道開拓記念館調  
査報告 28: 65-90.  
山田伸一 1997. 十勝における北海道旧土人保護法による土地  
下付. 北海道開拓記念館研究紀要 25: 201-228.  
山田伸一 2001. 開拓使による狩猟規制とアイヌ民族－毒矢猟の

禁止を中心に. 北海道開拓記念館研究紀要 29: 207-228.  
山田伸一 2003. 「北海道旧土人保護法」による既所有地の所有  
権制限－第2条第3項の適用事例. 北海道開拓記念館研究紀  
要 31: 99-110.  
山田伸一 2011. 近代北海道とアイヌ民族－狩猟規制と土地問  
題. 北海道大学出版会.  
余市教育研究所 1968. 余市郷土史 第2巻 余市農業発達史. 余  
市教育研究所.  
余市町編 1985. 余市町史 第一巻 資料編一. 余市町.

#### 図版出典

図1・2・8・13・14・15:筆者作成  
図3・5・6・7・9・10・16:所蔵機関の許可を得て筆者撮影  
図11・12:北大植物園・博物館提供

## Modern Ainu Society in Shiribeshi Region, and the Scope of Folkcraft Article Collection:

### Examining Nine Counties of Shiribeshi Province under Jurisdiction of the Sapporo Agency of the Former Hokkaido Development Commission

OSAKA Taku

---

This study examines an area within the Shiribeshi region located in southeast Hokkaido, spanning the nine counties of Iwanai, Furuu, Shakotan, Bikuni, Furubira, Yoichi, Oshoro, Takashima, and Otaru, which were under the jurisdiction of the Sapporo Agency of the Development Commission during the Meiji era. It explores the situation of the modern ethnic Ainu from various historical materials, while also confirming upon what manner of historical background the collection of ethnological materials was developed. Analysis has produced the following findings:

(1) The ethnic Ainu population of the examined area was 1,254 in 1854, 551 in 1891, and 262 in 1935, demonstrating an extremely rapidly decreasing trend.

(2) Entering the modern era, ethnic Ainu in the examined region faced severe restrictions on inland fishery imposed by the Development Commission.

Many Ainu transitioned into employed fishery laborers, and some were able to operate stable businesses as holders of herring trap nets.

(3) Under the Ordinance for Issuing Land Certificates of 1877, private land ownership rights were reserved for ethnic Ainu in Yoichi County, and private land ownership rights were recognized for ethnic Ainu in the other eight counties. However, in 1880, ethnic Ainu of Otaru County became subject to forced migration, and in other areas, there were also frequent examples of complete seizure of land by Japanese immigrants, further destabilizing Ainu ways of life.

(4) Folkcraft articles collected in this region are biased towards certain ceremonial implements which deeply interested researchers. It is difficult to gain insight into the ways of life of the ethnic Ainu of this era from these articles alone.